

第百二十三回 参議院国際平和協力等に関する特別委員会公聴会会議録第一号

平成四年五月二十六日(火曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

吉田 之久君

補欠選任

磯村 修君

五月二十五日

辞任

須藤良太郎君

補欠選任

高橋 清孝君

真島 一男君

森山 眞弓君

鎌田 要人君

狩野 安君

五月二十六日

辞任

高橋 清孝君

補欠選任

須藤良太郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

下条進一郎君

上杉 光弘君

岡野 裕君

田村 秀昭君

藤井 孝男君

佐藤 三吾君

谷畑 孝君

矢田部 理君

木庭健太郎君

吉川 春子君

井上 哲夫君

田淵 哲也君

委員

板垣 正君

尾辻 秀久君

合馬 敬君

狩野 安君

事務局側

常任委員会専門員

公述人

外交評論家

弁護士

学習院大学教授・国連人権小委員会委員

波多野里望君

鹿熊 安正君

鎌田 要人君

木宮 和彦君

須藤良太郎君

関根 則之君

高橋 清孝君

仲川 幸男君

永野 茂門君

成瀬 守重君

野村 五男君

星野 朋市君

飯 正敏君

小川 仁一君

喜岡 淳君

國弘 正雄君

小林 正君

櫻井 規順君

竹村 泰子君

角田 義一君

田 英夫君

細谷 昭雄君

太田 淳夫君

常松 克安君

中川 嘉美君

立木 洋君

磯村 修君

寺崎 昭久君

喜屋武眞榮君

辻 啓明君

伊藤 憲一君

中島 通子君

波多野里望君

弁護士 佐藤 欣子君
札幌大学教授 小林 孝輔君
帝京大学法学部 渡辺 洋三君
教授

本日の会議に付した案件

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会内閣提出)

○国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会内閣提出)

○国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(野田哲君外三名発議)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから国際平和協力等に関する特別委員会公聴会を開会いたします。

本日は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案、以上三案につきまして、お手元の名簿の六名の公述人の方々から御意見を伺います。
まず、午前は三名の公述人の方々にお願いをいたします。
この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。
皆様には、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から厚く御礼申し上げます。

本日は、皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にしたいと存じますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。
次に、会議の進め方について申し上げます。
まず、お一人十五分程度で順次御意見を述べ

いただきます、その後、委員の質疑にお答えをいただきますと存じます。
それでは、これより順次御意見を承ります。
まず、伊藤公述人にお願いたします。伊藤公述人。

○公述人(伊藤憲一君) 伊藤でございます。
それでは、ただいまから十五分ほどPKO協力法案に関連して意見を述べさせていただきます。
最初に、国際情勢の推移と日本の対応について一言させていただきます。

皆様御承知のとおり、七〇年代そして八〇年代に入っていくと、いわゆるボーダーレス現象ということが世界的にいろいろな分野に拡大し、かつ深化していきつつあったわけでありまして、そういう中でなお諸国家を隔てる壁として、東西両陣営の対立という現象が残っていたわけでございますが、これも最終的には皆様御承知のとおり、一九八九年のベルリンの壁の崩壊に象徴される冷戦の終えんによって取り払われたわけでございます。

こういうことで、国際情勢の推移といたしましては、貿易、金融といった経済問題だけではなく、間もなくブラジルで環境問題に関するUNCED、環境サミットが開催されますが、この環境問題にも典型的な形であらわれておりますように、一國主義と申しますがユニラテリズムと申しますか、我々が直面しなければならぬ問題を国境の壁の中に閉じこもって一國だけで解決する、あるいは他国と相談せずに自分だけの行き方を押し通す、こういった一國主義、ユニラテリズムが破綻しつつあるわけでございます。そして、このことはまさにこれまで一國主義、ユニラテリズムの典型であると思われてきた安全保障の分野にも波及しているわけでございます。その典型が、例えばイラクがクウェートに侵攻した

ときの状況を、世界は他国のこと、関係のないこととして黙視黙認するのではなく、国連決議等を通じて共同の意思と共同の行動をとったということにもあらわれていくわけでございます。

このような中で、日本は今、協調の道を進むのか、それとも孤立の道を進むのか、この岐路に立っているものと私は考えているわけでございます。このところの選択は、日本の今後百年の国運を左右する重大な選択ではなからうかと思うわけでございます。

孤立を回避するためには、やはり何と申ししましても世界共同体との一体意識を持つことが不可欠ではないかと考えます。問題は、日本が不得意だからやりたくないと言っていることが、世界の目から見ると、危険なこと、つらいこと、汚いことであり、日本が得意なのでそれだけにしてほしいと言っていることが、安全なこと、楽なこと、きれいなことであるということではないかと考えるわけであり、みんなが同じようなことを言ったら全体がどうなるか、それをわきまえることが共同体意識の原点である。そして、日本はこの原点を今問われているのだと私は考えております。

次に、憲法との関係について一言いたしたいと思ひます。

それは言っても憲法があるじゃないかとおっしゃる方がおられるかもしれませんが、憲法第九條は国権の発動たる戦争と国際紛争解決の手段としての武力の行使を禁じているものであって、憲法前文が申しております、平和を維持しようとするという国際社会において名譽ある地位を占めたいと思うという文言を勧案するならば、特にこれにおいて「平和を維持し」という言葉が憲法前文に既に明記されているわけであり、そして、P K OのP K Oというのは、まさにこの平和を維持することなわけであり、しかもとすれば、P K Oに参加することには何の問題がないだけではない、むしろ憲法がこれを予想し、参加することを期待しているものと考えるべきではない

かと思ひわけでございます。

P K Oとは別に、湾岸戦争時の多国軍籍のようなP E O、ピース・エンフォースメント・オペレーションズがあり、私は一定の条件を満たせばP E Oに参加することも憲法上許されると考えておりますが、しかし、それは私の私見でございます。それをここで申し上げるつもりはございませんが、問題となっており、P K Oは、このP E Oとは異なりまして、停戦成立後に国連と紛争当事国双方の要請によって参加する非暴力、中立の活動でございます。いかなる観点からいっても憲法上の問題があり得ようはずはないと考えるわけでございます。

次に、しかしなぜ自衛隊でなければならないのかという点について一言させていただきますと存じます。

一言で申せば、それが国連の要請であり、国際社会の要請だからであります。国連は、自己完結的活動能力を持ちかつ出身国にかかわらず統一の取り扱ひのできる組織体として、軍人の資格を有する者の組織の参加を要請しております。自己完結的活動能力と申すのは、例えば六十日間程度、自給自足で活動できる能力を意味しております。かつてバングラデシュの災害救援活動におきまして、我が国から参加した方々が、主観的にはボランティアとして熱意に燃えていたわけであり、ホテルに宿泊して朝出勤し、また夕方ホテルに戻るといふような活動をする以外にその能力を持たなかったということで、実際には全く効果的な貢献をすることができなかったという前例を想起したいと思ひわけでございます。

我が国の場合、このような国連ないしは国際社会の要請を満たすものは自衛隊しかないというものが現実ではないでしょうか。一部に文民、非軍事の別組織の参加を主張する者があるわけでございますが、別組織であっても、武器を携行しこれを使用する可能性があれば、それは第二自衛隊にすぎず、これを別組織とする理由が存在しないわけであり、もし自衛隊のための武器も携行しない

ということであれば、それはP K Oの中核部分であるP K Fへの参加を拒否するものであり、実質的にこれはP K O参加拒否論、P K O非協力論になるのではないのでしょうか。

最後に、時間の制約もございますので、二点申し上げたいと思ひますが、一点は、しかしアジアの近隣諸国が反対しているではないかということもあろうかと思ひます。この点につきましては、しかし私が関係しております外交国際問題のシンクタンク、日本国際フォーラムの調査結果を御報告いたしますが、私どもがタイからお招きしたタイ国チュラロンコン大学の国際政治学の教授の方は、彼が承知する限り、東南アジアで日本の自衛隊のカンボジア和平、P K Oへの参加に反対している者はいないということを私どもの会合で報告しているわけでございます。

また、私どもの研究員を現地カンボジアに派遣いたしました、現地カンボジアにおいてカンボジア人を含む各国関係者とインタビューを終えて帰ってまいりました報告結果を聞きまして、その間日本の自衛隊のカンボジアP K Oへの参加に反対するという声が一つもなかっただけでなく、むしろなぜ来てくれないのかという声を多数聞いたという報告を受けているわけでございます。

中国の発言として、この件については慎重に対応してほしいという発言が伝えられておりますが、その中国は、国連の常任理事国として安全保障理事会においてカンボジア和平のP K Oに賛成するだけでなく、みずから工兵大隊を現地に派遣いたしてあるわけであり、この日本に対して慎重にという発言も、私の理解する限りでは、日本側から何回も何回もいくらいに意見を求められる中で最後に慎重にということを書いていくわけ、その慎重にという意味は、日本に自衛隊をP K Oに参加させないでくれという意味ではなく、日本にそのような行動の果てに軍事大国になるような道を歩まないでほしいという意味であって、その点で慎重であってほしいということ

が中国の真意ではないかと私は考えておるわけであり、最後に、僭越ではございますが皆様にお願ひしたいと思ひますことは、いよいよこの委員会における審議も既に六十五時間を重ね、さらに十五時間程度の審議も予定されていると聞くわけでございますが、これだけの審議を尽くした以上は、最終的には採決によって結論を出し、その結果を少数派の皆様にも尊重していただきたいと考えるわけであり、あくまでも物理的抵抗によつて採決自体を阻止するということでは立法府の自滅行為となり、民主主義の自殺行為となるのではないのでしょうか。本法案の採決は、世界の注視と国民の期待の中で行われることを厳肅に自覚していただければありがたいと考え、最後に付言いたしました。

どうもありがとうございました。

○委員長(下条進一郎君) どうもありがとうございました。

次に、中島公述人にお願ひいたします。中島公述人。

○公述人(中島通子君) 中島でございます。

どうぞお静かにお願いいたします。

これまで国会では何度か意見を述べてまいりましたけれども、今回ほど緊張したことはございません。今、日本の歴史を大きく変える曲がり角、すなわち戦後四十六年間にわたり守られてきた憲法九條を変えるのか否かという曲がり角の前に立ち、その責任の重さを痛感し、感じているからです。今、委員の方で笑っていらつしやる方がいますが、委員の皆様方も歴史の重大な選択をなさる責任を厳しく感じていらつしやるのではないでしようか。(感じていらつしやるのではありません、呼ぶ者あり) そうですね。法案賛成の方もどうぞ心を開いて耳を傾けてくださいますよう、心を込めてお願い申し上げます。何で笑うのか、私は理解できません。

いわゆるP K O法案の問題点の核心は、武器を

持った自衛隊を部隊ごと海外に派遣することは憲法九条に違反しないかどうかという点です。政府は、違反しないばかりか、むしろ憲法の精神に合致するのだと主張しています。しかし、その説明には余りにも無理があり、法治国家には許されない手続なしの改憲であると断言せざるを得ません。(発言する者あり)憲法改正の手続はしてはいるけれども、憲法九条に反するということは……(発言する者多し)ちょっとお待ちください。(きようは自衛隊の違憲論なのか)と呼ぶ者あり)それは憲法学者の多数意見、通説でありますけれども、私は今ここでそれを述べるつもりはありません。ちゃんと聞きになってから、後で質問していただきたいんですけれども、これではちょっと、意見を述べることもとても困難です。(委員長からちゃんと注意してください)「委員長、整理して」と呼ぶ者あり)

○委員長(下条進一郎君) どうぞお続けください、今静かですから。
○公述人(中島通子君) 仮に自衛隊を合憲とする立場に立つても、武器を持った自衛隊の海外派遣はやっばりどう考えても憲法九条に違反すると思われるのであります。

御承知のとおり、一九五四年、自衛隊法が制定されるとき、参議院で自衛隊の海外派遣を為さざることに決する決議が満場一致で可決されました。このとき趣旨説明をなさった鶴見祐輔氏は、「我々が過去において犯したるとき過ちを繰返さないようにすることは国民に対し、我々の担う厳粛なる義務である」とし、「何ものもが自衛戦争であり、何ものもが侵略戦争であつたかということ、結局水掛論であつて、歴史上判明いたしました。」「故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということではなりません。如何なる場合においても、一度この境界を越え、と、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮屈であつても、不便であつても、憲

法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。」と述べました。

政府は、このとき、決議を十分尊重すると表明し、その後も繰り返し繰り返し、一貫して参議院決議を守り、自衛隊を海外に出さないと言答してゐるのであります。

特に、一九八〇年十月には、国連平和維持活動に関する政府の公式見解が政府の答弁書で示されましたが、ここでは「当該「国連軍」に、これはP K Oのことですが、「の目的・任務が武力行使を伴うものであるならば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されない」と明確に断言しています。同時に、集団的自衛権の行使や海外派兵も憲法上許されないと答弁しています。ここで、目的が武力行使である場合だけでなく、任務が武力行使を伴うものであるならば自衛隊の参加は憲法上許されないと言っていることに御注目ください。

事実、P K Oの平和維持軍は、国連のガイドライン、S O Pにはつきりと書いてあるとおり、場合によってはユース・オブ・フォース、武力の行使をするのです。そのため、一昨年の国連平和協力法案審議の際にも、工藤法制局長官は平和維持軍的なものは参加することが困難な場合が多いと答弁されました。ところが、昨年八月政府は新見解をまとめ、今回の法案を提出しました。これは参議院決議を破り、これまで四十年近く、自衛隊ができた後です、一貫して守り続けてきた政府見解を決定的に変更するものです。

その違憲性について二点申し上げます。
第一に、政府の新見解は、武器の使用は我が国要員の生命、身体、防衛のために必要最小限のものに限る。二、平和維持軍が武力行使をするような場合は独自に撤収する。したがって、憲法九条の禁止する武力の行使にはならないという一点にかかっています。しかし、これは国連のS O Pに明白に反することはこれまでの国会審議で明らかになっています。

まず、すべてのP K Oは国連の事務総長の指揮下に入り出身国の指揮を受けないと明記し、武力

の行使は自衛のためにのみ行うとしていますが、この自衛には任務遂行の妨害排除を含み、完全に同一の方法に従わなければならないと書いてあります。これに対し、日本は特別の条件をつけて参加するからS O Pに従わなくてもいいのだと言いますが、軍事行動における二重の指揮権や個人の判断だけで武器を使用するなんてそんなことあり得ないことで、政府の答弁は昨年の段階で論理的に完全に破綻しました。この矛盾については伊藤先生も昨日の毎日新聞に、破綻ということではありませんが、矛盾しているということについては書いていらつしやいます。ところが、ことし、いわゆる凍結論とともにまた同じ答弁が繰り返されています。ああ、国会は論理を無視し政治的な思惑だけで動くところなのかと驚き、あきれ、先ほどのやじもそうです、日本の国民として情けない、恥ずかしいと思います。

しかし、論理だけでなく実際上も破綻することは明らかです。去る二十一日の朝日新聞で自衛隊幹部の方が、「わたしが国連の司令官の立場なら、日本の部隊は要らない、と言ってしまう。命令に従わずに独自行動するかもしれない部隊なんて危なくて」と語っています。武器使用についても個人の判断で正当防衛のみというの無理な要求だし、後方支援こそ最も危険だと言われている。武器や食糧補給のための輸送中に襲われたら、政府の解釈によればみんな捨てて逃げることになります。難民輸送の場合も同じです。そんなことが本当にできると思っているらつしやるのでしようか。伊藤先生も毎日新聞に書いていらつしやる「矛盾に満ちたガラス細工」は、現地で紛争に出会えばたちまち壊れてしまうことは避けようがありません。その犠牲性になるのは自衛隊の皆さんです。このことについてよくお考えください。

第二に、政府は自衛隊の派遣が憲法の理念に合致すると述べて、その根拠に憲法前文の「名誉ある地位を占めたいと思ふ。」の部分を挙げています。これは国連軍への参加の根拠としても最近引用される点です。でもこれは最近出てきたものです。しかし、国会の議事録に出てくるのはすべて経済大国にあふましい軍事的役割を果たして名誉ある地位を占めたい、カンボジアに二十一本目の旗を立てたいということばかりです。私、議事録全部拝見いたしました。全部そういうことしか述べていらつしやいません。

宮澤首相は、いわゆる軍事大国に期待されるような種類の軍事的な貢献は期待されないから憲法の精神は不変だと答弁しておりますが、軍事小国としての軍事的役割ならばいいというのは、国際紛争を解決する手段として武力の威嚇または武力の行使を永久に放棄した憲法とどうしても両立し得ない。どうして両立し得るのでしょうか。

また、戦争に負けたときには前科者であつて謹慎処分、保護観察を受けてきたが、今の変化の時代は日本は一人前の国として役割を果たせという議論も行われていますが、これはまさに憲法を改めろということですね。それは正々堂々と私は議論したいと思ふんです。しかし、前科者がもう保護観察を解除されていいというのは、あの従軍慰安婦問題を初め侵略戦争の償いをいまだに果たしておらず、アジア各国から法案への懸念が表明されていることについてどうお考えになるのでしょうか。

憲法前文の「名誉ある地位」とは、今議論されているような武器を持った軍隊が大量に海外に出動して勇ましく活躍して勲章をもらうような名誉では決して決してありません。かつての戦争によつてアジアを中心とする二千万人以上の人を殺し、日本でも三百万人を超える国民が殺されたことを深く深く反省し、日本は二度と武器を持たない戦争の放棄を宣言したのです。正義の戦争と不正義の戦争があると言われ、この区別は極めて無理だと思ひますが、仮に正義の戦争があつても日本は参加しない。また武力の行使についても、正しい武力の行使、正しくない武力の行使があるとしても、日本は一切の武力行使をしない。そのかわり他のあらゆる方法で世界の平和の実現のた

めに尽くそう、これが憲法の根本的な精神ではありませんか。

前文は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会」で武力によらない平和を実現するために積極的に努力することによって名譽ある地位を占めたいと決意したのです。

最近のマスコミの世論調査でも、自衛隊の軍事的な役割に賛成する人はわずかで、読売新聞の調査でも四一％の人がPKOへの自衛隊派遣は憲法の精神に反するので問題だと答えています。中でも女性の反対は際立って高くなっています。これは我が子、我が夫を戦場に送りたくない、殺されたくないだけでなく、殺させたくないという気持ち強いというところであり、しかし、それだけではありません。女性は武力、暴力、ユース・オブ・フォースそのものに反対なのです。

例外的な女性もいらっしゃると思いますが、なぜ女性が武力や暴力に反対するのかというと、これまで女性は暴力によって支配され差別されてきたからです。その極端ではあります象徴的な例が日本軍による従軍慰安婦に対する強制です。この問題に対する謝罪と償いをしないことこそ、力によって女性を、世界を支配しようとするところ、力になるものと言わなければなりません。

時間の関係で急ぎますが、では世界平和の実現のために日本は何をすべきかという問題に簡単に触れます。

もちろん日本はやるべきことがたくさんあります。PKOについてもたくさんあります。第一に非軍事の面で世界平和のために尽くすべきこと、難民救済のために、あるいは復旧のために尽くすべきことはたくさんあります。この点について伊藤先生が昨日毎日新聞にお書きになっていたことは、原点を忘れた議論であり、社会党はPKOに協力するのかもしれないのか何一つ述べていないというふ

うにお書きになっていらっしゃいましたけれども、私は議事録を全部拝見して、どんなに社会党が、そのほかの政党もそうですけど、PKOに協力するたために非軍事、文民による民生分野での協力をいかにたくさんするかということ、具体的に非常に詳細に述べて主張していらっしゃいます。これをマスコミが残念ながら報道されないために、知られていません、伊藤先生までそれをこらになつていないということは、本当に残念です。

この点については、時間がないのでこれだけ述べますが、カンボジアについても明石代表が述べられたことに關して、日本が文民によってやるべきことはたくさんあるし、それについて社会党は具体的にたくさん詳細に述べていらっしゃいます。このことはぜひマスコミの方も報道してください。公正な報道をしてください。

第二に、戦争の原因になる貧困、南北格差、環境破壊などの問題解決のために、あらゆる努力をすべきです。このことについても社会党は詳細に具体的に述べていらっしゃいます。このことについても公正な報道をお願いしたいと思います。

最後に、第三に、憲法九条を守り抜き、さらにこれを世界に広げることこそ、憲法を持っている私たちの平和のための任務、役割だと思います。冷戦後、武力によらない平和の可能性が見えてきました。今、世界の人も九条を知ることによって支持の音が広がっています。今こそ平和憲法を世界に広げるチャンスです。この半世紀にわたって、経済大国にはなつたけれども武力を、軍隊を世界に一度も出さなかつた日本が、今こそそれを

出してみたら、武力によらない平和を世界に実現するという希望を消してしまうことになるのです。私は、そのためにどうしてもこの希望の灯を消してはださくない。もう最後にお願います。

私、公聴会に出るに当たって近所の人たち、友人たちからいろいろ希望を言われました。庶民の意見を聞いてほしいと伝えてほしいと言われてき

ました。世論調査を見ても自衛隊を海外に出すということが、しかも武器を持つて出すということが憲法上問題であるということは国民の半分が答えているわけです。改憲というものは国会の中だけ、さらに国会審議の場ではなく国会の水面下の政党内の駆け引きで行つてしまふ、憲法を変えてしまふというようなことは許されません。

先ほどから、論議は十分尽くしたと言われておりますけれども、私が議事録を全部拝見した限り、憲法論はほとんど行われておりません。衆議院の段階で少し行われておりました。その後、参議院でまぐら言葉として憲法を守るか守らないかということとは言われてはいますが、一九五〇年以降の政府見解、憲法に関する政府見解を今決定的に変えようとして、しかも無理に無理を重ねたこの解釈によって憲法九条を変えようという、このような重大なことについてはほとんど議論されてないことに、私は議事録を読んで初めて本心にびっくりしました。今こそ、これから本格的な憲法論議を正々堂々と尽くしていただくことを心からお願ひして、私の意見を終わります。

○委員長(下条進一 郎君) どうもありがとうございました。

次に、波多野公述人にお願ひいたします。波多野公述人。

○公述人(波多野望君) 波多野でございます。私は、学習院大学で三十年近く国際法を教えておりますが、実は私と国連との関係は、それよりさらに五年も長いのでございます。

時間の関係で詳しいことはすべて省略しますが、キプロス、シナイ半島、ゴラン高原のPKOを視察してまいりましたし、タイ国境のカンボジア難民キャンプも訪れました。そのように、国連とは常に密接な関係を保ってきました。したがって、私は学者の中では国連の実態を比較的よく知っているつもりであります。その意味で、これから私が申し上げることを、学者の単なる机上の空論としてではなく、若干は実践の裏づけのあ

る発言として聞いていただければ幸いに存じます。

まず、結論から申し上げますと、次に挙げる二つの理由によりまして、私はこのいわゆるPKO法案には全面的に賛成であります。

理由の第一は、この法律の成立によってPKOへの参加の道が開けるのが、日本にとつても国連にとつても極めて望ましいことだと信じているからであります。

理由の第二は、この法案には私の年来の主張の大部分が盛り込まれているということであり、これは若干の説明が必要かと存じます。

実は、私は六人の同志とともに一九八三年に当時の安倍晋太郎外務大臣にある提言を行ったことがあります。その提言の中には、日本政府が次のような段階を追つてPKOに参加すべきであるということとを述べてあります。

第一は資金、機材の提供、第二は選挙監視活動への参加、第三は医療活動への参加、第四段階は通信・運輸活動への参加、第五は警察活動への参加、第六が兵たん・補給活動への参加、そして第七が監視・パトロール活動への参加であります。

以上が、私がこのPKO法案に賛成する第二の理由でございます。

結論を繰り返しますと、以上二つの理由によりまして私はこのPKO法案には全面的に賛成でございます。したがって、一方では本法案が一日も早く成立することを願うものであります。

しかし他方では、本法案が最終的に成立するまでのいわゆるすり合わせの過程で、委員の皆さんが次の諸点に十分に配慮してくださるよう願つてやみません。ただいま全面的にと言わず、ほぼ全面的にと申したのは、本法案に關してはこうあつてほしいと思う点はまだ幾つも残っているからであります。時間の制約がありますので、ここでは次の七点についてだけ触れます。

第一は、PKOに参加してやるんだという思い上がった意識を決して持つてはならないというこ

とであります。むしろ、今まで参加しなくて申しわけありません、初めは足手まといかも知れませんが、これからは精いっぱい努力しますから、どうか仲間に入れてくださいという謙虚な気持ちを持つことが大切だろうと思います。何しろ、PKOには半世紀近い歴史があります。さらに、独立したばかりでありながらPKOに既に参加している先賢国も決して少なくはないからです。

第二は、参加する以上は、軍事部門においてもその他の部門においても最高レベルの人と物を提供すべきだということであります。なぜなら、PKOはいわば見本市であり、各国から提供された人や物の資質がPKOにかかわるすべての人々によって厳しく査定、評価されるからです。したがって、員数さえ合えばだれを出しても同じだということには決してなりません。

一つだけ例を申し上げます。例えば、ある晴れた日に高い丘に立って下の湖を見おろしたとします。青い水面に白い糸のような筋が何条もあり、それらが、あるいは真つぐにあるいは緩いカーブを描きながら、糸の端のどちらか一方の方向に少しずつ動いているのを見たら、ああ天気がいいから遊覧船やモーターボートがたくさん出ているんだと我々は恐らくみんな思うと思います。しかし、それを見たのが後ろに波を立てて走れるほど速く走れる船というものを全く知らない人であつたらどうでしょう。何がええかと思かされても、遊覧船とかモーターボートといった答えは決して返つてこないに違いありません。言いかえれば、人は本当の意味で見ることができるのは自分の知っているものに限られているのです。

したがって、同じ場所から同じ時間に同じ方向を向いて双眼鏡をのぞいたとしても、素人の私に見えるものと特別な訓練を受けた知識を持った人に見えるものとの間には天地ほどの差があります。だからこそ、停戦監視についてもあるいは選挙管理についても、経験豊かな専門家を派遣しなければならぬと存じます。

第三は、PKOに参加させる人の適性を事前に

十分に調査し判断するための組織、制度を確立することです。

今度は実際にあつた例を御紹介します。カンボジアとの国境に近いタイ領内の難民キャンプに日本が派遣した医療団を訪れたときのことです。みずから進んで、あるいは少なくとも納得した上で医療団に参加した人ばかりのはずなのですが、それでも現地に着いてからわずか二、三週間では体重が十キロも減つたため日本に送り帰されるという人が結構おりました。

それと対照的なのがオーストリア国連軍の例です。シリアとレバノンの国境付近にはグラン高原あるいはテリ山、英語で言いますとマウント・ハーモン、ヘルモン山と申しますが、標高二千八百メートル余りの山がございます。そして、その尾根にUNDOF(国連兵力引き離し軍)の監視所(OP)は、これはオブザーベーション・ポストと申しますが、それが置かれております。

そこに勤務する兵士は、ふだんは二週間前後で交代しますが、冬場は雪が深く交通が途絶します。そのため三カ月ほどは交代できません。そこでオーストリア政府は、PKOに参加する一般の兵士とは別に、冬の間その監視所に勤務すべき兵士に対しては、スキーができる、これは当然であります。そのほかには孤独に耐えられるか、あるいは同性愛の傾向があるいはしないかといった点まで事前に特別な検査をしている由であります。そのせいか、今までに途中で体調を崩したり問題を起こしたりした例は皆無だと聞きました。

したがって、日本もPKOに参加する人たちに對してこうした事前の適性検査を十分に行えるだけの施設、設備、人員を大至急で整える必要があらうかと存じます。

第四は、PKOに参加する人たちに對して、参加のために必要な訓練を短期間に効果的に施すことです。

これもタイ国境に派遣された医療団の例ですが、各国から来ている看護婦さんたちが定期的に

集まつては情報を交換したり、あるいは悩みを打ち明け合つたりしておりました。ところが、日本の看護婦さんたちは、英語が得意でないということが多いのですが、さらに免許証を持つていない人が多かつたため、その集会にはほとんど出席できない。したがって情報も得られなければ、同志として親交を深めることもできません。英語を短期間でというのはいささか難しいかもしれませんが、免許証の方はそれこそ警察や自衛隊の施設を利用して特訓すれば、若い人であるだけに二週間もあれば何とかなるだろうと思います。

また、特に必要なのが現地の言葉です。現地の人と直接に接しなければならぬ文民警察あるいは選挙管理に携わる人たちにとっては、現地の言葉ができるということが不可欠になってきます。その意味では、現地語を短期集中的に教える機関を早急に設置することが望まれます。

第五は、平和とか人道とかいうだけが正しき崇高な目的のためには犠牲をあえていとわな心構えです。

これは、人を救い出すために我が身の危険を顧みず燃え盛る炎の中に飛び込んでいく消防士、あるいは人質をかばつてみずから犠牲にする警察官、さらにはエイズに感染する危険を冒して治療に当たる医師や看護婦、これらに共通のいわば職業意識であつて、戦争とは全く関係のないことであります。しかも、PKOは一般に考えられているほど危険なものではなく、今挙げたいろいろな例よりもむしろ危険が少なくとさえ言えます。

そのことを具体的な数字で見てもみましょう。PKOには、御承知のように、今までに延べ約五十万人が参加しております。そして七百数十名が犠牲となつております。しかし、そのうちの大部分は病氣または事故、交通事故その他で死亡したものであつて、戦闘とかゲリラに誘拐された結果として死亡したのはわずか数十名であります。仮にそれを百名として計算しても、そのような形で犠牲となつた者の割合は〇・〇二%、つまり五千分の一にすぎません。

他方、赤十字の人たちは停戦協定ができる前の戦場にもほとんど出ていきますから、彼らが負つている危険はPKOの場合と比較にならないほど大きいと言えましょう。それでも彼らは特別なことをしてきたような顔は一切しませんし、新聞やテレビも特に取り上げもいたしません。つまり、その程度の危険を冒すのはそういう立場に身を置く人にとってはごく当たり前のことなのです。したがって、本法案のすり合わせに当たつても、委員の皆さんがその辺の事情を十分に踏まえておいていただければと存じます。

第六は、日本のハイテク技術を最高度に発揮することです。

ただいま述べたように、PKOの危険率は決して大きいものではありません。しかし、それをより小さくするように努力すべきこともこれまた当然であります。殊にUNTAACの場合には地雷の除去が大きな問題となつており、中でも木製やプラスチック製の地雷は探知、発見が困難だと言われております。その難しさはよくわかりませんが、世界の最高水準にある日本のハイテク技術をもつてすれば、木製地雷でも中の火薬を探知する、あるいはプラスチックを探知するということも決して不可能ではないであります。そして、もしこれらの新しい機械の開発に成功したら、それこそ各国からPKOに派遣される何千という青年たちの命を危険から遠ざけることになり、国際的に高く評価されることは疑いありません。

最後に、第七は、PKOに参加する民間人に対する補償制度を確立することです。

先ほど御紹介したタイ国境付近に派遣された医療団の場合、各国に比べて一番最後に参加した上に、ベトナム軍の総攻撃があるといううわさが立つた途端に真つ先にバンコクに引き揚げてしまいました。そのために、大和魂はどこへ行ったんだ、日本にはもう武士道精神というのは存在しないのかと失笑を買い、軽べつされる……(発言する者多し)

○委員長(下条進一郎君) 傍聴人の発言は慎んで

ください。

○公述人(波多野里望君) これは私が言ったのではありません。外国人が言ったんです。軽べつされたという事実を御紹介しただけでありまして、当時の団員の名譽のために申し添えておきますが、そうした事態は決して彼らが意気地がなかったために起こったものではありません。彼らは日本政府の指示に従って行動しただけなのであります。

では、政府はなぜそのような指示を出したのでしょうか。私が承知している限りでは、国際的なボランティア活動に従事している民間人が死亡したりけがをしたりした場合、補償を支払う法的な根拠が存在しなかったからであります。事実、タイとカンボジアの国境の近くでボランティアとして難民の救援に当たっておりました日本の青年が、アランヤプラテートという町で強盗に襲われて死亡するという事件が起きたことがあります。ところが、今申し上げたように、民間人に対して補償金を支払うべき法的根拠がないために、政府としては総理大臣の名前で百万円の見舞い金を出すことしかできませんでした。

しかし、これからPKOへの参加その他が定着してまいりますと、国家公務員や地方公務員だけでは賄い切れない部分が出てきて、民間人の協力を仰がなければならない事態が早晚起こってくると思われまふ。その際、せっかく善意で参加してくれた民間人が万一事故に巻き込まれた場合、政府として補償金を一円も払えないというのは、本人及びその家族に対して気の毒なだけでなく、政府としても民間人の協力を積極的に求めることがためらわれます。

したがって、政府の要請に応じて、または……(発言する者多し)

○委員長(下条進一郎君) 傍聴人の発言は慎んでください。

○公述人(波多野里望君) したがって、政府の要請に応じて、または政府の了解のもとに、PKOなりそれに準ずる国際的な活動にボランティアとして参加した民間人に限り、万一のことがあった場合にはしるべき補償金を政府が支払えるような法的根拠を何らかの形で整えておくことが必要だろうと思ひます。

以上、いろいろ申し述べてきましたが、それはいずれもかなりの額のお金を必要とします。しかも、商業ベースには乗りにくいものばかりであります。したがって、国の財政援助が得られなければそれらが実現する可能性は全くございません。だからこそ、私はこの場をかりて委員の皆さんの御理解、御協力をお願いした次第でございます。

これで私の陳述を終わります。御清聴ありがとうございました。(発言する者あり)

○委員長(下条進一郎君) どうもありがとうございました。

そこで発言しなさいませんか。外へ出なさい。発言した人は場外に退出してください。

以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。

それでは、これより公述人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○板垣正君 自民党の板垣であります。きょうは、いろいろお聞かせいただきましてありがとうございます。

伊藤公述人にまずお伺いしたいと思ひます。

先生の先ほどのお話で、まさに今、大きな世界的な転換期の中で、日本が共存の道を選ぶか孤立の道を選ぶか大きな岐路に立っている、こういうお話でございました。私も全く同感であります。

戦後の日本外交は基本的に孤立主義ではなかったか、これは京大の高坂教授の言葉であります。また、伊藤先生の御著書でも、平和主義という名の鎖国政治が行われてきたのではないのか。戦後平和主義、平和に徹する、これは我々もまさに最も命がけで守らなければならない。同時に、それ

が平和をめぐる国論が対立をする、そういう中で冷戦が内部に持ち込まれたような姿で、しかもなお、冷戦が解けて新しい世界情勢の中でこれに対応できないのではないのか。

日本が戦後孤立してきたのではないかと、例えは国連の本体約六千人の職員がいるそうですが、この中で占めている日本人はわずか九十人。本体を含め国連機関約五万人、このうちに占める日本人はわずか五百名、つまり一%。また、先ほどお話もございましたとおり、半世紀の歴史を持つPKO活動、日本に対しても従来協力の要請がありましたけれども、ほとんどこれを断つてきている、参加していません。こういう姿は、やはりこれからの国際社会に対応する上において極めて反省しなければならぬ。

伊藤先生の御著書も拝見いたしておりますけれども、いわゆる法制的、解釈論的な思考法から戦略的、立法論的な思考法へ、孤立主義を脱却して世界的な枠組みに参加をしていく、これはむしろ日本自身の、国民自身の生存、平和、繁栄、そのために絶対不可欠なことではないのか。人類全体のためにプラスになる共同活動に参加することが国際社会から孤立しない道であり、国連加盟国としてこれにふさわしい水準まで日本の立場を引き上げる、これがまさに伊藤先生もおっしゃった岐路に立っているゆえんではないのか。

これは最近、英国の戦略研究所がいろいろ発表したしております年次報告の中に、日本はまだ主要な国際的役割を果たす用意ができていないようだ、世界の中で本場に尊敬される地位を求めようとする日本の模索はやっと始まったところ、日本の自主的な努力による国際貢献の早急な導入が必要であると、こうした見方もあるわけであります。

この辺を踏まえてPKOを含めた国際的なかわりにおける日本のあり方について、伊藤公述人からも一言お願いしたいと思ひます。

○公述人(伊藤憲一君) それではお答えさせていただきます。

去る五月十二日、この同じ参議院のPKO特別委員会でも明石国連カンボジア特別代表がこういうことを言っておられます。平和が一国のみで守られる時代ではない。平和は折念するのみならず行動することも大切である。また、平和は不可分である。ヨーロッパがアジアに出てきて平和を守るのとうとさを考えるべきである。日本人は食事はコスモポリタンになったが、自分の平和という点では個人中心の行動である。こういうふうな五月十二日に明石特別代表が述べておられます。

明石さんは私も個人的によく存じ上げておりますが、日本人の中では最も国際社会の中に身を置かして、最も普遍的な考え方を身につけておられる方でございます。この方の言葉を私はかみしめてみるならば、失礼ではございますが、先ほど中島先生の方から平和を願う切々としたお言葉をお聞きしたわけでございますが、そしてまたその主観的なお気持ちには痛いほど私にもよく共感されるところでございますが、しかしその目的を達する手段としてPKOに反対されることが、実は世界を平和ではなく混乱と戦争と紛争の世界に導くことになるというところにどうかお気づきいただきたいと思ひます。

平和を願う気持ちにおきましては、私は中島先生に何ら劣るところはございません。しかし、国際政治の専門家として私、この道三十年、いろいろな国際政治の現場、戦争と平和の歴史を学んできました。学ばば学ばば、平和は折念することによってではなく行動することによってしか守れないということを痛感するものであり、その立場に立つならば、今回国連が率先して組織しているPKOに協力することは、日本が平和に貢献する唯一かつ最も現実的な道であらうかと信ずるものでございます。(発言する者あり)

○委員長(下条進一郎君) 傍聴人の発言は認められておりません。御注意申し上げます。

○板垣正君 次に、中島公述人にお尋ねいたします。

伊藤公述人にお尋ねいたします。

先ほどのお話で、議事録は全部読まれた、こういうことでございますが、私も質問をいたしておきます。いろいろ申し上げましたし、またPKOの基本的な問題点なり、あるいはいゆる社会党の具体的な案なり、こういう点について私なりに相当真剣な議論をしたつもりであります。先ほど来のお話では、どうもそこは十分読んでいただいておられないんじゃないか。

いずれにいたしましても、PKOとは一体何かということについて、これはまさに何か武装した軍隊を送り出すんだ、こういう非常に誤った認識、そうした考え方というものが……（発言する者あり）

○委員長（下条進一郎君） 再度御注意申し上げます。不規則発言された方には退場を命じます。

○板垣正君 明石さんも、PKOは平和活動の国際オリンピックだ、こういうような表現も言われておりました。武力行使は目的ではないし、その能力もない、兵力に依存しない。問題は、できるだけ多くの国に参加してもらい、そして紛争には巻き込まれない。紛争当事者になつたらPKOでなくってしまふ。したがって戦闘状態のところには配置をしない。だから、国連のPKOは腰抜けじゃないかという批判すらある。しかし、身を守るための軽火器を持つとしても、普通の軍隊のあれから言うならばまさに実質的には丸腰で、国連という多くの国々のそういう道義的な力を背景として平和維持をやるといふ、この基本的性格ですね。これは緒方さんも、あるいはいろいろな方が、人類の生み出した知恵だ、国連が創造した一つの平和の組織と申しますか、残念ながら我が国におきましては、そのことが短絡的に武装した自衛隊を出す、海外派兵だ、これは全くPKOそのものの本質を理解しない、殊さらにこたわった見解じゃないのか。その辺、PKOというものについてどういふふうにお考えですか。

○公述人（中島通子君） 傍聴人の方も静かに聞いていただきたいというふうに思いますが、お答えする前にちょっと一言申し上げます。

先ほど私が憲法に違反するという一言を申しましたら騒然となって、こちらの議員の方から、違憲という言葉が出てきたとわつとわつと、それに対して非難、攻撃をするようなこの国会のあり方に対して私は大変恐ろしく感じました。こういうことで憲法論議が……（発言する者あり）

○委員長（下条進一郎君） 公述人が今発言中でありまして、我々は委員会をまじめに進めているのに傍聴人によって妨げられることは困りますから、規則に従わない方は監視の方とどんどん退場を命じてください。

○公述人（中島通子君） このような雰囲気ではなく、正々堂々と憲法論議をやっていたいただきたいと思ひます。違憲という言葉に対して攻撃的なやじがわつと飛び交うような、そういう国会は私はもう本当に情けないです。そのようなことはもうぜひやめていただいて、本格的な議論をしていただきたいと思ひます。

今の板垣先生の御質問に対してお答えいたします。

先ほどの伊藤先生の御発言でも同じなのですが、大変な誤解があります。私は、PKOに一切反対する、一切協力すべきでないとは一言も申し上げておりません。むしろPKOに関して、非軍事、文民、民生分野における協力は最大限やるべきだし、そのことはたくさんあるのだということをもう先ほど大分言つたつもりです。しかも、伊藤先生がおっしゃったように、単に平和を祈念するだけ、祈るだけで平和が守られるなんて私は全く思っておりません。平和のためにあらゆる行動、ただし武力行使以外のあらゆる行動をやるべきだと考えておりますし、そのように申し上げております。（やることない）と呼ぶ者あり。武力以外に、やることないという今こちらの御発言がありましたが、武力行使に必要ないためには、持つていった武器を、自分とそれから周りの日本の同僚の正当防衛と緊急避難に当たる場合について個人の判断のみ使用する。

に至るような場合には直ちに撤収するという、この世界で現実には紛争状態の中でもあり得ないような、その前提に立つて初めて武力行使はしないと云つていくにすぎないんです。このようなことをしたら、先ほど波多野先生がボランティアの方々がみんな逃げ出して大和魂なんかなくて情けなかったというお話をなさいましたけれども、今度はこの法律によって自衛隊を武器を持つて出したら、民間人じゃない、武器を持った自衛隊が、危なくなつたらみんな一斉に逃げろという、そういう法律なんですよ。民間人が逃げるのが情けないとおっしゃるならば、武器を持った自衛隊が危なくなつたら一斉に逃げる、みんなを見捨てて、難民も見捨てて、そこを捨てて逃げるなんて、こんな情けない、こんなひどいことを本当にできるのですか、もうこれこそ私は伺いたいんです。

それで、今板垣先生の方から……

○板垣正君 どうぞ簡単に。

○公述人（中島通子君） はい。

板垣先生の方から、武装した自衛隊、軍隊を出すという誤解があるとおっしゃっていますけれども、自衛隊を武器を持つて出すということ自体がこの法案の根幹ですよ。ですから、自衛隊が武器を持つて部隊ごと出るといふことを抜きにすれば、これはPKO参加大いに結構だと私は思います。

ただ、自衛隊が武器を持つて部隊ごと出ることだけは、憲法が禁止している武力行使に当たるのでどうしてもそれだけは憲法上できない。この憲法上できないということについて、もつと本気でまじめに真剣に議論していただきたいということなんです。それで、先ほどの誤解に基づく質問はもうぜひ誤解を解いていただきたいと思ひます。PKO賛成です。

○板垣正君 ここで中島さんと議論しても時間がありませんので。ただ、PKOの活動というものは基本的に国連憲章の枠外といえますか、人類のまさに知恵、多くの国が集まり、国連の權威の名のもとに、血を流さない、平和の中で平和をいかに

につくり上げていくか、こういうことで積み上げてきた。ノーベル賞も受ける、こういう活動でありますから、私は、平和平和とおっしゃることともういふことですが、余りにも凝り固まつたまさに鎖國的な立場では国際社会と本当のおつき合いができないのではないかと。

その辺は、先ほど波多野公述人もおっしゃつたように、私も謙虚に、日本の立場についても謙虚に、今までつくり上げられてきているPKO活動に参加をする。この法律の基本は、もちろん自衛隊の参加が前提でございますけれども、いかにすれば最も有効な協力ができるか。これは長い歴史があり、軍人の仕事でないけれども軍人ではない、その中で積み重ねられてきた。そういうことで、その経験からも、また現実に日本の体制から、そういうことに対応できる、組織的な活動に対応できる最も有効な自己完結的な協力体制ということになれば、これはやはり諸外国ともども、そうした軍人、自衛隊の参加ということであつて、その辺は見解の分かれるところでありまして、私が、私からもぜひもう一度このPKOの本質というものをさらに深めていただきたいと思ひのであります。

憲法の問題、いろいろお話がございましたけれども、憲法といえども不磨の大典ではない。ましてこれだけ激動する国際社会の中で、憲法の基本理念である平和を貫くといふことはもちろん私は日本国民だれ一人反対の者はいないし、また恐らく日本国民だれ一人日本を再び軍事大国にしようなどと考えておる者はおらないはずであります。そういう中で、いろいろな意見が出されてくる。これは従来社会党系の護憲運動の事務局長まで務められた方が、最近やめられたようでありまして、こういうことをおっしゃっています。旧来の社会党、総評的発想はもう通じない。憲法の平和主義を強調する人ほど国際社会でそれをどう担保していくか考えなければならぬ。護憲運動もこれからどう幅を広げるかが課題だと。つまり、

今までのような反安保、反自衛隊、こういうのが中心の護憲運動は大きな転換期が来ているんだ、こういうことを当のその運動を担当してきた方がおっしゃってられる。

あるいは中央公論の六月号に、伊藤茂さん、社会党の幹部の先生であります「これからの社会の新しい設計図」、こういう中で、反対中心の時代を超えていかなければ、そして先の問題を提案していく、これが本場の野党の立場なんだ、そういう政党にならなきゃいけないのだと。赤信号を強調する社会党から社会の将来への青信号のシグナルを鮮明に示せる政党に変わらなければならぬ。そういう転機にきている。万年野党では国民ももう魅力が失っている。私は、こうした見解というものが出されるということ自体一つの前進だと思ふんです。

そういう意味合いで、中島公述人の平和に対するお気持ち、これは私自身よくわかるつもりでございますけれども、もう一歩踏み込んだ転換期、明治維新前、浦賀に黒船がやってきた明治の転換期、ある意味ではまさにこれに匹敵するような、米ソ冷戦の雪解けの中で、新しい世界秩序をどう求めていくか。日本はこれにどう対応していくか。そして平和国家としての日本の本領をどう発揮していくか。そういう立場においては、やはり大きな発想の転換と申しますか、前進が必要ではないのか。これがPKO活動につながって、国民の多くの世論もこれを理解し、支持の輪が大きく広がってきていることは事実であります、その点をどうお考えでしょうか。

○公述人(中島通子君) 御質問いただきましたとおりでございます。

おっしゃることの大枠についてはおおむね賛成でございます。今、転換期であり、単に今までの枠を守る、ただ反対するということだけでは、新しい世界を切り開くことはできない、全くそのとおりだと考えております。そのために、じゃ何が必要なのかということですが、先ほど時間がないで大急ぎで話をいたしました

けれども、ただ日本が日本の中だけに閉じこもって、日本だけの平和といえますか、平穏を守っていればいい時代ではなくなりました。積極的に世界に出かけていって、戦争の原因になるような貧困、南北格差、環境問題、その他の問題について日本人が、日本の人たちが自衛隊ではなくていろいろな形で協力していかなければならない。全く私はそのことを本場に重要なことだと思っております。

そのことに関しては、実は既に若い人々を中心にたくさんの人たちが世界に散らばってボランティアの活動をしていらつしやいます。青年海外協力隊もそうですけれども、そのほかの形でボランティア活動、NGOの活動を、生きていくことだけでも大変困難な場所、特に今問題になっているカンボジア、七九年に一応ポル・ポト政権が撤退して以来、本場に厳しい条件の中で行っている。日本の政府は何もしませんでしたけれども、資金援助という形でポル・ポト派を援助したというふうなことはありますけれども、しかし実際にそこに住んでいる人たちは、本当に人間としてこれほど苦難な経験をした民族はありませんが、このカンボジアの人たちが生きていくためのNGOの活動というものはもうそのときから行われているんです。日本は大変出してくれましたけれども、NGOの活動としてカンボジアに対する支援活動、救援活動というものをやっております。若い人たちはそれにどんどん参加しています。

最近の報道によっても明らかとなり、ボランティアを募集したところ、たちまち定員いっぱいの人たちが応募したではありませんか。このことを見れば、私たちは、ただ黙って何もしないで反対していればいいということでは決してない、私が申し上げているのもそのことです。

それからもう一つ、憲法については、憲法をただ守れただけではだめだと本当に思います。その意味では護憲運動は新しい展開をしなければいけないと思います。そのことについては、先ほども申しましたけれども、世界に憲法を知らせ

て、日本にはこの憲法があるのだ。だから、これは苦しくても、特に皆さん方は、ひきょうだとか、日本は何をしているというふうに言われると、実際にそんなことを言っているのはアメリカが中心だと思えますけれども、そういうことを言われると男の人たちはとてもつらいと思ふんです。

しかし、先ほどの鶴見祐輔議員の御発言のとおり、不便でも窮屈でも、そして私はつらくても、ひきょうと言われることが男としてつらいとしても、あるいは経済大国としてつらいとしても、しかし武力の行使をすることだけは日本は憲法を持っているからできないのだ、これをわかってほしい、そのかわりほかのことをやる。そして、武力によらない平和を世界に広げて、皆さんの国でもこのような憲法を実現してほしいということに積極的になっていくことこそ、これからの護憲運動であるというふうに私は思っております。

○板垣正君 大変美しい言葉で語られるわけですが、NGOについても私もいろいろ伺っております。若い方が既に向こうへ行って苦労されている、これもとうとういってございませうけれども、全体的に我が国の場合そういう体制づくりといえますか、まだまだ、むしろブロンペンで目立つのはアンコールワットの観光客とあるいは商社ですね、商社がどんどん入り込んでいっている。これはそれぞれに結構なことではございませうが、余りにも対照的。既に二十何カ国の若い方々が各国から参加をされて、危険を冒し汗を流し、極めて厳しい環境の中でまさに国連決議のもとに新しいカンボジアの平和づくりに献身をしておる。これは余りにも対照的ではないのか。

あるいは、社会党の案についても、いろいろやることがある、いろいろ考えているんだとおっしゃいますけれども、その内実は、結局突き詰めればやはり自衛隊の持つ組織能力なり装備なり訓練された陣容なり、それを移しかえてお願いするほかないという現場を見てきた方々の報告なりそういうことであって、文民、非軍事、

そういう言葉だけに酔う姿というのはまさに脱皮しなければならぬ。今我々が直面している、現実的に国際社会の一員になっていく、こういう意味合いにおいてですね。

ですから、中島公述人、日本人は平和憲法でもう命は絶対あると。武器の使用ということも、武器の使用はPKOの目的ではない、PKOの本質をよく理解していただきたい、こういうことをさつきも申し上げているわけですが、何でもかんでもこれは海外派兵、武力行使だ、こういうものも固たる解釈では、なかなか本場のPKOなりそういう若い方が危険に身をさらしてやっております、そして結果的には非軍事、文民だといっても実質的にはなかなか、青年協力隊を千人出すとか選挙の応援を五百人も出すというふうな全く無責任な数並べであって、実質的に国連はやはり一人でも多く、一つでも多くの国に参加してもらいたい。

例えば、文民警察にしても、やはり人数はこの程度、三千何百名でも四十何カ国から参加してもらおう。一国でも多く参加した姿において、国連のこれを侵す者は世界を敵にする者という形で、まさに紛争再発を防止すると、こういう役割を果たしている。まさにこれは平和のために汗を流し危険を冒し、そしてもう限られた来年の五月を目標にしながら懸命に汗を流し努力をしておる。

こういうことを思い比べると、非軍事だ文民だ、こういううきれいごとであるが、結局日本は安全なところであるんだ、危険なところはほかの国の人によってくださいます。ほかの人が危険を冒し、また事故が起きる。あるいはいろいろな困難の中にさらされてやっておられる。しかし、私たちは平和憲法です、私たちはもう文民です、非軍事です、これは守るんです。結果的には、危険なところは人によってくださいます、危険なところは、日本人というものは国際的にどう見られるんでしょう。

いわゆる三K三Kということが今言われており

ますけれども、私はこの国が三K国家として国際社会から軽視されるような姿は断じて忍び得ない。やはり日本が国際社会で肩を並べて応分の役割を果たしていく。現に明石さんも言っておられた、カンボジアの国民で自衛隊が来ていたこととに反対している者は一人もおりませんよと。(発言する者多し)

○委員長(下条進一郎君) 傍聴人の発言は慎んでください。

○板垣正君 こういうこともおっしゃった。東南アジアにおきましても、日本が国連の決議のもとに、国連の旗のもとにPKOの一翼を担うということについては、これに反対する者はほとんどない。

これは重ねて同じことを聞くようなことになりすけれども、ほかの国の人たちは危険に身をさらしている。我々は安全で危なくない、それを選ぶ結果になるんじゃないですか。

○公述人(中島通子君) 重ねて質問していただきたいんですが。

最初におっしゃった、日本人の観光客と商社ばかりが目立つという点、非常にそれは残念なことである。その御意見に私は全く賛成でございます。カンボジアだけでなく世界至るところで本場に大変な状況の中で苦しんでいる方がたくさんいらっしゃるわけですが、その人たちのことを地球の一員、人類の一員として考えて日本がやらなければならないことは多岐にわたると考えています。そのことについて本気でみんなが考えていくということは全く重要なことだというふうに思っております。

それで、その後の方のことなんですが、きれいな言葉に酔っているというお話ですが、私は全くそのように思っておりません。そのように言われることは大変心外です。

明石代表の発言というものも読ませていただきました。これに関しては、本当に苦勞していらっしゃるかわかるし、明石さん自身の御著書も拝見しておりますし、私は尊敬しております。

す。その尊敬する明石さんが、今カンボジアでお金もなかなか集まらない、停戦自体もいつ破れるかわからないような厳しい状態の中で非常に苦勞していらっしゃることはわかりますが、しかしあの御発言を拝見していると、国際公務員としていかなるものかということを残念ながら感じました。

この明石さんですが、先ほどから武力の行使はしないしとおっしゃっていますけれども、武力の行使はなるべく慎むとおっしゃっているんですね、慎む。もちろん慎んでいただかなければいけない。やたらに武力は行使しない、なるべく慎重のどという御発言なんです。だから、武力の行使を否定していらつしやらないんです。その武力の行使を必要とするところに日本の自衛隊が武器を持って出かけていくかどうか、その問題なんです。核心はもうそこなんです。

それで、今三K「護身用だ」と呼ぶ者あり、護身用とは言っていない。いえ違います。SOPをごらんいただければ、任務の遂行を妨げる行為に対して武力の行使もあり得るということもSOPに書いてあるではありませんか。それで、ゲリラが出るゲリラが出るということも言っている。それは政治勢力ですよ。ゲリラが出たのに対して武力の行使をすると言っている。これは外国に對して軍事不介入の憲法の原則に反するではありませんか。

それで、時間がないので三Kの問題について申し上げます。

危険なことはほかの国にやらせて日本は安全できれいな楽な仕事だけをやらせようとしたけれども、これは全く逆ではありませんか。波多野先生が先ほどおっしゃったように、武器を持たない人たちが活動をする場面は実に危険なんです。むしろ武器を持った軍隊が、PKFが活動する場面よりもずっと危険なんです。その危険なところで武器を持たないで今ボランティアの人が、ふがいないというお話もありましたけれども、活躍しているのです。自給自足でやっています。

も、活躍しているのです。自給自足でやっています。国連職員で日本人が四人ということですが、これはみんな女性だということ。女性も自活できますからね。自分の食べ物を自分で用意できます。男性の方々はその点違います。決して楽な仕事だけをやるという点ではありません。危険できつくて汚いという言い方がいいかどうかかわかりませんが、三Kと言われるものも進んで引き受ける覚悟はあります。私自身もありません。

ここまではつきり申し上げておきますが、それは私にもできることとは思っています。そのような危険できつい仕事を自立して自分で自給自足して平和のために尽くすという覚悟はあります。PKO法案の自衛隊海外派兵に反対している人たちはみんなその気持ちでやっていると思います。そのことだけはぜひ御理解いただきたいと思っています。

○板垣正君 民間の方を危ないところに無責任に、さっき補償の問題もございましたけれども、そうなりますとだんだん何といいますが、一つの精神論ですね。中島公述人のおっしゃった今の話は、私はある意味の精神論、女は強いんです、行きます、食べられます。これはそういう方もおられるかもしれませんが、そういうムードでもう何か危険なところにもどんどん行くんだというふうな行き方というものは、私は本心に危険なことだと思えますよ、そういう考え方は。やはりきちんとした議論を尽くし、成立させた法律的な裏づけの中で、これは参加はもともと自衛隊だけじゃありません、しかし実質的に役に立つ姿において機能を発揮しなければならぬ。そういう意味合いで、きょうは御意見を拝聴する立場でありますからもうこれ以上申し上げませんけれども。

最後に伊藤先生に、先生のおっしゃる国際社会における日本の新しい方向として、環境の問題もあり、ほかのいろいろな問題もあります。同時に

今回のこのPKO問題は、特にカンボジアのUNTAC協力問題はいろいろな意味合いで日本のこれからのあり方を決する、アジアとかのかわり合いにおいても極めて重大な意味を持つ。内外に日本の一つの姿勢を示す。さっきの英国の戦略研究報告にもございましたように、やはり国際社会の見方はそういうことじゃないのか。

もっと応分の責任を行動で、そういうことでこれからこの問題、現在の法案、私も大変憂慮いたしておりますが、万が一にもこの法案が成立できないというふうな、またまた不成立、こういうような事態に、私は必ず成立すると信じておりますけれども、しかし最後まで我々は仕上げなければならぬ。これは単なる一党のメンツとか何かの立場ではありません。日本の基本的な命運をかけた、そして世界に對して本心に仲間入りをしていく、まさに新しいスタートにおいて、こういう意味合いにおいて万が一これが不成立と、こういうような場合には私は日本の国益を大きく損なうと思います。

こういうことについて、先生のお立場でどういふふうにお考えになりますか、万一の場合。そうした判断をお聞かせいただきたい。(発言する者多し)

○委員長(下条進一郎君) 傍聴人は発言はできませんから、慎んでください。

○公述人(伊藤憲一君) 戦前の日本がたどった道を考えてみますと、それは世界とともに歩むのではなくて、唯我独尊の道を歩むということでありました。その最も劇的かつ象徴的な事件は、松岡洋右代表による劇的な国際連盟からの脱退でございます。あのときは、満洲国に関する問題について日本だけ一国が反対して退場するとともに、国際連盟から離脱したものでございます。その後、日本のたどった道は皆御承知のとおりでございます。私は、今日日本が歴史的に置かれている道、岐路に立っていると申しましたが、国際協調、世界とともに生きる道を選ぶのか、唯我独尊で日本だけの一方的な主張を貫き通すことによつ

て國際社会の中で孤立化の道を歩むのか、その分かれ目に來ているのではないかと考えます。

日本は世界經濟の運営、地球規模の環境問題の解決、これらについて世界とともに歩むと全く同じ理由と論理によつて、世界の平和を守ることについても世界とともに歩むべきであらうかと考えます。この場合、世界の良識を體現しているものは國連でございます。この國連の要請に対しては國連だけのことをする、これが私は今回のPKO協力法案の御趣旨ではないかと考えておりますが、これに對しまして反對の立場をとっております、例えばただいま中島先生、私はPKOに反對しているわけではなくとおっしゃいましたが、しかし社會黨さんの考えておられる案によれば、果たしてそれはPKOを肯定していると言える内容でございますか。

PKOとは何でございますか。PKOとはこれまで互いに血を流し合い、不信と猜疑心に包まれていた紛争当事者間においてようやく停戦の合意が成立した後、しばし当事者間に事態の鎮靜化の時間を与え、相互理解と相互信頼を生み出すための条件を客観的な第三者である國際連合が力を加そうとするものでございます。そのような条件を満たすために必要なことは、まずとらわれ人となつていた双方の捕虜の交換を実現することです。また、紛争両当事者の間の境界線を画定することです。双方が持つていた武器を廃棄、処分させることとでございます。(発言する者多し)

○委員長(下条進一郎君) 先ほどから御注意申し上げておりますが、傍聴人は発言は禁じられております。発言された方は直ちに監視に従つて退場してください。

○公述人(伊藤憲一君) また、せっかく武器を処分いたしましたも、新しい武器が外部から搬入されては意味がございませんので、武器の搬入を検査する必要があります。また、かつての紛争当事者が直接相對峙しては不測の事件が起りかねませんので、両者間に緩衝地帯を設け、その

緩衝地帯に中立的、國際的プレゼンスを確保する必要があります。こういったことが……

○委員長(下条進一郎君) 伊藤公述人に申し上げますが、時間が参つておりますので、手短にお願ひします。

○公述人(伊藤憲一君) こういったことがPKOの中核をなすPKFの業務でございます。そして、社會黨さんのこの案を拝見いたしますと、こういったことには一切参加しない、関知しないと申しているのでございます。そして、周辺のなことだけに参加、関知すると言つておられるわけでございます。これ果して本当にPKOを自分たちも尊重し、協力するのだと言へるのではありませんか。私は、そのような態度が日本を國際社会で異端視させ、孤立化へ道を開いていくことにつながるのではないかと危惧しているということでございます。

○板垣正君 ありがとうございます。

○公述人(波多野里望君) 委員長、議事進行について質問があるのですが、よろしいですか。

○委員長(下条進一郎君) どうぞ。

○公述人(波多野里望君) 今、中島公述人が、板垣委員の御質問の途中で二度メンションをされました。しかし、二度とも誤解しておられるようでありまして。今後私も質問を受けるかもしれないので、ちょっとその点を訂正させていただきますと思います。

○委員長(下条進一郎君) どうぞ。

○公述人(波多野里望君) 二点でございます。

第一点は、さっきの医療団がバンコクに出ていったというときの話でありまして、民間人が逃げ出した、大和魂がなくなったのかと思つて情けなかつたというふうに私が……(発言する者あり)

○委員長(下条進一郎君) 先ほどから不規則発言をしておられる方は退場してください。

どうぞ続けてください。手短に願ひます。

○公述人(波多野里望君) 誤解をされたようで、今もそういう誤解があったようでありますが、そ

れはさつきも申し上げたように、大和魂どうこうと私が言つたのではありません。これはフジヤマ、ゲイシャと同じように、外国人の間でもカミカゼ、大和魂というのは定着している。それを外国人が使つたということが一つです。

それから、逃げ出したというので情けなかつたと言いますが、逃げ出したのではない、彼らは心ならずも指示に従つて行つたんだということも申し上げたはずであります。それから、情けなかつたとは一言も申しておりません。そういう事態がありましたというのを御報告したのであります、誤解がないよう願ひます。

第二点として、私がどうも何か武器を持たない分野の方がPKFよりも危険だ、危険が大きいと言つたように中島公述人はおっしゃいましたけれども、私はそんなことを言つた覚えはさらさらございません。議事録をお確かめ願ひたい。

以上でございます。

○細谷昭雄君 社會黨の細谷でございます。

きょうはお三方の公述人の皆様方からそれぞれ極めて明確な賛成、反對という立場からの御所見を伺いました。大変参考になるわけでございます。

現在、本院におきましてPKOの協力法案につきましていろいろ活発な議論をしておるわけでございますけれども、本院ばかりではございませぬ、國を挙げてそれぞれの立場から各層のいろいろな議論が巻き起こつておるわけでございます。

例えば、最近における新聞の世論調査におきまして、五月一日の朝日新聞では、いわゆる自衛隊のPKF参加は、賛成四七%、反對四一%、まさに二分されておりますし、五月三日の読売新聞を見ましても、これに對しましては、それぞれ賛成四四・九%、反對四一・一%、これまたまさに二分されておるという状況でございます。

私も、私も反對という立場から、地元を初め全国各地の特に女性の皆さん方、それぞれ一般市民の皆さん方から、毎日のように陳情それからがき

が参つております。もうとても持ち切れませんので私その一部を持っておりますが、少なくともこういう人々の声というものを国会に反映させたい、こう思つてここに持つてまいりました。それぞれ非常に切実ないろいろな要望、陳情が自分たちのそれぞれの立場から書かれておるわけでございます。

私は、そういう立場で考えますと、いろいろな点で今も議論がございましたが、少なくとも本院におけるいろいろな発言の中で各党各会派とも共通しておる問題は、國際協力、國際貢献はできることからやろうじゃないか、これはもう一致しているんです。問題点はたつた一つ、憲法という一つの壁を越えてやる海外派兵と言われる自衛隊のPKF、PKO参加を許すか許さないか、その一点にかかつて國論が二分されておるという状況でございます。

そのことはひとつ公述人の皆さん方、伊藤先生、波多野先生も、いわゆる國論が二分されておること、そしてそれは自民黨さんが言うように、政府が言うように、単に法案の中身を知られておらないからというのではございません。これはもう世論調査の結果の動向によつてもはつきりしているわけです。むしろ、わかればわかるほど憲法をどうしても守らなくちゃいけない、この点では、憲法という観点でははつきりしておるわけでありまして。

例えば、先ほど申し上げました五月一日の朝日新聞では、憲法という観点で考えますと問題がある、PKOに對するいわゆる自衛隊の海外派兵問題ありというものが五四%。五四%が問題があるというふうにご答えておるわけでありまして。これは、先だつての四月の二六、二七の調査というふうになつておるようですが、中身がわからないので一般の人々は反對なんだという論議はないわけでありまして。まさにこれは國論を二分する問題である、私はそういうふうな受け取つておるわけでありまして。

そこで、私たちは、決していわゆる國際協力、

国際貢献という点でノーと言っているのではない。そのためにこそ、いわゆる政府案に対案として国際平和協力法案、いろいろ今も議論がございました。伊藤先生はもうあんなのはそれには当たらないという言い方をされておられるようですが、我々は少なくとも憲法の壁を乗り越えない、憲法の枠の中でできることだけやろうという観点で、いわゆる非軍事、文民による民生部門の協力はこれはぜひともやろうじゃないかという形で提案をして、そして真摯な討議を政府と、政府案と対比しながら本院で行ってきてもいいわけでございます。我々は決して何でもかんでも孤立主義だとかそういうふうに出てくるのではなくて、それはまことに私は誤解だと思っております。そういう観点で、先生方にそれぞれ御質問申し上げたいと思っております。

最初に、伊藤先生にお伺いしたいと思います。先生は、非常に強固な政府案の支持者であるということをお伺いしました。いわゆる国際協調がないしは孤立か、こういう二者択一の立場において今回のPKOは積極的に自衛隊派遣をやるべきだというお考えのようでございます。そこに欠落しておりますのは、なぜ憲法ができたのか。先ほど中島公述人からお話ございましたとおり、日本の長い戦争の歴史がございます。その反省というところによって生まれたのがこの平和憲法といわれる憲法であるはずなんです。たくさん肉親を失いました。恐らく伊藤公述人の身辺でも、お身内でもそういう方がおられるかと思うんですよ。

血を流すことを男らしさ、美しいと言う人もおります。しかしながら、少なくとも現在、日本国憲法を考へる場合に、長いそういう日本のアジア侵略の歴史を忘れて論ずることはできないと思うんですよ。その結果が現在の国論の二分だと思っております。その点が欠落していると思うんですよ。伊藤公述人のお話を聞きますと、憲法はどうでもいいや、そんなのは古臭いよと言わんばかりなんです。そういうふうに関心するんです。憲

法の平和条項をどう解釈されておられるのか。そして政府の解釈を伊藤公述人の場合の解釈ははるかに越えておられると思うんですよ、私は。

そこで、先生の憲法解釈をもう一度お聞かせ願いたい。さらに、これは国民のそういう国論の二分という点でも、なおかつ先生は海外に自衛隊を派遣するという点に少しの抵抗感も覚えられないのか。それから第三点は、憲法学会はほとんど自衛隊違憲論を唱えておられるわけでありまして。八〇%と言われているわけでありまして、そういうことに立ちまして、今回のPKOに対する自衛隊派遣はこれは違憲であるというのが憲法学会の多数意見でございます。このことについても先生はいわゆる逆の方向で現在解釈されておられるわけでありまして、これに対する先生のお考え、この三点について、まずお伺いしたいと思います。

○公述人(伊藤憲一君) 早速私に御質問いただきまして、ありがとうございます。細谷先生の冒頭の御発言で、社会党もまた国際貢献ということには何ら反対ではない、やぶさかではない、ただ憲法の壁があるだけであるという御発言がございましたが、そのことをお聞きいたしました。少なくともそこまでの先生の論理には私も結構なことであると喜んでおられるわけでございます。なぜならば、私もまた同様の論理で考えているからでございます。

問題は、したがって国際貢献はしたいんだけれども憲法はこれを阻止しているのかということになるかと思っております。まあ言ってみれば、このPKO協力法案の御審議の模様を私院外から拝見いたしておりますと、例えばこれをボクシングのリングに仲間代表を選手として送り出す場合で考えますと、送り出す以上は健闘して勝つてほしいというはずであるにもかかわらず、社会党さんのおっしゃっていることは、このボクシングの選手に足には鎖をつけ手には手錠をかけ背中にはサンドバックをしょわせて、それで戦ってこいといつてリングに押し上げるような姿に見えてならないわけでございます。

したがって、私は果たして社会党は本当にPKOをやらなければならぬと思っております。か、国際貢献をしなれないと思っておりますのかと質問したわけでございますが、それに対して細谷先生は思っているということでございます。また、その点にしましては私も安堵いたしましたわけでございます。したがって、その先は、果たして憲法はボクシングの選手に足かせをはめさせたり手錠をかけたサンドバックをしょわせたこととを要求しているのかということでございます。

憲法九条の解釈につきましては、私は詳細を申し上げるのは時間の制約もございまして、別途単独の著書の中で申し述べておりますのでポイントに絞らせていただきますが、私は憲法九条の趣旨はただ一つ、再び侵略戦争をしてはならないということに尽きると考えております。したがって、それでは他国から攻め込まれたときの自衛はどうなのか、あるいは国際社会が一体となって平和を維持するための活動を行うときそれに参加することはどうか、こういう問題については、私は憲法九条は全く関知していない、何ら述べていない、そのようなものに参加しろと言っておられません。参加してはならないと禁止していい、このような解釈でございます。

他方、憲法には前文がございます。この前文を見ますと、先ほども申し上げましたとおり、「平和を維持」「しやうと努めてゐる国際社会において、日本は「名譽ある地位を占めたいと思ふ。」というのが前文の明白な言葉でございます。これは既に一九四六年において宣言されている言葉でございます。この言葉によるならば、日本の平和主義というのはただ単に自国が他国に対して加害者にならないという消極的平和主義にとどまるものではなく、日本にその能力が備わったときには、また国際社会がそれを日本に求めるときには、日本は世

界の平和のために貢献するという積極的平和主義も内包されていることを憲法前文は示していると考えられるわけでございます。したがって、そのような立場から私は今回のPKO法案につきましては憲法上何らの問題もないと考えている次第でございます。

さて、細谷先生が机上にうずたかく投書のはがきを積み重ねられ、世論調査の結果を御紹介になられて、国論が二分しているときになおかつこのようなことを行つてよいのかという御指摘がございました。その御指摘自体は、私は真つ当な御発言だろうと考える次第でございます。

しかし、先生によくお考えいただきたいことがございます。最終的にはもちろん国民の意思に従うべきことではございますが、しかし、国民というのは皆それぞれ生業を持って、床屋さんは朝から晩までお客さんの頭を刈らなきゃなりませんし、お百姓さんは田畑に出て土を耕さなければなりません。工場の労働者は、工場に出て汗、油まみれになって一日じゅう働いていなければなりません。そういう立場にあって、戦争と平和の問題、PKOが果たして本当に人類及び日本にとってよいことなのか悪いことなのかを徹底的に研究し、そして結論を出し切ることがなかなか困難でございます。もちろんそういう……(発言する者多し)

○委員長(下条進一郎君) 傍聴人は静かに願います。傍聴人は発言は禁じられております。制止に従わない方は私の方からまた退場を命じますよ。

○公述人(伊藤憲一君) そこにおいて日々これらのことを専門家として研究し、考えに考え抜いているのが第一に政治家の皆さんであり、第二に言論人でございます。

私は、言論人、政治家の責務というもの、ただ単に世論調査の結果に従うことではなく、まず国民を啓蒙するために、最初は少数意見であっても説得の努力によって理解してくださる国民大衆をふやすよう啓蒙する。そしてその結果、最終的

にはもちろん国民の意思に従うべきことではございますが、その過程において国民を啓蒙、啓蒙するために、最初は孤軍奮闘の形であつても良心と信念に基づいて研究し尽くした結果を、考えに考え抜いた結果を訴える勇気をまず言論人と政治家は持たなければならぬと思ひます。

私は、その後で国民の審判を仰ぐというのが民主主義だと思ひます。その努力、手続を経ずに、最初から世論調査の結果に従うということであれば、国民の大多数は既存の秩序、既存のやり方、既存の考え方になれ親しんできているわけでございますから、これを変えようという提案、提言に對しましては、なぜそうする必要があるのかというのをよほど丹念に時間をかけて説得、説明を受けなければわからないのが当然でございます。

私は、日本国民のこの点に関する意識と理解が湾岸戦争の前と湾岸戦争の後で激変したことを指摘せざるを得ません。湾岸戦争の前、一昨年十月の世論調査では、自衛隊の海外派遣に對してあつた賛成と反対が、その一年後の昨年六月の世論調査では賛成は二倍になりました。そして、反対は何と五分の一になつたわけでございます。

○委員長(下条進二郎君) 公述人に申し上げますが、手短にお願ひいたします。

○公述人(伊藤憲一君) はい。一言で申し上げます。私は、本委員会の御審議もそういった国民の啓蒙に寄与せられておることを高く評價いたしておりますので、先生の今後の一層の御活躍をお祈りして、終わります。

○細谷昭雄君 大変な御高説を拝聴しましたけれども、やはり私は、先生の憲法解釈というのは私たちが非常に危惧しております。いわゆる解釈改憲、解釈改憲そのものだといふふうに思ふわけでありまして、むしろ政府は、非常に何といふか神経を過敏にしなから、今回の法案を出す場合にも五つの原則なるものを出してきたわけでは。

そこで、もう伊藤先生がきのうの毎日新聞で書いておられますように、ガラス細工的な、いわば

極めてあやふやな法案になつてしまつてゐる。あいま、そしてこれで一体行けるのか。実際現場の自衛隊の隊員自身、幹部自身が、こんなPKOに自衛隊が行くといつたらおれは行かぬよ、こういうふうにはつきり言つてゐるんです。それを言つてゐることは、それほどあやふやさを持つてゐる、ガラス細工、いみじくも伊藤先生がきのう指摘されたとおりなんです。

ですから私は、まず自衛隊派兵ありき、どうも先生からお聞きしますとそういう気がするんですよ。今の憲法論議ではちよつとやつぱりわかりにくい。私がわかりにくいと同時に、恐らくここに聞かれております皆さん方も憲法解釈としては極めて、いわば政府の解釈を超えるものじゃないのかと、こんなふうな気がしてなりません。

時間がありますので、大急ぎで波多野先生にお伺ひしますが、手短にお願ひします。

先生は、いわば国際法学者として、しかもPKO活動の現場にたくさんお回りになつてゐるといふふうにお伺ひしております。それで、豊富な御経験をお持ちですので具体的にそのものすばりお伺ひするんですが、今回の指揮権の問題なんです、指揮権。この自衛隊の指揮権、私は秋田ですのちよつと秋田井で申しわけございません。この指揮権の問題で、国連のSOPでも、国連文書でも明確に、一元的にこれは国連にあるぞといふふうにはつきりしておるわけでありまして、ところが、この指揮権がどうも二元化してゐる。指揮権が二重式になるといふ点で我々がこの場でいろいろ議論をしてゐるわけでありまして。

この指揮権のいわゆる二重構造といふんですか、国連にあるのか、それともいわゆる現地といふのか、日本側にあるのか。指図とそれから指揮といふふうな区分けをせざるを得ないといふぐらい非常にあやふやなものなんです。この問題について現地で具体的にどういふふうになつておるのか、いわゆる国連のPKOの中で。

それから同時に、武器の使用の問題なんです。武器使用の問題につきましては中島公述人からお

話がございました。本法案では非常に厳格に今回は規定してあるといふふうに言つてゐるわけですが、いわゆる個人の判断、決して指揮官が弾を撃てとは言わない、撃つなとだけ言う、それほど厳格なんです。

ところが、実際問題として、これは後方支援であれどどこであれ、例えば具体的に言えば難民の救助に行つた場合、難民のいろんなあれの場合、これはもう後方支援でありまして、何者かによつて襲撃される場合がないとも限らない。先生の御経験でもあるといふふうに言つておられる。その場合に一体全体、もう今の法案でいうとそういう場合にはいわば弾は撃つな、そして業務を中断してすぐこれは退避しなさい、ないしは避難しなさい、逃げなさい、こうなつてゐるわけですよ、武力行使を禁じてゐるという立場から。そうすると、結果的には日本の自衛隊はさつと逃げしてしまう。そして、結局被害を受けるのは避難民ということになりかねない。そうですね。

先生は国連人権委員でもございます。難民の皆さん方の人権なり生命、財産を守るといふために行つてゐるそのところに、日本の自衛隊はこの法律では役に立たぬじゃないのか。避難民の生命、財産をどうして守るのか。財産はないと思ふんですが、生命をどうして守るのか、人権をどうして守るのか、この点の具体的な問題で、本法案は大変なこれはガラス細工、あやふや、あいま、これが残つておるといふふうに思ふんですが、先生の豊富な御経験から端的にこの点についての御見解をいただきたいと思います。

○公述人(波多野里望君) 簡単にお答えいたします。

御質問二点ありましたが、第一点の指揮権の方です。豊富な経験と言つていただいて大変光栄なんです。実は私が参りましたところでは指揮権の問題は全然取り上げられておりませんでした。デンマーク、スウェーデン、イギリス、いろんな国のPKOを見て、それからその司令官とも会いました。それからまた、ノルウェーやスウェーデ

ンは国防省まで訪ねまして、待機軍のリクルートの問題その他を議論したことがありますが、しかし我が国ほどこの点に敏感といひますかセンシティブでないものですか、問題として全然上がつてきておりませんでした、事実として。

ですから、そういう問題をほかの国も持つてゐるという問題に對面していれば、うちはこういうふうにしたよとか、うちはこういうふうにしたよといふ例をお話し申し上げられるんですが、実はそういう問題意識を持つてゐる人には会つたことがございません。それがお答えでございます。

それから第二点の武器使用の問題でございます。これも似たような問題でありまして、それぞれ現地にゐる人は武器を使つていいかどうか悩むこと、これは私もよく承知いたしております。けれども、そのときに、今御指摘があつたようになるときに難民を捨てて逃げたといふような例は私は承知いたしております。また、そういうことを義務づけた法律といふものを持つてゐる国があるとも承知いたしております。

というのは、そういうことがやはり問題となつてゐない、もう彼らの間では少なくとも。そういうPKOに出している国の政府とそれから国連との間では、その辺はもう何といひますか、合意といひますか暗黙の合意がある。つまり、意見の違いがあれば議論してどこに着地させるかということになるんですが、そういうことがおおよそ見受けられませんでした。申しわけありませんが、私が知る限りではそういうことが論点としては浮かん

だことがないと思ひます。

以上です。

○細谷昭雄君 この点、先生からは具体的にお教え願ひたいと思つたんですけれども、大変残念でございます。

それでは、ちよつと観点を変えまして、先ほど伊藤先生にもお聞きいたしました。まさに国論が二分されておる。先生は賛成といふお立場でございますけれども、もうはつきり国論が二分されておる。その国論が二分されておるという背景は

私が先ほど述べたとおりでございます。いろいろそれぞれの深い思い、それぞれの苦い経験、体験、これが原点、原体験としてあるというところはもう否めない事実なんです。日本人の場合、しかし、それは事実なんです。その人方が意識が低いとか国際的な感覚がないとか言ってみても、これが我々日本人なんです。

そういう日本人の少なくとも憲法上疑義ありというのが五四％、これをおいて今の法案をどうやらやってみようかという先生の考え、それから憲法とのかかわりの問題、この二点について簡単に結構でございますからお教え願いたいと思います。

○公述人(波多野里望君) 非常に大きな問題を簡単に答えろと言われて、難しいかと思いますが、努力してみます。

まず、国論が二分されている、これはおっしゃるとおりだろうと思います、その事実です。しかし、これは今度のPKO法に限らず、我が国においても例えば単独講和か全面講和かといろんなところで国論が二分したケースがございます。また、外国においても、例えば人工中絶を認めるか認めないかとか、いろんな問題で国論を二分いたしております。ですから、これは二分したときにどう対処するかというのはそれぞれ各国の法律に従ってその為政者、皆さんを含めて議会あるいは政府の方々がどういうふうな方向に指導なさるか。いずれどっちかを選ばなきゃならないわけですから、二分されたら何もできないというのではない、どっちか選ぶんです。それはその人たちの識見であり力量であらうと思います。

ただ、一つ私の方からむしろ細谷委員に伺いたいのは、現在五四％、反対、懸念を示すのが五四％だということを強調されるということは、仮に将来そのパーセントが低くなつていったというときには細谷委員も、じゃもう世論がこうなんだから自衛隊のありに賛成だ、こうおっしゃるつもりなのか。つまり、世論のパーセントというものをどういうふうにお使いになるつもりか、これは一般論として。その辺はどちらかというと自分に都合のいいときに使うのはいいんですけれども、都合が悪くなつたときどうするかということも考えておかないと議論がちよつと弱くなるように私は聞こえました。

それから憲法との関係でございますが、これは私は伊藤公述人ほどの熱烈なあれではございませんので、ただ私は憲法に違反してないと思っておりますけれども、ただし違反していると思う方もたくさんいらっしゃることは承知しております。これは最終的にはやはり憲法に定められた手続によって合憲か違憲かの結論を出すべきだと。世論も参考にはなりますけれども、あくまでも参考です。

憲法学会の多数意見がどうだということでも、憲法上、憲法学会に解釈権を与えているわけではございません。最終的には最高裁です。ですから、それが出るまでは議論は自由にしてもいい。ただし、意見が割れて合憲、違憲という両論があることは承知しておりますから、それをどの辺で着地していくか、これは政治の問題だろう、こういうふうな承知しております。

○細谷昭雄君 最後に中島先生にお伺いしたいと思いますが、第一点として国際協力の方をどう考えるべきなのかという点でございます。政府はこれまで国連中心主義、これを標榜しておりますけれども、中身は、私から考えますと、これは西側、特にアメリカ外交、これの追従というところをカムフラージュするというふうなためにやっております。ないしは独自の外交的な展開をすべきところをやれないで、そのための言いわけとして国連中心主義を言ってみたりというふうな大変腰の定まらないものであったのではないかと、こんなふうな思われたいでございます。先生の国連への対応と我が国外交のあり方、これについての御所見をお伺いしたい。

その際、人道的な国際救援活動、これにつきま

しては、本法では安保理決議があればいつでもどこへでも自衛隊が海外に派遣できるといふふうになつておるわけでございますが、これも含めてお考えのほどをお聞かせ願いたいと思います。時間が余りありませんので手短にお願いたします。

○公述人(中島通子君) じゃ、まずその問題についてだけ先に申し上げます。国連中心主義というものについて、もちろん私は賛成でございます。それで、これまで国連に対して大きな期待を持って、信頼して国連に対する要請行動その他をいろいろやってきました。これから将来においても国連がやはり本来の姿で世界平和のために、安全保障のために大きな決定的な役割を果たすようになっていきたいと思います。それを願う気持ちは変わりありません。しかし、残念ながらあの湾岸戦争のころから国連が大きく変わりつつある。これはまだもとに戻る可能性は十分ありますけれども、現在のところ大きく変わりつつある状態だということを大変残念に思っております。

一番典型的なのはこの前のイラク侵攻以来の国連の対応なわけですが、これは明らかに国連が大国による支配の一つの道具になつてしまつた。とやばり言わざるを得ません。この点については、昨年の宮澤総理の御答弁の中でも、国連軍が将来は構想できるという御発言の中で、現在の国連の支配の国連が変わればという条件をおつけになつていて、このことからわかるように、現在の国連が残念ながら大国支配、それも冷戦構造が崩壊した中でやはりアメリカの支配によつて動かされていくというところは認めざるを得ないと思います。その結果として、この前の湾岸戦争のときに日本は百三十億ドルという莫大なお金を提供したわけですが、防衛空こうの中に避難していた子供たちを爆撃して黒焦げの中に焼死してしまつた。そのために使われた。あるいはイラク兵がざんごうに隠れているのをブルドーザーのような兵器で生き埋めにして、その上を踏み越えて進んで

しまった。何万人ものイラク兵が生き埋めにされてしまったというニュース、これはもうテレビで明らかになつております。このような本場に恐ろしいことに日本のお金が使われた。国連の名のもとに、国連協力の名のもとに使われてしまったというところは、私はもう本当に悔やんでも悔やみ切れないと思います。

その意味で、国連協力というのは、国連が本来の意味での大国による支配ではなく、国連憲章にあるように、すべての大小各国の同権に基づいた本来の意味での平和のための機関につくりかえらるることによつて実現するものであると思ひます。日本はそのために最大限の協力をしなければならぬと思ひます。

それから、もう一つの人道的援助の問題ですけれども、このこともこの法案の大変大きな問題で、時間がなくて触れることができませんでしたが、これは安保理だけではなくその他の国連機関の決議、要請によつて、これはもうPKOではないので国連の事務総長の指揮も完全に離れて、何らの指揮もなく自由にといたしますか勝手な言いですが、紛争地、危険なところ、しかも相手国の同意もなしに、一方当事者の後方支援的なことも可能になつております。

これは、日米安保条約が一定の枠を設けているわけですが、この人道的援助の名のもとに安保条約の枠を超えて日本が例えばアメリカの支援のために世界のどこにでも行くことができる、そのような法律です。日本が、自衛隊が武器を持つて例えばアメリカの協力のために世界のどこにでも出かけるという大変な法律であるということもこの法案に反対する大きな理由であるということも申し上げたいと思ひます。

○細谷昭雄君 二つ目は、実は世に報じられております。この場では全然出てきておりませんが、私も新聞紙上しか見ることができませんけれども、自公民三党の再修正案というものが現実の法案、法律として浮上してくるやに報じられておるわけでありまして、これは政府案のうちのPKFを

凍結、凍結という言葉を使っておるようでありま
す。そしてPKFの国会事前承認、これが二つ目
の条件。三つ目の条件は三年後の法律見直しの明
記、これを修正の中身にしておられるようござ
います。これは実際出てこないかわかりませ
ん。しかし、そういうふうな新聞には報じられて
おるわけですから、これに対して中島公述人はど
ういうふうにお考えなのか。

私の考え方を最初にお話しします。今回の法案
の本質は、いわゆる国際連合のいろんな条件、三
条件、五条件がござりますが、その五条件を前提
にして自衛隊を海外へ派遣するという法律でござ
います。この中のいわゆる本体、PKF本体、P
KO本体といいますが、このPKFの部分は除い
てそして行くことなんです。本質的には
今回の法案の海外の自衛隊派遣そのものは全く変
わっておらない。一時的に凍結ですから解けるこ
とがあるんです。その解けるときは国会の事前承
認ということですから本法とほとんど違わない
じゃないのかというふうには私は思うんですが、中
島公述人のこれに対する御見解、これは予想です
からまだ現実には出ておりません。しかし、それ
を前提にして、新聞に書いておることは本当だと
いう前提のもとにひとつ議論をしたいというふう
に思っています。

○公述人(中島通子君) 修正案として議会で水
面下で議論されていることについてはマスコミな
どで私も承知しておりますが、凍結論について
は、これは憲法上問題があるし危険がある。危険
というのはさっきからの危険ではなくて、憲法に
違反する危険があるので、しかも国民がそれに對
して理解を示していない、まだその大多数が賛成
していないという、そのために凍結という案が出
てきているわけですね。

そうであるならば、つまりそういう問題がある
から凍結するということであれば、これは当然削除
すべきです。削除しないで凍結というこそこなご
まかしの手段によってこの法案を通してしまふと
いうことは、この凍結論をおっしゃっている

方々、公明党と伺っておりますけれども、公明党
の皆さん方は憲法を守るために党をおつくりにな
ったと私は承知しております。その立憲の精神
からいって、憲法上問題になるということ認識
しながら、それを凍結してしまつていつかは解決
しようという、こういうこそこな方法、みずから
を裏切るような方法はもとをとおやめいただきたい
と、もう心から切実にお願い申し上げます。

そのほか、ちょっと修正論として出ています
が、事前承認の問題、これは当然ですけれども、
事前承認をすることによってこの法案の決定的な
違憲性は何ら解決いたしません。

それからもう一つ、けさの新聞で連合参議院が
併任・出向案というものを提出していらつしやいま
すと拝見しましたけれども、これもその本質を全
然変えないで単に出向・併任ということでは、や
はり全く先ほどから申し上げている違憲の問題は
解決いたしません。

最後に、済みません、先ほど私、人道的な援助
と言いましたけれども、人道的な国際救援活動で
すので、訂正させていただきます。

○細谷昭雄君 最後の点でございますが、私ども
社会党は、先ほど申し上げましたとおり、政府案
に對置していわゆる国際平和協力法案、これを提
出して並行して審議をしておるわけございま
す。これに対する中島公述人の御批判、あえて御
批判と申し上げますが、それと何と申しますか、
先生はどんな国際協力をイメージされておるの
か、先生のこの国際協力のイメージもあわせまし
て、我が党の問題に對しまして御意見を伺いたい
というふうに思っています。

○公述人(中島通子君) 社会党の法案は拝見させ
ていただきましたが、この中身が武器を持った自
衛隊を一切出さないということであれば私は賛成
いたします。

この点について先ほど伊藤先生の方から、それ
はボクシングの試合で足かせ、何ですかサンド
バッグその他をつけて負けさせるようなものだ
という御発言がありまして、ああやっぱり男性

は、社会党の男性方は違うと思うんですけれど
も、試合に勝つてこいよ、ボクシングの試合に
勝つてこいよと自衛隊を送り出そうという、そう
いうお考えなんだと改めて思いました。私たち
が考えているものはそうじゃないんです。世界に
出かけていってボクシングの試合で勝つてくるな
んて、そんなことを今やるべきことではないで
しょう。

それで、先ほどからそんなことをやっても何に
も意味がないというようなことをおっしゃいまし
たけれども、例えばカンボジアのPKOに関し
ては明石さんもおっしゃってございましたけれども、
先ほど伊藤先生がおっしゃったのは全部軍事部門
ですね。軍事部門以外に、選挙監視、行政管理、
それから人権擁護、警察、難民帰還、復興・復旧
と、これだけの分野があるわけなんです。今の軍事部
門以外の部分、こで言うところ六つですけれども、
六つの分野に關してやるべきことはたくさんある
わけなんです。特に、復旧・復興、難民のための生活
援助、病院、それから教育、子供たちのための保
育園を含めてやることはたくさんありますので、
これを社会党の法案によってぜひ実現して
いただきたい、そのように考えております。

どうもありがとうございます。

○細谷昭雄君 終わります。

○太田澤夫君 本日は、公述人の先生方にはこの
委員会で大変に貴重な御意見を賜りまして、感謝
申し上げます。

最初に、時間の関係もござりますので、波多野
先生にお尋ねしたいと思っております。

先ほど、PKOに對します豊富な御視察あるい
は御体験を通していろいろ御教示を賜りまし
た。第一点は、我が国が国際平和維持に人的な貢
献をぜひ行う必要があると、こういうふうな私た
ちも今まで認識を持っていたところから論議して
まいりました。その点からPKOへ積極的に参加
することを主張してまいりましたが、しかし現時
点では、このPKOの本体と申しますか軍事部門
と申しますか、このPKFへの参加につきまして

は、国民の皆さんあるいはアジアの諸国民のいろ
んな理解を得るためにはもう少し時間が必要では
ないかという考えを今持っているわけございま
す。

しかし、考えてみますと、PKFの参加につき
まして、本来はこの法案の中にしっかりと軍事
行動、武力行使はできないという歯どめもしてお
ります。そして、私たちは平和の建設のためにこ
れに参加するんだということもこの法案の中には
明記されているということは私たちはよく理解を
しているわけでございますが、先ほど申し上げま
したように、この本体の部分につきましては、多
少やはり国民の皆さん方あるいはアジア諸国の皆
さん方に御理解を賜るなきやならない時間が必要
ではないだろうかということで、PKFの本体へ
の参加については一応凍結しておくべきではな
いか、こう考えているわけでございます。

そこで、この中心部分を凍結してでもこの法案
を成立させまして、我が国としての国際貢献を果
たす必要があるという立場を私たち持っております
けれども、先生としてはどのようにこの点はお
考えになりますでしょうか。

○公述人(波多野里望君) お答えいたします。

先ほどの私の陳述の中で申し上げましたよう
に、今から九年ほど前に私が提案いたしました案
も段階を追ってということございしました。つま
り、先ほどの世論あるいは学会の解釈その他全般
をにらんで、やはりこれは政治でございますから
不可能なことをやれと言っても当然できるはずご
ざいせん。したがって、私も逐次できるところ
からやっていこう、やっていくべきだというのが
基本的なスタンスでございます。

そこで、現時点でこのPKO法案を見ますと、
今太田委員がおっしゃったように、本来ならば全
体の姿で、しかも十分な歯どめができていてと私
も思いますから、そのままで成立すれば一番望ま
しいと思います。ただし、このUNTACは御承
知のように十八カ月という期限を限られておりま
す。したがって、それに少しでも参加をする道を

開こうとすれば、おのずからやはり現時点でできることを考えなければならぬ。

先ほど中島公述人がおっしゃったのをもし私が聞き違ひでなければ、こそく手段とおっしゃいました。こそくという意味によりましうけれども、まあその点、PKFについては世論の機が熟するまで先延ばしにするというのは、私は残念ではありますけれども、しかし政治的には一つの選択だろと、かように思っております。

○太田淳夫君 伊藤先生は、この点をどのようにお考えでしょうか。

○公述人(伊藤憲二君) 私は、このPKOというのは大変これからの世界の平和と安全を考えていく上で重要な役割を担う機能でございますので、日本としては全面的にできるだけのことをすべきであり、憲法上も問題はないと考えておりますので、凍結ということは大変私個人の考え方からいたしますと残念なことであると思っておりますが、しかし、波多野先生もおっしゃいましたように、政治は可能性の技術でございますし、また民主主義のルールに従ったプロセスの産物でございますので、社会党さんを初めとしていろいろな意見がある中で、最終的に日本国の選択を形成する場合に、多数党が耐えがたきを耐えて忍びがたきを忍んで譲歩、妥協をしているのかなど、このように観察いたしておるわけでございます。

これは冒頭申し上げましたように、既に六十五時間の審議を重ねているのでございますが、そういう民主的なプロセスの産物としてやむを得ないかなと思つて受けていっていることではないかと、かくなる上は少数派の皆様も、最終的には民主主義のルールに従つて採決の結果を尊重していただくことが、またそのためになされた犠牲というか妥協であつたのではないかと、かように受けております。

○太田淳夫君 波多野先生にお尋ねしますが、もしこの法案が成立をしないで、我が国がPKOに参加できないような事態になつた場合、我が国は国際貢献という立場で大きくおくれるとか、ある

いは批判を受けるとか、そういう国際的な悪影響というものを私たちが心配しているわけでございしますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○公述人(波多野望君) お答えいたします。人的な面で日本の国際貢献が非常におくれていくことは御承知のとおりであります。大変残念ではあります。それは事実であります。

PKOに類するものとしては、もう今から三十年以上前の一九五八年に既にレバノンの内戦のときに人を出してくれと言われたのに、当時は藤山愛一郎さんが外務大臣でありましたけれども、断りました。それ以来何度かお誘いがありまして、そのうちに、何度も断つていくうちに誘いがからなくなりました。

ですから、私は、もしこの法案が通らなかつたとした場合に、今まで以上に非常に落ち込む、急に落ち込むということはないと思ひます。ただし、やはり期待はありますから、殊にこれだけ議論が重ねられていることは承知しております。外国、国連の人たちも。したがって、がっかりはするでしょう。ただ、今まで以上に悪くはならない、やつぱり同じかという意味の反応は出てくると思ひます。もちろん、通ればそれなりに高く評価されるでしょうが、通らなかつたからといって非常に大きなマイナスが現時点であるとは思ひません。ただし、がっかりして、それがいろんな形であちらこちらに響くだろうということは、それは当然あり得ると思ひます。

特に今、明石代表、先ほど明石さんに対する評価は伊藤公述人と中島公述人とで大きく分かれていた。たまたま明石君は私と同級生といひますか、同じ年に同じ大学を出まして、しかも同じ年に国連に入った、私も一度入ったことがありますが、そういう意味でよく存じておりますが、彼が一生懸命やっております。それは、彼を任命したといひるのは、やはり国際社会が日本の貢献、日本の参加を期待しているのだと思ひますね。

ですから、そういう意味で、日本は今までも何もコミットしたわけではありませんが、約束違反

だとかそういう非難は受けないと思ひますけれども、しかし大きな落胆をさせると思ひます。それは、難民高等弁務官の緒方さんの場合もそうですし、御承知のようにWHO、世界保健機関では中嶋さんが事務局長になつておられる。日本人がそこまで出てきたのは、やはり日本に対する期待がそれだけあるからでありまして、それを裏切らないということが肝要ではあるうと思ひます。

ただし、これをあれしたら次の安保理で落つちるよとか、これをしたらどうだと、そういう近視眼的な、近い目に見えるマイナスがあるとは思ひません。大きなうねりの中では大変大きなマイナスになると思ひます。

以上です。

○太田淳夫君 それから、波多野先生にお尋ねいたしますが、PKOに反対される人たちの主な意見の中に、先ほどは憲法問題もありましたけれども、PKOの参加が自衛隊の武力行使につながる、あるいはPKOで自衛隊の海外派遣を許せば、将来自衛隊の侵略的派兵に道を開くという議論がいろいろあるわけでございます。

しかし、PKOの本質あるいは使命ということから考えてみますと、私は、戦争をしない、平和を願う諸国が協力して平和を創出し、維持するというのがこのPKOの本質あるいは使命である、このように理解いたしております。

そういう点から考えますと、これらの議論というものが、PKOの本質と使命というものを悪く言えば歪曲して考えておみえになるんじゃないかという感じがしてなりません。私たちが決して日本の自衛隊の皆さんに戦争に行つてもらいたくない、あるいは民間人の方々に戦争に行つてもらいたくないことは少しも思つてはおりません。(発言する者多し)

○委員長(下条進一郎君) 傍聴人は発言を禁じられております。

○太田淳夫君 しかし、こういう冷戦構造の崩れた中で、これからの世界の平和といふものは、それぞれ皆さん方が使命を感じて力を合わせて築

ていかなきやならないことではないかと思ふんです。

そういう点から先生に、PKOの本質と使命という点から、このいろんな議論についてどのようにお考えになつていらっしゃるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○公述人(波多野望君) お答えいたします。

戦争という言葉と、それから武力の行使というのは必ずしも同じではないので、今の太田委員の御発言の中でも両方が並立的に使われていましたし、今までの議論を伺つても、どうもその点が若干あいまいなのではないかと思ふに思つております。

ピストル一発撃つのも武力の行使だと、物理的に言えばそういう意味の武力の行使を言うのか、あるいはあるまとまった数のもが一つの政治的な目的を達成するために一定の方向に動いた、それが武力の行使か、こうなると戦争に近くなるわけでございます。その辺の定義の問題がございすけれども、その辺を少しフアジーといひますか、あいまいのまま議論を進めます。

確かに小さい意味の武力行使、物理的な武力行使といふことは、これはあり得ると思ひますが、戦争に近いような意味の武力行使といふことはもちろんPKOの目的でもございせん。そのことは議論だけではなくて、私は事実によつてかなり裏づけられているといふふうに承知いたしております。

二つだけ例を挙げます。一つは、スイスでございます。

スイスは国連の非加盟国でございます。しかも、御承知のように永世中立国です。したがつて、スイスは、周りが戦争に巻き込まれ戦争が始まつてもどちらにも参戦してはならない。つまり戦争に参加してはいけないことになつております。これは一國の憲法とか法律で決めているだけでなくて、条約で決まつているわけですね。

にもかかわらず、スイスは非加盟国であり永世中立国でありながらPKOに人を出したり物を出

したりしております。具体的には、飛行機をパイロットつきで提供して、PKOの人たちの輸送に充てたりいたしております。

ですから、これはもしこのPKOが戦争だということになれば、スイスは永世中立条約に違反している。しかも、それを世界じゅうの国が認めたということになります。それが第一です。

第二は、オーストリアの例でございます。

オーストリアは、国連の加盟国でございますからスイスとは若干事情が違います。しかし、オーストリアも永世中立国、形は違いますが、一応永世中立という形になっております。そのオーストリアも盛んにPKOに参加いたしております。先ほど私も例を引きました。オーストリアは国防軍をPKOに参加させることが憲法上許されておりました。そこで、六四年の憲法を改正して、そして国防軍を、国防軍の中の有志でありまして、けれども、とにかく国防軍に籍を置いている者を国連のPKOに参加できるような道を開いたという例がございます。

したがって、これも永世中立国であり、戦争に参加してはならないはずの国が憲法を改正してまで参加をした。しかも、それを国際的に高く評価されているという二つの事実を申し上げておきます。

○太田淳夫君 どうもありがとうございます。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子でございます。

三人の公述人の皆さん、本当にきょうは貴重な御意見を伺わせていただきましたありがとうございます。

まず、伊藤公述人にお伺いいたしますが、先ほど最初の公述の中で、PKFへ参加しないことはPKOへの非協力であると言われました。今PKF切り離しの修正が行われるという方向で水面下で動いているようですけれども、私どもはPKOとPKFの切り離しといっても、法案にその言葉自体がありませんし、技術的にも非常に難しいと思います。何よりもこれは憲法をクリアするた

め、国民の非難があるのでそういうものを抑えるためにしばらく凍結しておくんだということで提起されたことは承知しております。伊藤公述人はPKFへ参加しないことはPKOへの非協力であると言われたわけですが、この修正についてどういう御見解をお持ちでしょうか。

○公述人(伊藤憲一君) お答えいたします。

もう一度前に言ったことの繰り返しになるかとも思いますが、PKOというのはそもそも何を目的として何のためにつくられていたのかといえ、これまで対立関係にあり、不信と猜疑心に満ちている二つ、三つまたは四つの紛争当事者を、紛争が続いている間は関係しないわけでありまして、停戦合意が成立した後、せめてその合意を継続させ、そして一定の鎮静期間を設けて恒久的な平和と安定に道を開こうという、そのためには第三者、しかも国際連合という高い権威を持った客観性、中立性のある機関の要員がそういう紛争鎮静化の役割を果たす必要がある。

これが出発点でございますから、どうしましてその中核部分というのは、やはり先ほど申し上げました捕虜の交換であるとか、境界線の設定であるとか、武器の処分であるとか、武器搬入の検査であるとか、緩衝地帯への駐留であるとか、さらには停戦の監視であるとか、こういったことにならざるを得ないわけでございます。そしてその周辺に、そういった活動、作業の結果を踏まえて、それを前提としてそれをさらに発展させるために、もちろん選挙の監視であるとか、設備等の復旧であるとか、汚染された環境の回復であるとか、こういった仕事が続くわけでございます。

しかし、あくまでも本来の使命との関連で直接的、中核的役割を果たす部分は、冒頭申し上げたような部分であるわけでございます。にもかかわらず、これらの部分には全く関係しないというのであるならば、これは私はPKO本来の目的に対しては貢献しない。その周辺の人道的な救援活動、被災者の救援活動、こういったことをするというだけになることをとらえて、PKOに対する

実質的な参加拒否というか、非協力というか、の論理に支えられていなければそういうことは言えないんじゃないかという意味で申し上げただけでございます。私は、周辺の努力は必要がないとか、周辺の努力は無意味であるとか、そういうことを申し上げているわけではなくないわけでございます。

○吉川春子君 私、時間が六分しかないのです、恐縮ですが、波多野公述人にお伺いいたします。

私どもは、大体、憲法前文、九条の立場から、自衛隊の海外派兵はとんでもない、憲法違反だ、こういう立場でございます。

PKOからPKFを切り離すという議論なんですけれども、PKOからPKFというものを切り離せるかどうか。先日、明石代表は、国連では大体PKFなんという言葉は普通使わないのだ、こういうふうにおっしゃられておりましたし、法案の中にもPKF、PKOの区別はありません。そういう中で、こういうことで凍結をして国会を通すというのは私は国民の目を欺くものだという立場ですけれども、公述人の御見解を伺いたいと思います。

○公述人(波多野望君) お答えします。

可能かどうかということ、それが適当かどうかということは別だと思えます。私は、可能かどうかという御質問につきましては、言葉の使い方は別として、先ほど中島公述人の御指摘もありましたように、いろんな分野がありまして、全部が全部今おっしゃるPKFのところには入らないと思いません。そういう意味では論理的には切り離すということも可能だろうと思えます。ただし今までは余りそういうふうを意識してPKFだけをどけたということはないと思いませんけれども、可能ではあるかと思えます。

ただ、今度は第二点で、この法案の中でそれを切り離すとか、先ほどの凍結ということが国民に対してどうであるか。これは今度は政治的判断の問題でありまして、これは私の守備範囲ではな

い、皆様方の御判断によるべきことだろうというふうに承知いたしております。

以上です。

○吉川春子君 最後に、中島公述人にお伺いいたします。

PKO法案反対は少数意見だとか国民の限られた意見だとか、こういうことを盛んに言われるんですけれども、私はそうじゃなくて、やっぱり憲法の平和原則を守りたい、自衛隊を海外に送りたくないというのが多数派の意見だと思いますが、簡単に御見解を伺います。

○公述人(中島通子君) 全くそのとおりだと思います。

○吉川春子君 時間が来ましたので、終わります。

○井上哲夫君 私は、連合参議院を代表して御質問をしたいと思います。ただし六分しか持ち時間がございませんので、その意味では非常に残念でございます。

それで、中島公述人に御質問するわけじゃないんですが、先ほどちょっと誤解をされてみえんではないかという趣旨の御発言がありましたので、誤解を解いていただきたと思っています。申し上げます。

私どもは、併任を認めておくことは全くありません。退職自衛官の参加、どうしてもぎりぎりの判断のときに、休職・出向も考え得る余地がある、こういうことで別組織というものを非常に強く出しておりますので、その点は御理解を願いたいと思えます。

さて、そこで私は、波多野公述人にお伺いをしたいと思っております。

先ほどからお話を伺っています、波多野公述人は、現地の実情にもあるいは理論的な面にも随分御苦労されているというお話でございます。そしてその提言も、PKOの参加については段階的、抑制的あるいはいわゆる先輩の国々に対して謙虚な気持ちで参加をしていくべきだという趣旨の御発言があり、派遣に際して特に留意す

べきことを七項目おっしゃいました。私は、その御見解に対しては十分耳を傾けてお聞きしたわけでございますが、二点ほどちょっと私と考えが違ふというか、疑問が出ておりますので、お尋ねをしたいと思います。

その一つは、P K Oは見本市であるから最高の優秀なものを提供すべきである、このお考えをおっしゃいました。しかし、実は私も昨年スウェーデンに行つて訓練所を見てきた際には、スウェーデンのかんりの責任のある方が、スウェーデンが世界で随分P K Oに参加していつていられるけれども、スウェーデン部隊というのは腰ぬけだ、だらしないといふ言われる。極論すると、お酒にも目がないし、いわゆる女性にも目がないんだといふふうに言われる。しかし、そのぐらいでちょうどいいんですよ。我慢に我慢をしたら、鉄砲を決して撃つちやいけなわけですから、そのぐらいのだらしない腰抜けでいいんですよ、こういうことを話されました。そのことを考えまして、私もむしろ最高のものを出すべきではないんだといふふうな考えを持っております。

それからもう一つは、派遣する人間については最高の資質を持つていける人を出さない、オーストリアの兵士の場合にゴラン高原で立派に活躍をしたじやないかといふお話でございますが、実はこれも私もオーストリアの高官からどういふことを聞いたかといふと、過去にこれまで事故死をしたオーストリアから派遣した二十九人のうちの実に八人は自殺者であつたといふことを聞いております。つまり、そのぐらいの事態があるんだと。そういうことを考えますと、ちょっと先ほどの公述人のお話とずれが私の認識ではある。

そういうふうな意味では、最後にまたハイテク技術の最高を発揮した方がいいと、これも私は逆でありまして、日本のいろんな形で最高技術を発揮すると競争に勝つんだと、それはちょっと私はいささか疑問が解けない。これは短い時間のお話だったから言葉足らずで私がそのように受け

取つたかもしれないんですが、お尋ねをしたいと思ひます。
○公述人(波多野里望君) 残りが二分しかございませぬので、簡単にお答えいたします。
今の第一の見本市と、これは先ほど御紹介があら

りましたように、明石君はオリンピックという言葉を使っている。オリンピックはやボクシングの試合に近い。私はそうではなくて、むしろ見本市、ショーウィンドーだといふふうには実は認識しております。競争するのではない。ただし、そこは十分認識しなければならぬと思ひます。

今、スウェーデンはそこそこの人を出していると言ひました。これもちょっと時代によつて違ふと思ひます。けれども、しかし、スウェーデンは御承知のように国防軍でないスタンバイフォースといふものを出しておりますけれども、これもひところは六倍以上の応募がありまして、その中から選考して、さらに訓練して出しております。

もちろん、それでも少し足りないのはいると思ひます。私も今後ずっと最高の者を常に出し続けると言つてゐるではありません。日本はおくれて出ていくんです。おくれて出ていって、最初に来てみんなが見ているときに私はだらしのない者をあえて出そうとは思ひません。行つた者がいいと思つたのがだらしがないといふのはこれはありますよ、しかし初めからだらしがないと認識した者を出そうといふ気には私は少なくともなりません。それは日本にとつて決して得策ではないと思ひます。これはもうみんなが注目しているわけですから、そういう意味ではトップの者を出したいなと。

これは御年配の方は御記憶があるかと思ひますけれども、日本が第二次世界大戦で負けたとき進駐軍が入つてきました。最初に入つてきたのはかなり優秀でした。だんだん後で質が落ちてくる。これはもうしょうがないんですね。最初に一番いいのを持つてくるんですから、残つてゐるの

は二番、三番になるわけで、ローテーションとすれば必ずそうなります。ですから、いい者を持つていっても、自然に交代をしていきますとだんだんこうなる。スウェーデンはそういう意味では歴史が長いからそうなっているんだと思ひます。

それから第二の、オーストリアとおっしゃつたのと二度目にオーストリアとおっしゃつたのでちよつとどつちだかわかりかねますが、これもそういう成功した例で、そこでは起こらなかつたと申し上げただけで、よそではいろいろな事故が起つてゐることは確かです。それから麻薬におほれる人も出てきますし、兵器を横流しする人もおほりますし、それはどうもこの軍隊でも起こるようなそういうトラブルはたくさんあります。しかし、それをミニマイズするために、小さくするためには、できるところはそういうふうな万全の措置を講ずるべきだといふことには変わりはないだらうといふふうには私は承知しております。

それから、最後のハイテク、これは競争しろと言つてゐるわけではなくて、日本がそういう技術を持つていけば、例えば先ほどの地雷の探知、もしそういうことが可能であれば、競争といふのはある意味で、例えばマーケットの市場価値のあるもので勝つて独占しようとかそういうことではない。さつき申し上げたようにコマースベースに乗らない分野ですから。ですけども、そこにあえて金をかけ技術を投入して、もしそれがなければ船雷して死ぬかもしれない人を三人でも五人でも十人でも救ふことができれば、私はそれはすばらしいことだ。そのためにハイテク、それを支える技術、施設を皆様方にお願ひして提供していただけたらと思つただけで、競争しようとか、そういうことを考えてゐるのではありません。

以上です。
○井上哲夫君 時間がないので終わります。
○田淵哲也君 民社党の田淵でございます。
先ほどの各公述人の御意見をお伺ひしてお

りまして、また同時に、この委員会におけるP K O法案の審議の意見の対立的、そういうものを考えたときに、いろいろな意見はありますけれども、そのもとになるのがやっぱり憲法の理念をどうとらえるか、それから自衛隊と憲法との関係、さらには自衛隊の海外派遣と憲法との関係、それが一番対立の中心点になつておるような気がいたします。

そこで、まず憲法の問題につきまして伊藤公述人にお伺ひしたいと思います。

私は、民主主義の国においては、基本的には理念とか価値観といふものは個人に属するものだと思います。しかし、その中でできるだけ共通項といふものを定める、そしてそれに基づいてルールを決めるのが憲法ではないか、このように考えておるわけでありまして、ただ、憲法をめぐつて非常に意見が対立しておるのはいわゆる戦争の問題、軍備の問題等であります。これはまさに百八十八度違ふ意見の対立であります。

ところが、憲法の条文といふのは同じ言葉です。反対する方も賛成する方も同じ言葉を見て判断される。そして、言葉であいまない点があれば憲法をつくられたときの立法者の意図とかあるいはその経緯といふものを参考に物を決める。立法者の意図といふものも、それからそれが変遷していく経緯といふものも、これは歴史の事実でありますから一つであります。言葉も一つ、つくられた経緯も一つでありながら、このように大きな対立を生むといふのは一体どういふことなのか。国民の間の共通項であり共通のルールであるものが、これだけ意見が対立するといふのは一体どこに原因があるか、この点について伊藤公述人はどう考えておられるのか、お伺ひしたいと思います。

○公述人(伊藤憲一君) お答えいたします。
私思ひますには、田淵先生のおっしゃつたことはすべてそのとおりでございますが、加えてもう一つあると思ひます。憲法に限らず、法律といふものはすべて目的を持つて制定されております。

その根本目的は、国民の幸福と福利を確保し増進することである。しかし、この目的を達するためには、具体的なその時代と場所の環境、条件を勘案して対応しなければ、画一的な対応で国民の福利と幸福が確保されるものではない。いせん。したがって、そのような国際情勢あるいは日本の置かれた状況の変化ということから憲法の解釈に織り込みながら、いかにして国民の最大の福利と幸福を確保、達成するか、かかる観点からなされるのが憲法解釈のもう一つの重要な視点ではないかと考えるわけでございます。

この観点に立った場合、昭和二十年の敗戦に打ちひしがれ、一億総ざんげして二度と再び加害者にならないということを誓ったときの状況、その精神は引き続き受け継がれるべきであります。が、世界が何も日本に期待しているのではなく、期待していることはただ一つざんげすることであつたとすると、それから幾星霜を経て今日、世界GNPの一五%を占め、世界の隅々に日本商品を売り込み、その結果としてこの未曾有の繁栄を謳歌する日本国民に世界が期待している責任、義務、連帯感というものを考えるとき、この相違はおのずと憲法解釈に反映されるべきものではないか、かように考える次第でございます。

○田淵哲也君 時間がなくなりましたけれども、私は先ほど波多野公述人におっしゃいましたように、憲法に規定しております、憲法の最終審判は最高裁がやるべきものと。ただ、最高裁が合憲か違憲かはつきり決めていないときは、これは政治的な判断によると。そうすると、その場合はやっぱり国会の意思というものがかなり私は尊重されるべきだと思つた。自衛隊というものを、国会が多数で自衛隊法というものを決めて設置しておるわけ。そうすると、そういうものを憲法違反だと言うのは本来からいうと間違つていて、ではないかと思つたけれども、中島公述人はどうお考えでありますか。

○公述人(中島通子君) 国会が憲法について解釈し、法律をつくるということは、全くそのとおりです。

しかし、今回のPKO法案については、憲法論議が行われていないんです。今、伊藤先生が敗戦直後の特別の状況のもとで憲法がつくられたときと現在は大きく違つていとおっしゃいましたけれども、先ほど私が申し上げたのは、一九五四年に自衛隊がつくられたとき、それは敗戦後の混乱で、あるいは占領という事態をもう脱し切つた後です。その中で参議院の決議が行われ、それから三十年間にわたつて武力の行使はしない、自衛隊は海外に出さないという、そういう解釈が一貫して何度も何度も毎年のように続けて行われてきた。このことを変えようとするならば、形の上で変えないで、しかしあり得ない前提をつけて実質的には変えようとしているわけ。このことを真正面から見据えてぜひこの委員会で議論していただきたい、それが私の心からお願いでございます。

○田淵哲也君 終わります。

○喜屋武眞榮君 御三名の先生方、大変御苦労さまでございませう。私が最後でございます。沖縄に生まれ、沖縄に育ち、そして沖縄戦を体験し、生き残つた私でございますが、結局この問題は私も憲法と自衛隊の問題に集約されたと思つております。その関係はどうするかということについては、まさに国民的コンセンサスをこの機会にきわめなければいけない、こう思つて、たつた三分間です。どうか一言ずつでも、お礼の意味を兼ねて申し上げたいと思つております。

まず、伊藤公述人にお聞きしたいことは、憲法九条の問題はないかという言葉がございましたが、そのことをもう一遍、ちよつぱりという時間ですけれども、お聞かせ願ひたい。

次に、中島公述人にお聞きしたいことは、自衛隊の参加は許されない、こういうお言葉がございましたが、自衛隊をPKOに派遣する以外に日本の国際貢献はないかとお考えかどうかということ。次に、波多野公述人にお聞きしたいことは、人

と物のお話がございました。特に人の場合、訓練をする必要があるというお言葉がございましたが、その訓練の内容、どのように訓練すべきでしょうか。ちよつと一言でもお聞きしたい。以上でございます。

○委員長(下条進一郎君) 各公述人に申し上げますが、時間が迫つておりますので手短にお願ひいたします。

○公述人(伊藤憲一君) それでは、一言で申し上げます。

憲法九条が禁止しているのは、国権の発動たる戦争、国際紛争解決の手段としての武力の行使であります。これは対等なる二者間のいわば決闘において日本が参加することを禁じたものであります。

他方、PKOは、当事者間の紛争が停戦によつて終息した後、国連とその紛争当事者の要請によつて参加する非暴力、中立の活動でございます。いかなる意味でも憲法九条の禁止するところと抵触することはあり得ないと考えております。

○公述人(中島通子君) 済みません、この場をかりて、先ほど連合参議院の方の御発言に対しておわびを申し上げたいと思つた。私はそのつもりはなかつたんですが、併任という言葉を使つたとしたら、これは言い間違いなのでお許しください。休戦・出向でもやはりこれは思ひ直していただきたいということでございます。

自衛隊参加以外のPKO、国際協力というのはあり得ないかということでございますが、これはもちろんあり得ます。先ほどから何回か申し上げてきたと思つたけれども、社会党がお出しになつて法案で具体的に書かれていて、あるいは先ほどカンボジアでは例えば軍事以外でこれだけのことが文民によつてできるではありませんかと申し上げました。そのことについては先ほど申し上げたとおりでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○公述人(波多野里望君) 先ほどお話ししたつも

りでございますが、現地に行くお医者さんに今から医療技術を教えるとかいうことではございません。現地の言葉、UNTAGで言えばカンボジア語をまずは理解するように短期集中的に訓練したい。言葉を学ぶことによつてその地域の文化、習慣も同時に習得できる、かように存じております。

以上です。

○委員長(下条進一郎君) これにて公述人に対する質疑は終わりました。

この際、公述人の方々に一言お礼を申し上げます。

皆様には、長時間にわたり有益な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。拝聴いたしました御意見は本委員会の審査に十分反映してまいりたいと存じます。委員会を代表いたしまして心から厚くお礼を申し上げます。(拍手)

午後二時に公聴会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後二時二分開会

○委員長(下条進一郎君) ただいまから國際平和協力等に関する特別委員会公聴会を再開いたします。

休憩前に引き続き、三案につきまして、午後は三名の公述人の方々に御意見を伺います。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から厚く御礼を申し上げます。

本日は、皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にしたいと存じますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分程度で順次御意見を述べ
いただき、その後、委員の質疑にお答えをいた
だきたいと存じます。

それでは、これより順次御意見を承ります。

まず、佐藤公述人にお願ひいたします。佐藤公
述人。

○公述人(佐藤欣子君) 公述人の佐藤欣子でござ
います。

本日は、この委員会でご連平和維持活動等に対
する協力法律案その他二件につきまして意見を申
し上げることができまして、本当に光栄に存してい
る次第でございます。

私は、PKO活動への参加の重要性、それから
PKO法案と憲法との関係、憲法と自衛隊、自衛
隊のPKO活動に関する協力、参加についての問
題、アジア近隣諸国の反発と言われる問題、ある
いはPKOと国民感情といったようなことにつ
きまして私の信ずるところを申し上げたいと存する
次第でございます。

まず第一に、PKO活動への日本の参加の必要
性ということでございますけれども、冷戦が終結
いたしました国際連合の平和維持機能というものは
ますます期待が高まっているところでございま
して、日本の繁栄の基礎である世界の平和とい
うことに対して、国連の平和機能を強化するため
日本も応分の寄与をしていくことは非常に
必要なことであるというふうに存するわけでござ
います。

PKO法案は、既に歴代の総理あるいは外務大
臣が繰り返し国際連合等でその成立を約束してい
るところでございまして、いわば日本の国際公約
とも言えるべきものでございまして、いまだに成立
に至っていないことは、まさに内外の侮り
と嘲笑を招くことではないかというふうに、私は
日本の国際的信用という観点からも非常に憂えて
いる次第でございます。

それで、なぜPKO法案が成立しないのか。こ
れはもろろん政府案の平和維持活動等に対する協
力に関する法律案のことを申ししているわけでござ

いますけれども、なぜ成立しないのかということ
について私の考えるところを申し上げたいと思
うわけでございます。

PKO活動といふのは、申し上げるまでも
なく停戦が成立して、停戦の合意が紛争国、当事
国において成立して、そして当事国の同意がある
ことを条件として、しかも非強制・中立の立場
で、国連の権威と説得のもとで活動するといふも
のでございまして、これは我が国の平和維持活動
への参加に当たって、PKOへの参加に当たって
の基本方針、いわゆる五原則によっても明らかに
しているところでございます。

このようなものでございまして、しかもPKO
活動というものは既に四十年を超える歴史を持
ち、国際の平和と安全維持のために多大な貢献を
したということでもノーベル平和賞を授与されてい
るというものでございます。そして、世界の八十
カ国から五十万人以上の要員が現在までに参加を
したということでもございまして、これは皆模範方
よく御承知のとおりでございます。

我が国でもPKOに反対するというならば、
それはこのような世界の意思に我が国が反対の意
思を表示しているということを示しているわけで
ございます。現にカンボジア、現在問題になって
おりますカンボジアでは、二万人に及ぶPKOの
要員が世界各国からは参加してきているわけで
ございます。

それに対して、日本人はカンボジアのUNTA
Cには何人いるかといふと、これはきよりの
読売新聞でございまして、これは「各国の規模」
という記事がございまして、これによりまして、
こういうふうなPKO、UNTAACにはたくさん
のPKOの要員が集まってきたけれども、日
本人は六人ほどいる、しかしそれは全部国連の職
員である、本当の日本人はいない、日本の国旗は
立っていないんだということがございまして。しか
も、それなのに、プノンペンの市内には、日本の
商社五社が既に現地事務所を構えているんだと。
そして、先ほどもお話がありましたように、観光

客も来ているんだということでございます。この
ようなことが世界の人々の目にどう映るかとい
うことを日本人はよく考えなければならぬわけで
ございます。

私は、日本が、憲法前文及び九条が明らかに規
定しているように、「正義と秩序を基調とする国
際平和を誠実に希求」する、そういう国家として
「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」
といふことを考えるならば、PKOのあらゆる活
動に積極的に参加すべきであるといふことは言を
またないところであるといふふうに思うわけで
ございます。そして、PKOに参加すべきだとい
うのは国民の大多数の意見であるといふふうに
思うわけでございます。

ところが、PKOは憲法と問題があるんだとい
うお話がございまして。しかし私は、憲法を勉強し
たとしても、PKO協力法案が憲法のいかなる
条項に反することもないといふことを私は確信を
持つて申し上げる次第でございます。憲法が禁止
するのは、我が国が国際紛争を解決する手段とし
ての戦争あるいは武力による威嚇、武力の行使と
いふものは日本が行ってはいけない、すなわちこ
れが憲法の禁止していることでございまして、P
KOとはまさに国連の平和のための活動でござ
いまして、決してこの憲法の条項に触れるものでは
ございません。

なお、午前中にもございましたが、武力の行使
という言葉でございまして。武力の行使というの
は、憲法のコンメンタール、これはそもそも宮沢
俊義さんの日本国憲法のコンメンタールでござ
いまして、ここに武力の行使とは何かということが
書いてございまして、憲法の禁止する武力の行使
とは戦闘行為であるといふふうに明らかに書いて
ございまして。それは必ずしも戦争ばかりではない
けれども戦闘行為である。それは武器の使用では
ございせん。そのことをはっきりと分けて考え
る必要があるわけでございまして。

PKOは違憲ではないとしても、自衛隊がPK
Oに参加することには反対だという意見がござい

ます。それからまた、そういう方々は自衛隊が違
憲だからというふうにおっしゃるわけでございま
す。また、仮に自衛隊が違憲ではないとしても、
やはり自衛隊がこのようにPKO活動に参加する
ことは違憲だという御意見もあります。

それについて、私はちよつと私見を申し上げた
わけでございます。

憲法九条にはさまざまな解釈がございましてこ
れは皆御承知のとおりでございまして、私が憲
法を読み、かつ勉強いたしました限りにおいて
は、憲法九条といふものは極めて簡単なことを
言っているにすぎないと私は思うわけでございま
す。それは、憲法は、「日本国民は、正義と秩序
を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発
動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使
は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこ
れを放棄する。」と定めて、第二項は、「前項の目
的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これ
を保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」
といふことでございまして。

しかしながら、この規定が非常に多くの解釈を
生んでいるといふのはなぜかといふと、これ
は、そもそもこの憲法のもとになりましたマッ
カーサー草案といふものが日本に関する武力解
除、武装解除の規定を入れていたからでございま
した。そのマッカーサー草案をその当時の我が国
のリーダーといひます、国会で審議をしており
ますときに、いろいろと検討いたしましたして現在
のような文法の形になったわけでございまして。

それは何が問題であったかといふと、もともと
のマッカーサー草案では、我が国を武装解除す
る、すなわち日本は戦争をしてはならない、戦
力を持つてはならない。こういう規定を日本が、
せめて自衛のための戦力、自衛権といふものを保
障するのだと、そういうふうな直すためにいろ
ろと御苦労をなされたからでございまして。

そして、現在の条文は決して自衛権を放棄した
ものではない、自衛のための戦力を持つというこ
とは決して違憲ではないといふことを明らかにし

たわけでございまして、これは岸田均氏が、当時の憲法審議の責任者であったわけでございすけれども、昭和二十一年十一月三日の憲法公布を前にして刊行した「新憲法解説」の中で述べていらっしゃることでございす。第九條の規定が、戦争と武力行使と武力による威嚇を放棄したことは、國際紛争の解決手段たる場合であつて、これを實際の場合に適用すれば、侵略戦争ということになる。したがつて、自衛のための戦争と武力行使はこの条項によつて放棄されたのではない。また、侵略に対して制裁を加える場合の戦争もこの条文の適用以外であるというふうにはつきりと書いていらっしゃるわけでございまして、これはこの占領憲法を受諾することの予々孫々に至るまでの重大な責任を考え、しばしば涙にむせんだ岸田均氏の後世に残す言葉であつたと私は思うわけでございす。

實際、当時の憲法審議においても、社会党の鈴木義男議員も、この憲法は自衛権の存在まで抹殺するものではないことはもちろんであるというふう述べていらつしやいます。共産党の野坂参三氏も、我が国は確かに侵略戦争という悪い戦争をした、不正義な戦争をした、しかし自衛の戦争というものは不正義ではない正しい戦争である、我々はその侵略戦争は放棄する、これを明らかにするのが最も確かなことであるというふう述べていらつしやるわけでございす。

このように、我が国の自衛隊というものは決して違憲の存在ではございません。しかし、論者によつては、自衛隊が違憲ではないとしても、自衛隊をP.K.O.に参加させるため海外に派遣することは違憲である。まあ違憲違憲とすべておっしゃるわけですが、いわば違憲ということなんだろうと思ひますが、違憲ということがございす。しかしながら、なぜそれが違憲かというと、P.K.O.に自衛隊が参加すれば日本は軍国主義となつて憲法の改正をやるようになるからだというふうな扇動をされるわけでございす。また、P.K.O.派遣をすれば憲法が改正されて恐ろしいことにな

るんだというふうな、いわばデマゴーグも大手を振つてまかり通つていらっしゃるわけでございす。しかしながら、それは国民が、いわばこの憲法を平和憲法として世界に冠たるものであり、非武装こそが世界に誇るべき日本の国是であるとした長年にわたる教育をされてきたからでございす。そして、この非武装こそ平和というスローガンを広く受け入れてきたからでございす。

しかしながら、私は考えますけれども、平和というものは無条件に存続し続けるわけではございせん。私たちが憲法九條の言つとおり、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求するならば、國連憲章の言つとおり、國際の平和と安全の維持のために我らの努力を結集しなければならぬわけではございす。

P.K.O.を適切かつ迅速に行うためには、自衛隊の持つ知識、経験、組織的な機能を活用することが必要なことは言うまでもないわけでございす。P.K.O.は、何と申しましても少し前までは紛争が行われていた厳しい環境での活動でございす。みずから十分な装備を持ち、通信、交通手段を手当てできることが必要でございす。このようないつ自己完結的な組織は我が国には自衛隊しかないわけでございす。自衛隊の参加なくして、我が国としてP.K.O.に十分な協力を行うことができないというふうな主張は全くの幻想なのであります。

この点で、社会党を中心とした國際平和協力業務及び國際緊急援助業務の実施等に関する法律案についての私見を申し上げますと、この提案者が、我が国が平和の創造に向けて努力すべきであるというふうな主張されることはまことに敬服するに足るものでございすけれども、政府案は自衛隊の活用を規定しており、平和憲法の理念、近隣諸國の疑念、世界の潮流とも逆行するものであるというふうにされることには私は反対をせざるを得ないわけでございす。自衛隊は、前述のとおり憲法に違反するものではございせんし、P.K.O.活動に自衛隊に行つていただくことがな

和憲法の理念に反するの、私にはわからないわけではございす。

提案者は、非軍事による貢献を主張されていらつしやいますけれども、もしこの軍事というものが戦争行為を意味するものであるならば、それは私も当然非軍事でなければならぬと思ひますけれども、P.K.O.活動は、例えばカンボジアの人々が心から待ち望んでいる活動であり、停戦監視、地雷の除去、通信、医療、ロジ等、すべて軍事部門における活動でございまして、P.K.O.の生みの親と言われるブライアン・アークハート卿が指摘するように、基本的に軍人でなければできない非軍事的活動なのであります。P.K.O.活動というものはもともとが非軍事的活動なのでございす。

もし本案の主張者がおっしゃる通りに、例えて言へば、川に子供がおはれている、そのときに私どもが川の岸の上に立つて、こゝまで泳いできなさい、そうすれば助けあげましょう、そうすれば手当てをしてあげましょうと言つていようようなものではないか。私たちが川に入ることは家訓によつて禁じられていふことを言つていようように思つてゐるわけでございす。あるいは、おなかをすかせて泣いてゐる子供に、茶の湯の作法でお茶をたてるからそれまで待つていなさいと言ふやうなものではないかと私は思つてゐるわけでございす。

また、この社会党案は、二千人程度の常設の國際協力隊を置き、病院船などの船舶や輸送機やヘリコプターなど必要な装備を持ち、訓練センターを設置する別個の常設の國際協力隊を設置するといふふうにおっしゃいますけれども、これは第二自衛隊にほかならず、この組織を設置するためにはおよそ八百億円もの費用がかかると言われているわけでございす。これは大したことはないでしようか。これは国民はこんなことを望んでいるであります。

謝の念こそ表することが必要だと私は思ひます。それなのに、この自衛隊員に退職しろとか休職しろとかよく言ふたことではないでしようか。

私は、憲法の解釈が一貫して矮小化され、縮小されてきている、誤つた解釈が行われてきているといふことを指摘せざるを得ないわけでございす。我が国は國連加盟以來、一貫して國連憲章の尊重と國連中心主義の外交政策を推進してきていられるわけでございすから、P.K.O.は國連の活動であり、我が国も当然これに積極的に関与すべきものであると私は信ずるわけでございす。それこそが我が国の現在の繁榮を維持するための必要の条件なのでございす。

それから、論ずる方々はために論ずることもございす。我が国は、いわゆるアジア近隣諸國の反発といふことを言われるわけでございす。P.K.O.への我が國の自衛隊の参加に關して、確かにアジア諸國の中には自衛隊の海外派遣には慎重に對應してはしいといふことをおっしゃるところもございす。しかしながら、もしそのような反発が強ければ、國連から日本に對してP.K.O.の協力依頼をされるというこゝろはないであらうし、また、私どもはこゝで思ひ出さなければいけないのは、中國が我が國に對しては慎重を求めながら、みずからは誇りを持ってカンボジアのP.K.O.に五百名の工兵隊を送つていふことではございす。

そして、日本に對しては強い希望、日本の自衛隊が参加することに對する強い希望と支持が寄せられていふことも看過するべきではないのでございす。特にP.K.O.の参加こそ、平和日本が世界において名譽ある地位を占めたいといふ、そういう希望に基づく正当な行為であるといふことを誠に我が國は世界各國に説明するべきであると思ふわけでございす。

第五でございすけれども、P.K.O.協力法案と國民感情といふことがございす。我が國の國民は長いこと、占領下の憲法のもとに我が國の安

全をアメリカにゆだねて生きてきたことでござい
ます。

もちろん平和は貴重でございますけれども、私
どもは、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実
に希求するならば、正義と秩序を基調とする平和
を侵す者に対しては断固として立ち向かわなければ
ならないわけでございませう。私どもがその努力
を重ねて、世界の平和のために貢献をするという
ことがいかに必要であるかという事を学ばなけ
ればならないわけでございませう。

そして、最近の世論調査も、日本人の間にも確
かにより積極的に世界の平和の維持に参加し、国
際社会において名譽ある地位を占めたいというふ
うに考えるものが徐々に上がっている、その割合
が高まっているということが明らかになっている
わけでございませう。

私は、国会が速やかにこの世論に対応して本法
案を成立させることを心から期待するものでござ
いませう。

○委員長(下条進一郎君) どうもありがとうございます。
いました。

次に、小林公述人をお願いいたします。小林公
述人。

○公述人(小林孝輔君) 小林孝輔でございます。
話のレジュメをつくってまいりましたので、そ
れを讀むことによって公述にかなえていただか
します。

いわゆるPKO協力法案であります、等につ
きましては、私は市民の一人として、かつての学
徒兵の生き残りの一人として、また憲法学を勉強
している者として、そしてとりわけ、過去四十年
余り憲法の教師として学生に対して、憲法こそ日
本社会において人間社会の平和と人間人格の尊重
のために我々の仲間あるいは先輩たちが血と汗を
流して、あるいは生命を賭して確定した最も崇高
な社会的価値であり、子孫のために絶対に擁護す
る責任があると教えてきました教師として、この
法案について深い関心を持つものであります。

一九四五年六月二十六日に成立しました国際連

合憲章の理念は、これは前文であります、二回
にわたる大戦の惨禍から将来の世を救うため、
基本的人権と人間の尊厳等を確立し、国際平和と
安全を維持し、共同の利益のためにだけ兵力を持
ち得るというふうにしております。その具体的方
法として国連憲章第二章三項は、加盟国は、国際
紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全及
び正義を危うくしないように解決しなければなら
ないと規定しております。また、同じく国連憲章

二条四項は、加盟国は、国際関係において、武力
による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領
土保全または政治的独立に対するものも、また、
国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法に
よるものも慎まなければならないと規定しており
ます。

この国連憲章制定一年余りほど後に制定された
日本国憲法は、憲章の精神、つまり反戦、非武装
を継承して、前文において、二度と再び戦争の惨
禍の起きないようにすることを決意し、平和のう
ちに生きる権利を宣言しております。これは憲法
の前文であります。そして具体的方法として、こ
れまた国連憲章の前記二条三項をより積極的表現
をもって継承し、周知のように九条一項におい
て、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平
和を誠実に希求し、戦争と、武力による威嚇と武
力行使は、国際紛争を解決する手段としては、永
久にこれを放棄するといふふうに規定しておりま
す。さらに具体的な方策として、二項では、そ
のために陸海空軍その他の戦力は保持しない、国
の交戦権は認めないといふことを規定しておりま
す。つまり、国連憲章の趣旨と規定とをそっくり
り、より現実的に積極的に生かしたのが日本国憲
法そのものであります。

したがって、我々日本国民が国連の加盟国とし
て国連憲章に忠実であるとする限りにおいて、
何よりも日本国憲法に忠実に従い、これを尊重す
ること、これが最大にして最善の承継である、こ
ういふふうに思っています。

さて、この観点に立つてみると、法案の内容は

国連憲章にも日本国憲法にも著しくそごし、もし
くは違背すると言わざるを得ないというのが私の
考えであります。

いわゆるPKO法案は五章二十七条と附則など
から成りますけれども、諸点において憲法上、法
律上、疑問が多いのでありますが、それを一々こ
こで検討するわけには時間的にも私の能力から
いってもまいりません。

とりわけ私が注目しています点だけを申し上げます
と、第三章、国際平和協力業務及び物資協力と、
中に含まれている諸条項であります。自衛隊を海
外の紛争地域に派遣し、国連の平和維持軍や停戦
監視団に参加させ、兵力の引き離しや武装解除の
監視に参加させることを内容としているところの
規定であります。とりわけ平和維持軍は自衛の
ため、あるいは安保理理事会決議に基づき、必要
ある場合には武力行使を行う武装部隊であることは
周知のとおりであります。このような部隊への自
衛隊の投入は、自衛隊が憲法の禁ずる武力行使に
踏み込まざるを得なくなるものであります。

政府は、平和維持軍に参加する自衛隊が武力行
使の危険が生ずれば、業務の中断あるいは部隊の
撤収を行うと言いますが、国連事務総長の指揮下にあ
る平和維持軍にあっては、日本政府の一方的な判
断で業務の中断などを行うことができないこと
は、いわゆるSOPガイドラインなどの外交文書
によって明らかであります。

法二十四条三項の武器使用が違憲ではないとい
う見解もまた、軍事行動の実態やPKO活動の実
態を見ない議論と言わざるを得ない。ゆえに、こ
の立法は、憲法的にも国際法的にも国際政治的に
も問題があると私は考えるわけであります。

すなわち、第一に憲法違反であり、第二には国
際連合憲章違反であり、第三には国際政治にもと
る、こう思うのであります。第一に国連憲章を
継受した日本国憲法の平和主義原則は今や世界に
知られ、外国にも熱烈な支持者を持つことは既に
知られているところであります。憲法の基本原則
というのは、憲法上、国民主権の原則、基本的

人権の尊重の原則と並び、憲法の改正手続をもつ
てしても変更不可能な重要規定、これがいわゆる
学説にいうところの憲法の基本原則でありまし
て、平和原則はまさにこの一つであります。

したがって、これを無視することは、あるいは
無にすることは、日本は憲法なき国家であること
を世界に表明することになり、国際信用あるいは
国際声譽を今よりもさらに低下させずにおかない
といふふうに考えられるわけであります。

第二に、国際連合憲章違反という点であります
が、国際的平和と安全の維持のために四十一条を
もって平和への脅威排除、侵略行為鎮圧のため、
非軍事的措置等を法は規定しているわけですが、
でも、したがって、憲法に反し、PKO法案等
により自衛隊を海外派遣することときは国連の理念に
逆行する以外の何物でもないといふふうに考えら
れるわけであります。

なお、国連憲章は非戦、非武装を規定する一方
で、四十二条では、紛争停止措置として軍事的措
置をも規定しているのは事実であります。しか
し、これは国連加盟国に対する強制規定ではあり
ません。ゆえに、国連協力をもってPKO法案立
法を正当化することはできない、そのように私は
考えるわけであります。

第三に、PKO法案は、国際協力どころか、そ
の否定になるのではないかと。

自衛隊の海外派兵は、かつて日本軍によって
じゅうりんされたアジア諸国から強く警戒されて
いることは周知の事実であります。かような現実
を無視して海外派兵を強行することは国際協調に
逆行し、さなきだに努力するほど逆に悪化をた
どっていると言えなくない日本の国際環境を一層
劣悪にし不安定にするに違いないと、このように
考えるわけであります。

以上の理由から、私は、我が国の他国の国内紛
争の軍事的関与という形の国際協力にさぶる疑
問を持ち、反対せざるを得ないのであります。

これで私の意見は終わるのでありますけれども、
も、ここで私の個人的な感懐を一言つけ加えるこ

とをお許し願いたいと思います。

私は、先ほど申しましたように、かつて学徒兵として召集されました。召集されたのは四三年の十二月一日でありましたけれども、そのときに、与謝野鉄幹の有名な歌、「老いたるは皆かしこかりこの国に身を殺すものすべて若人」という歌をつくづく思ったものであります。今は古希でありまして、七十歳でありまして、もはや兵隊に行くことはありません。しかし、だからといって自衛隊に感謝する人ではなくて、法成立のときに現実それを担うであろうところの青年をつくづく考えざるを得ないのであります。

以上であります。

○委員長(下条進一郎君) どうもありがとうございます。

次に、渡辺公述人をお願いいたします。渡辺公述人。

○公述人(渡辺洋三君) 御紹介を受けました渡辺です。

一番最後に話をするのが一番得なようでありますので、お二人の話聞きながら、私は法案に反対の立場から問題点を六つ考えてみました。時間がなければ適当になりますけれども。

第一点は、この法案は論理的な構造が幾ら読んでもよくわかりません。

例えば、重大な武器の問題ですけれども、二十四条第一項は「小型武器」と、自衛官以外は小型に限定しておりますけれども、第三項では自衛官については「武器」とのみ限定し、武器という場合には小型でない武器という想定になっているわけですね。これは第八項からも言えます。「小型武器又は武器」と書いてありますから。この後の「武器」というのは、小型でない武器、つまり中ないし大型の武器を持つ、そしてそれを自衛官は持つ。そして、それは装備として持つということでありまして、だれが見てもこれは軍隊としての機能だということは明らかではないでしょうか。

そこら辺のところをはっきりさせないために、

論理的にも何が正当なのか、何が相当の理由なのか、何が合理的なのか、要するに言葉のあやで、形式的に言葉のあや、形容詞や副詞を並べている。具体的な基準は何もここから出てこないと思います。私の知的水準では、とてもこの法律は論理的整合性がないというふうに思いますし、これはもともとやっぱ憲法に反するものを憲法の枠の中だと説明しなければなりませんから、そのためにわけのわからないものになるのである。この点はよく審議いただきたいというのが第一点であります。

それから第二点は、さっき佐藤公述人もちょっと触れましたけれども、他のアジア諸国との関係であります。この際やっぱ徹底的に考えていただきたいのは、ドイツと比較した日本の地位です。

ドイツの場合には、ヒトラーの残虐行為を正式に謝罪しまして、その残虐行為をやった人間を戦争裁判で追及する、そういうことをやりました。これはアデナウアー以来今日のヨーロッパに至るまでそうであります。そこで、ドイツは戦前の悪夢を清算して、国際社会にわびて、国際的な信用を得ました。

だけれども、どうも日本の政府は逆のようでありまして。ユダヤ人虐殺に匹敵すべきなのは南京虐殺事件でありますけれども、私も南京に行ったときにどんなひどいことがあったかというのを南京の人からいろいろ伺いました。しかし、この南京虐殺なんというのは少し大げさに言い過ぎるとかいうようなことをむしろ言われるような人もある。これは一例でありますけれども、日本人の中国人あるいは朝鮮人へのいろんな虐殺がありました。それについて日本は本当に謝罪したんだろうか、本当に償いをしたのであるかということについては非常に具体的に言えば懐疑的な人々が多いわけで、だから慰安婦問題のような問題まで尾を引いちゃった。まあ慰安婦問題なんというものは小さな問題じゃないかというふうに見る人もいますけれども、なぜそれが出てくるのかというの

は、やっぱ戦後が清算されていないということだと思えます。

というふうに、私の考えでは、やはりドイツと日本とは戦後の清算の仕方が違っている。戦後処理を十分にしていけない、そこへもって来て自衛隊を海外に出すということになると、やっぱアジアの人たちの目は複雑になっているのが現状であります。アジアの政府の中には、むしろ日本の政府からお金をもらいたい、ODAその他でお金をもらいたいために日本の政府のやることにそう反対はしない。だけれども、民衆はちよつと違うんです。民衆と話していると、やっぱそれが残っている。その辺のところをやっぱ前提問題をきちんとしておかなければいけないのではないかと、これが第二の問題であります。

それから第三の問題は、PKOそのものの問題でありますけれども、御承知のとおり、制定法上の根拠がありませんので慣習法上ケース・バイ・ケースでやってきたわけで、非常にいいPKOと、いうか非常に役に立ったPKOと全然役に立たなかったのと両方ありますけれども、むしろ湾岸戦争以降はちよつと問題になってきているわけですね。特に、去年でございましたイラク・クウェート監視団、UNIKOMと通称言っておりますけれども、ここはほとんど当事者である多国軍が中心となつてつくつたということで、これではPKOの従来中立とか同意とかいうのをせつかく積み重ねてきたその原則が崩れるのではないかと、ということでデクエアル事務総長も非常に心配したわけですね。だけれども、そういうことで湾岸戦争以降どうもPKOというものの存在理由がいろいろ問題になってきているわけがあります。

こういうPKOができませんと、これはPKFと、いうべきでしょうか、PKFと多国軍との区別がつかなくなってくるのを恐れるわけです。ついでに言いますと、多国軍という名称も、これは皆さん方は御存じかと思えますけれども、全くインチキな訳語であるわけですね。西側の名称はアライドフォーシズですから、文字どおり多国軍

というのは国連とは縁もゆかりもない古典的な軍事同盟軍のことです。それを西側は当然のこととして前提としております。

国連中心主義という問題も後でちよつと触れまされけれども、前の国連平和協力法案というのは湾岸戦争に人を出さうという場合に、それはまあ前提が全く違うということでありまして、ついでに自衛隊というものは、私は自衛隊そのものには問題があると思えますけれども、安保を前提にしても安保条約第五條がありますから自衛隊が動ける範囲というのは領域の中と縛られているはずなんです。だから今度PKOで日本の領域の外にも自衛隊を出すというのなら、どういう名目であろうと安保条約第五條をむしろ改定してからでなければ論理的にはおかしいのではなからうかというふうに思っております。この安保との関係も十分御議論していただきたいというふうに思います。

そしてもう一つは、最近国際法学の間では、PKFというものはやっぱ限界があるんだということがいろいろ言われております。つまり、一種の武力行為というのは、やっぱ一時的な役には立つてですね。だけれども、紛争というのは、紛争の原因があつて起きるわけですから、紛争の根本的原因をなくさないことにはPKFが撤退した後また紛争が起きるということになるわけですね。そういうことでありますので、そういう意味でPKFについての問題が多国軍などと絡んでくるということがあります。

第四点は、国連中心主義について若干触れますけれども、国連とは主権国家の集合体ですから、それぞれが自分の国の独自の主権等を持ってそれをお互いに尊重し合うということで国連をつくっているわけですね。だから、国連中心というのは私も賛成ですけれども、その場合にはそれぞれの国の独自性や憲法は尊重されなければなりません。日本は独自の憲法を持っているんだから、その憲法に従って独自の立場で活動しますよと、これが日本国憲法の国際協調なんですね。ということ

で、別に国際協調ということと非武装の貢献ということは矛盾はしないわけであります。

最後になりましたけれども、日本の国際貢献という場合には、やはり憲法のもとで考えるならばどうしても非軍事ということにならざるを得ない、これはほかの国の人たちも言っていることであります。

最近ではフランスのル・モンドという代表的な新聞が、これは東大の樋口先生の本の中に出ておりますけれども、日本は憲法上の平和主義に基づき積極的政策をとらなかつたために、国際外交舞台に登場するチャンスを逃がしたといつて大きな記事を出しております。つまり日本が日本らしいことをやらなければだめでしようということを言っているわけです。この記事は、こういうことを日本が言え、非武装だから日本はだめでですよというふうなことを言え、これは合衆国を大いに怒らせるだろう、しかし怒らせても率直に言うことがやっぱり尊敬に値するといふふうに思われるんだと。人間もそうなんだ、お互いに自分の意見を率直に言うことでその人間が尊重されるので、言うべきことを言わないで、ただ相手を怒らせまいという行動様式はちよつと日本的なのではなからうかというふうなことを批判しているわけで、この点も含めていろいろ議論していただきました。

私は、非軍事でやるということが、胸を張って平和憲法を世界に広げていくということがむしろ日本の国際貢献だということを信じておりますので、結論的には最初に述べました佐藤公述人の考え方と大分違つたことになりましたけれども、最終的にはこの国会で議論していただくことになりましたので、ともかく憲法上の問題でありますから、やはり憲法問題を含めて議論していただきたい。憲法を棚上げするというのは私はちよつとおかしいというか、法治主義の建前からいって憲法のもとで議論していただきたいわけで、憲法のもとで無理ならば、やっぱり憲法改正を素直に提起した方がいいのではないかと、むしろ私は個人的には

そう思います。

ドイツはそれをやりました。だから、ドイツは憲法を改正してECの外に出るようになしたわけですから、日本もやるんだつたら、もしこれは政治的問題でやるんだつたら、少なくとも憲法改正の手段を踏んだ上で、その上で国民に信を問うべきであるという私の意見をもって、終わりたいと思います。

どうぞ御議論をお願いしたいと思います。

○委員長(下条達一郎君) どうもありがとうございます。

以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。

それでは、これより公述人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○尾辻秀久君 自由民主党の尾辻と申します。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

本日は、先生方にはわざわざお越しをいただきまして、貴重な御意見をお述べいただきまして、私からも御礼申し上げます。ありがとうございます。

ただいまより質問をさせていただきますが、私は専ら佐藤先生にお尋ねをいたしたいと存じます。

考えてみますと、わざわざ先生方にお越しをいただいた十五分でお話しくださいというのは余りに短い時間だと思ひますし、渡辺先生もおっしゃいましたが、先にお話しになりますと、後の先生はそれに触れてお話しいただけるわけでありまして、佐藤先生、最初にお話しになりましたので、お二方の先生のお話についても触れたいだいた方がいのではないかと思ひます。そんなことで私の質問をさせていただきますが、質問だけにこだわっていただかずに、先生が言い足りないと思つておられることをこの際でございいますからお述べいただければと、あらかじめ申し上げたところでございます。

私がいただきました時間は四十二分でございます。

して、もちろん先生がお答えいただく時間を含んでございいますが、既に一分過ぎたようでございます。四十一という数字が出ておりますが、これがゼロになりますので私の持ち時間でございいますから、十分お使いいただきますようにあらかじめお願いをしたところでございます。

まず、先生も十分おわかりの上お述べになったところでありまして、私から申し上げてみたいと思ひますが、このPKO法案、私たちは随分長い時間をかけて審議をまいりました。もう議論も大分尽きたと私は思つております。意見の食い違いというのも随分はつきりしております。

私なりに整理して申し上げますと、これは先生もおっしゃったことでありますけれども、人的に国際貢献をしよう、このことについては異論はない、そのように思ひます。ただ、そのやり方でございまして、そのやり方もせんじ詰れば、これはもう先生方もおっしゃったとおりでありまして、自衛隊を出すのか出さないのかということでございます。自衛隊を出さない方がよいと言つておられる方々の中にも、大半の方は自衛隊の能力は使わざるを得ない、このように言つておられるようでございます。

私は、自衛隊を堂々と使うのが国際的にも常識だと思つてございしますけれども、申し上げたように、自衛隊を使わない方がよいと言つておられる方々がある。これはちよつと刺激的な表現かなと思ひますが、その表現しかなないのでそのまま使わせていただくんですが、やっぱり私に言わせていただくことこそな手段だと、こういうふうにならば、こそく手段を使おうとなさるのか。

じつと私は聞いておりまして私が理解しましたのは、これまた先生がまさにおっしゃいましたように、一つには自衛隊そのものが憲法違反の存在なんだ、それからもう一つは、よしんば自衛隊が憲法違反の存在でなくとも自衛隊を派遣することは憲法違反なんだ、こういう御意見であります。

それからもう一つ、大きくはアジア諸国の皆さんの反応が日本がPKOに人を送ることに好意的でない、もつとやうと非常に心配をしておる、だから反対だ、こういうことになるようでありまして。私がそのように私どもの議論を認識しておるということでお尋ねをさせていただきますというのを申し上げた次第でございます。

そこで、既に先生が言われたことであります。が、いま一度基本的なところから、先ほど申し上げたようなこともありますので、先生にこの際さうにお話しただこうということでお尋ねをいたします。

まず、自衛隊と憲法との関係、それから特に自衛隊が海外に出ることについて憲法違反だという方がおられるわけでございますが、その辺については先ほど先生は余り詳しくお述べにならなかつたと思ひますので、自衛隊の海外派遣と憲法との関係、特にこの辺についてまずお尋ねをいたします。

○公述人(佐藤欣子君) では、お答え申し上げます。

私は、憲法、日本国憲法でございしますけれども、これがやはり非常に歴史的な文書であるといふことでございます。それはどういふことかといふと、この憲法がつくられましたのは昭和二十一年の十一月三日でございますし、施行されたのが二十二年の五月三日でございます。このころ日本は大戦に負け、太平洋戦争に敗れてアメリカの占領下にあつたわけでございしますし、本土は焼け野原になつて多くの植民地から人々が引き揚げてくる。本場に四つの島でもともくあみになつて、国民の生活は塗炭の苦しみの中にあつた。そういう状況のもとにこの憲法といふものはできたのであるといふことでございます。そして、そのときに我が国を占領した連合国最高司令官マッカーサー元帥の指示のもとにこの日本国憲法といふものが起草されたわけでございします。そのマッカーサー・ノートといふものがござ

いますし、その後にはマッカーサー草案というものがございまして、そのマッカーサー草案を訳したものが日本国憲法ということになっているわけでございます。

ですから、私も憲法のことを考えるときに、日本はそのような状況にあったのか。

そのころには言論の自由もございせん。本當に何かを言えば辱罵し、東京裁判の犯人がいつ、だれが捕まるか、そういう時代であつたわけでございます。そのときに、一番先に日本の軍事、防衛をどういうふうにか、日本の安全をどう考えるかということでございますけれども、マッカーサーは當時、この四年半もアメリカや世界を相手に戦つた強烈な日本という国が武装解除すること、二度と再び戦争をしないこと、二度と再び軍備を持たないことということをまず念頭に置いたわけでございます。

それは既に明らかになつてゐるところでございます。毎日新聞が今年の五月二日に發表してありますけれども、當時マッカーサー・ノートというものに、日本は戦争をしてはならない、日本はいかなる軍備も持つてはならない、こういう規定がございました。しかもそこには、独立国として自己の安全を守るために「自己の安全を保持するための手段としての戦争」もしてはならない、こういうふう書いてあつたわけでございます。

しかしながら、そのマッカーサーの部下でありましたケーディス大佐という、日本の憲法を作成する担当者でございましたが、この者が、幾ら何でも独立国として自衛の権利を持たないというのは考えられないということで、この条項「自己の安全を保持するための手段として」というところをカットいたしました。そして、日本は戦争をしてはならない、國際紛争を解決する手段としての武力の行使、武力による威嚇をしてはならない、こういうふうになつてゐるわけでございます。マッカーサーも軍人でございまして、それは当然であるということを受け入れたわけでございます。

それは日本を完全に武装解除する、そういう占領軍の目的に適合したものであつたわけでございます。第一、日本はアメリカの占領下にあるわけですから、日本の安全を日本が考えることは必要はなかつたわけでございます。

このようにも、マッカーサー草案というのは当初、ここに英文がございすけれども、「ウオー」「イズアボリッシュド」、日本は戦争をしてはならない、そして日本は國際紛争を解決する手段として武力の行使しない威嚇をしてはならない、こういうふうになつてゐるわけでございます。そして、そのために日本はとくにいかなる戦力も持たない、陸海空軍はこれを持たない、交戦権も持たない、こういうふうになつてゐるわけでございます。けれども、しかし当時我が国の指導者は、これでは日本の安全はどうなるか、日本は占領が終わつたときにどうなるか、日本の独立をどうやって保持していけばよいかということに考へざるを得なかつたわけでございます。

ところが、それに対する解答というのは実はございまして、それが憲法前文でございます。憲法前文をよくお読みいただきますと、これをいろいろな方が、我が国が「名譽ある地位を占めたいと思ふ」とか何とかということ議論をなさいますけれども、この憲法前文をよくごらんになりますと、要するにこれは我が国は自分の国を守ることができない。それならばどうするかといへば、それは日本国民は要するに平和を愛好する国々すなわち連合国の国民の公正、正義と信義、お情けに頼つて我々の安全と、サバイバルですから要するに生存といひますか、存続を保持しようと思つたといふふうになつてゐるわけでございます。すなわち、この憲法前文はまさにボツダム宣言の受取証、そして日本国民の世界に対するわび証文であつたわけでございます。

このような状況であつたわけでございますけれども、當時の憲法を審議した特別委員會の中でいろいろこの条文についての工夫が凝らされたわけでございます。そして、それを芦田均氏が後に

述べていらつしやいますように、これでは我が国の自衛権というものが保障できない、これは将来の日本にとつてゆゆしいことである。ですから、これをどういうふうにしたらよろしいかということで、現在の憲法九条のように直したわけでございます。

マッカーサー草案と現在の憲法九条との違いを見ますと、そこは、第一項に「日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し」と、この文章を一番前に持つてきたわけでございます。そして、「戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては」というのを「戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」というすべにかけたわけでございます。

すなわち、これは芦田均氏の言われるように、我が国は自衛のために、自衛隊及び自衛の戦争はすることができると、自衛隊を持つことはできるんだということを反対解釈として確保する、そのためにこの文章を直したわけでございます。私は、これは本當に非常に御苦労のあつたところだと思つたわけでございます。

そして、第二項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない」といふふうになつたものを、これに「前項の目的を達するため」というのを一つつけ加えたわけでございます。これによって我が国は、確かに侵略戦争のための軍力、部隊は持たない、陸海空軍は持たない、しかしながら自分の国を守るための戦力というものは保持することができるとあるといふことを明らかにしたわけでございます。

これは私は、本當に日本の将来のことを思つた當時のいろいろな方々の御苦労のたまものであつたと思つたわけでございますけれども、この文章は確かにいかにもわかりにくい。わかりにくいように書いてあるわけですからわかりにくいわけでございます。そして、その後さまざまな解釈が行われるに

至つたわけでございます。

しかしながら、この九条の、日本側の自衛のための戦力は持つんだという意思は的確に理解されたわけでございます。當時極東委員會というものが日本の占領に關して設けられておりました。極東委員會はこの条文を読んで、それで憲法六十六條の第二項に「内閣總理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬ」という条件を無理につけ加へさせたわけでございます。ということとは、これはもう貴族院で既に審議が始まつておりますのに大急ぎでつけ加へたわけでございますけれども、これは「文民でなければならぬ」といふのはなぜかといふと、この九条によつて日本は將來軍隊を持つことがあつてもいい。そのときに、内閣總理大臣その他の國務大臣が軍人であつてはならない、現職軍人であつてはならないといふことをここにつけ加へたわけでございます。

それは、その経緯をよく知つてゐる、これは現在ではもういろいろな文書からはつきりしてゐるわけでございますけれども、當時東大で憲法を教へていらした宮沢俊義さん、私も宮沢さんに習ひました、良しかくれませんでしたけれども、しかし、その宮沢先生はそのことをお書きにならなかつたわけでございます。

それで六十六條第二項に何といふふうになつたかといふと、これは六十六條におけるこの「文民でなければならぬ」といふことは意味がわからないといふふうにお書きになつてゐるわけでございます。というのは、日本には軍隊がないのに何で「その他の國務大臣は、文民でなければならぬ」と書いてあるのかと。そこで、しようがないからいろいろな解釈をしたわけでございます。というのはいろいろな説がある、文民の意味についてはいろいろな説がある。ある人は、「文民」とは、軍人でない者をいう。軍人であつても、軍人をやめたときは、「文民」になる。すなわち、「文民」は、非軍人の意である。、その

しかながら、それでは憲法九条があらゆる軍隊を否認していると解するならば、憲法のものでそのような軍隊はあり得ず、したがって軍人もあり得ないわけではないか。軍人があり得ないとすれば、日本国民はすべてここに言う文民ではないか。それなら何でもこんなものを入れるのか、理由がないと。「せいぜい本項は、日本国憲法の平和主義を特に強調することに役立つと説明できるくらいのものである。」というふうにお書きになられたわけでございます。そして、それでもどうしても意味があるとするならば、これは職業軍人の経歴のない者をいうんだとか、あるいは強い軍国主義思想の持ち主でない者をいうんだとか、こんなふういろいろな解釈をつけ加えられたわけでございます。

我が国の憲法解釈というのは実は非常に政治的によじ曲げられてきたわけでございまして、本当は憲法制定のころ、先ほど申し上げましたが、社会党の鈴木義男氏にしてもあるいは共産党の野中参三氏にしても、どんな国でも自衛権というものがあるんだ、それを否定することではないんだというふうにおっしゃっていらしたんですが、いつの間にか我が国は自衛権もない、自衛隊もないということになったわけでございます。

それは一体なぜなのか。先ほど、我が国の憲法学者の八〇％はPKOは反対だ、自衛隊は違憲であるという意見であるというふうにおっしゃいましたけれども、多数意見が正しければ世の中苦勞はないわけでございます。少数党の皆さんは全くそうお思いになるだろうと思うわけでございますけれども、何もみんながそう言うからといって正しいわけではないわけでございます。政府が何を言おうと、あるいは学者の先生が何を言おうと、私は私が真実であると思うこと、信ずることを申

憲法九条の解釈についてもいろいろ三十何説だか、ある人が勘定したそうでございますが、私は勘定したことはございません。しかしながら、司法試験を受けますときには一説に限ったわけでございますして、それはすべて違憲であると。それが一番簡単でありますから、すべて違憲であるというふうに書けばよろしい、そういう問題が出たらそう書けばよろしいと思ひまして、参考書の中の九条はクリップでとめて勉強はしないことにいたしましたわけでございます。何を言っているんだかわからないというのは、すべてのものが正解でありすべてのものが間違ひであるということになるわけで、絶対に試験問題には出ないだろうというふうな思つたわけでございます。

九条をごらんになっていただきましたが、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、^{（一）} というのがございます。そして、国際紛争を解決する手段としては戦争はしない、武力は持たない、武力の威嚇も行わない、こういうふうに書いてあるわけでございます。これはそのまま読めば何かといえ、侵略戦争はしない、不戦条約ですね、侵略戦争はしないという意味なんです。これは世界の法律の能力のある方は読めばすぐその意味であるということわかるわけでございます。

ところが、本来それだけの意味なのになぜこれ
がすべての戦力を否定し自衛権も否定し何ともい
うふうに言うかという点、これは非常に政治的な
意図があるわけでございまして、それは反米親ソ
の勢力は日本の再軍備をもちろん望まないわけで
ございまして、日本が武力がないことの方が非常

我が国の武器は憲法九条であるというふうにおっしゃるところもあるわけでございます。憲法九条が武器である。なぜかという、我が国はこの九条のおかげで一回もよその国に攻めていったことはない。九条が武器だと。しかしながら、この九条でなぜ日本の安全が保障できますか。我が国を侵略しようとする国が何でこの九条を守らなきやいけなかい。それをお聞きしたいんですね。日本が安全を保ってこられた、こないに加減なことを言つて安全を保つてこられたのはなぜか。それは冷戦構造があつて、アメリカが圧倒的に強く、日本とアメリカは同盟状態にある。日本はアメリカの核の傘のもとにある。だから日本を攻める国がなかっただけの話でございます。

そうして、しかもこの条項をこういうふうにならば、これはそういう政治的な要請があつたからであり、日本の国民はこの九条こそが世界に冠たるものである、日本は非武装中立で戦争はすべて嫌だと。戦争は嫌だ、平和がいいと。それはだれでもそうです。しかし、平和を守るためにはどうしたらいいのか。その平和というものが奴隸の平和であつてもいいのかということについてはだれも考えない。先ほどどなたかナポレオンの平和とおっしゃいましたね。それはすべて不正義であり、そして国民を弾圧し押さえつけ、それでもなおかつ平和であればいいのか。そのときに我々はどうすればいいのかということはいずれも教へなかつたわけでございます。

る學者の方でいらつしやいますけれども、本来、
そして、現在の憲法の中核になつていらつしや
る國際紛争を解決する手段としてというものは、侵
略戦争をしない、侵略戦争だけを放棄するという
ことなんだと。しかしながら、あえて従來のそう
いう一般的な解釈、國際的にも通用する一般的な
解釈の意味を超える意味を盛り込んで、これは本
当に非武装中立なんだよというふうに解釈するこ
とも許されないことではないだろうと書いてい

こううふうに前文と憲法九条というものを私は考えるわけでございます。そして自衛隊が、そういういろいろな国民の蔑視、税金泥棒と言われるようなことがありながらも、なおかつ日本の国を守るためにスクランブルを組んで国籍不明機が来れば飛んでいく、私はその姿を見ると本当に感動するわけでございます、よくやってくれていると。ところが、日本国民は一般に、騒音がうるさい、差しとめると言っているのが日本の国民でございいます。きつと、国籍不明機が来てもその方は安心していられる、まくらを高くして寝ていられるんだというふうに考えていらつしやるようでございますが、私はそれは考えないわけでございます。自衛隊については私はそう考えます。憲法九条についてもそう考えます。

憲法九条の解釈が千々に乱れたということは、戦後の我が国の長い歴史の中でいろいろなさまざまな要素というものがあつたわけでございます。

例えばある方々は、日本は軍備がなければ占領するのになんていふというスターリニストの見解もございました。それから、何もするのには嫌だと。これぐらいいい話はない、日本はまだ貧しかったですから経済的に強くなるまでは何れもしないといけないんだ、アメリカがやってくれるんだから日本は金を稼いでいけばいいんだというふうな非常に功利的なエゴイステックな考え方もあったでございます。それから幻想的な、世界は一つ、もうどの国も日本を攻めることもないし、みんな平和を愛好する国である、みんな一緒にいなければならないというふうなそういう幻想的な世界連邦主義というふうなものもあったでございます。

いろんなことがあったと思いますけれども、結局においては、日本国民はその自己の責任を果たすということからうまく逃れられればそれがよろ

しいと、非常に腐敗した平和主義、非常にエゴイ
スティックな態度をとってきたわけでございます
す。しかもそれは、先ほど午前中でございま
すが、どなたもおっしゃいました。とにかく私たち
はどんな不正義であつても戦うのは嫌だ、正義の
戦争でも日本は参加しないんだというふうにおつ
しゃったわけでございます。しかしながら、その
ような態度を日本人が取り続けてきたというこ
とでございますが、それは今まではそういうことが
許されてきたわけでございます。米ソの対立
が終つた後、日本は自分の国の安全というもの
を十分考慮していかなければならないわけござ
います。

○尾辻秀久君 非常に御丁寧な御説明をいただき
ました。要するに私は、このPKO法案と自衛隊
との関係で憲法の問題でいえば、自衛隊も憲法違
反の存在ではなくて、そしてまたPKOに自衛隊
を送ることも憲法違反ではない、このように先生
は明確に言われたと理解をさせていただきます。
もし違つておりましたらまた後ほどお答えをくだ
さい。

○公述人(佐藤欣子君) つけ加えさせていただきます
ますと、自衛隊が海外に行くということについ
て、これをすぐ海外派兵、自衛隊の海外派遣で武
力の行使をもつて行くんだと、こうおっしゃるん
でございます。PKOはそんなことではないわけ
でございます。PKOは非軍事活動であるとい
うことはもう明らかでございまして、軍
人でなければいけないけれども、それは非軍事的
な行動であるわけでございます。

ですから、自衛隊がそれに参加したつて、それ
をもつて直ちにまるで戦争に行く、憲法違反であ
るというわけではございません。そのように言う
ことが国民に対する宣伝、デマゴグであるとい
は言わざるを得ないわけでございます。

○尾辻秀久君 ただいまの先生の御意見でPKO
法案に反対なさる方々の御心配の一つは片づいた
んじゃないか、こう思うわけでございます。

もう一つの御心配でございますが、アジアの諸
国の皆さんがいろいろまさに心配をなさるという
ことについて先生の御意見を伺つてみたいと思
います。

私はこの議論をずっと聞いておりまして、一遍
御専門の方にお尋ねしてみたいと思つて、一週
間が一つございまして。それは、日本の戦後処理
を国際法に見たらどのように評価されるのか、
これはアジアの皆さん方の感情とは別に、国際法
的に見たらどうなるんだらうと思ひながらこの議
論を聞いておりましたので、いい機会でございます
から、先生の御意見を伺つてみたいと存じま
す。

○公述人(佐藤欣子君) まず第一の御質問でござ
います。アジア諸国の反応ということでござ
います。

しかし、アジアといつても広うございましてね。
東北アジア、中国とか韓国、北朝鮮、それから南
西アジア、南アジア、インド、パキスタン、バン
グラデシュというような国もございまして。それ
から東南アジアもございまして。いろいろなところ
がございまして。アジアの反応といひましても、
から私も考えるときは、特に韓国とかあるい
は中国という国々がどういう反応をされるか、こ
れはよく言われるように慎重にしてほしいとい
うことでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたよう
に、確かに日本だつてももちろん慎重でございま
す。それは何も日本がしなくてもいいことで、自
衛隊にお願いをするというふうなことはする必要
がないといひますが、もちろん十分に慎重でござ
いますけれども、しかし、おまえの国は黙つてい
ろ、口は出すな、金だけ出せばいいんだと言われ
ることは一体日本国民にとつて耐えられないこと
でございましょうか。

中国は誇りを持って五百人の工兵隊を出した。
おまえの国は金だけ出せ、黙つていろ、手も出す
ことはないといふことを言われては、それは国際
社会におけるみそつかすではないでしょうかと私

は申し上げたいわけでございます。そのようなこ
とであつて一体よろしいのでございましょうかと
いうことでございます。しかも、カンボジアにま
かれた地雷というものはほとんどが中国製であ
るといふふうに私は承つてゐる次第でございま
す。

次に、アジア諸国で、UNTAACですね、カン
ボジアに派遣している国々を見ますと、これは実
はアジアの国々も非常に多いわけでございます
ね。インドネシア、マレーシア、バングラデ
シュ、それからシンガポール、フィリピン、パキ
スタン、それから中国といふような国々も参加し
てゐる。もちろんロシアも参加してゐる。イギ
リスも参加してゐる、フランスも参加してゐる
わけでございます。オーストラリア、カナダその
他も参加してゐる。オランダも参加してゐる、イ
ギリスも参加してゐる、フランスも参加してゐる
というわけでございます。

ですから、私もいたずらに一部の国々の御
反対を恐れて、あるいはその方々がちよつと文句
を言うかもしれないといふことで、世界的に地球上
の国々のことを考えないで行動をするといふこと
は非常に視野狭窄症のおそれがあるのではない
かといふふうに私は思ふわけでございます。

ですから私は、アジアの反応とおっしゃいま
すけれども、先ほど申し上げましたけれども、カ
ンボジアのさまざまな要人がぜひ日本にも参加し
てほしいといふことも明らかでございま
す。それからUNTAACの明石さんにしても、や
はり日本も参加してほしいと思つてゐる。この
気持ちには本當によくわかるわけでございます。こ
のような行為に日本も地道に参加するといふこと
が必要であるといふふうに私は思ふわけござ
います。

さらに、先ほどの御質問でございまして、戦
後処理の問題でございまして。
日本は、戦争に敗れてから講和条約を結ぶま
で、昭和二十七年に講和条約を結んだわけござ
いますけれども、東京裁判といふような私どもの

歴史にとつてまさに忘れたくない事件もございま
した。このことも私どもは十分考へていかなければ
いけないと思ひますけれども、しかしこのように
戦後処理についてはサンフランシスコ条約という
のがございまして。そのようなことで、また二国間
の平和条約その他の条約に従つて日本国が誠実に
戦後処理問題に対応してきたといふことは否定す
ることができないことであると私は思ふわけござ
います。

主要諸国、例えばいろんな地域との賠償問題あ
るいは財産・請求権の問題、あるいは日本がいわ
ゆる分離した国々、日本が植民地にしてゐた国々
の間の問題といふようなところの処理といふもの
は、もちろん韓国については日韓請求権・経済協
力協定といふものが一九六五年に結ばれて、両
国、両国民間の財産・請求権問題は完全かつ最終
的に解決されたといふことが確認されてゐるわけ
でございます。そして日本は無償では三億ドル、
有償では二億ドルの経済協力を供与したわけござ
います。

また、中国に關しましては、中国の賠償請求権
は中国側が放棄をいたしましたわけでございます。し
かも、その後、日中共同声明といふものが出た以
上は一切そういう問題は存在していないといふこ
とになつてゐるわけでございます。日本はこのこ
とを大いに多としてさまざまな経済協力をしてく
いたことは申し上げるまでもないわけございま
す。

台湾についても、サンフランシスコ平和条約及
び日華平和条約に基づいて処理をされるというこ
とであつたわけでございますけれども、日中国交
正常化によつてそういう取り決めを結ぶことがで
きなくなつてゐるわけでございます。

そのほか、賠償協定でミャンマー、ベトナム、
インドネシア、フィリピン等にはそれぞれ処理を
いたしてゐるわけでございます。
このようなことで、我が国としては誠実にその
国に對してあるいは国民に對して賠償あるいは補
償といふことに当たつてきたわけでございます。

て、日本も今こそ豊かになりましたけれども、大変戦後苦しい時代を経たわけでございます。ほんと四十一年の間の日本人はもう本当に苦しい思いで一生懸命働いてきたわけでございます。その私のような先代の努力というものを私たちは無にするようなことをしてはならないとつくづく思うわけでございます。

○尾辻秀久君 それじゃまた、一生懸命整理させていただきながら聞いておりますので、私の理解したところを整理させていただきますと、日本とアジア諸国との関係は国際法的に見ても日本は誠に戦後処理をしてきた、そしてまた諸国の皆さんの感情としても、今日日本がPKOに行くことに對して決して反対はなさらないというふうな先生は考えておられる、このように理解をさせていただきます。もしまた違いましたら後ほど御指摘をいただきます。

せつかく三人の先生方にお越しいただきまして御質問申し上げないのも余りにも失礼でございますので、残り時間が少ないんですが、小林先生にまず一つ聞かせていただきます。

先ほどちょっと気になったんですが、PKO法案が国連憲章違反だというふうにおっしゃったと私は理解をいたしました。それで理由を一生懸命聞いていたんですが、時間の関係で先生詳しくお述べになりませんが、そのことと何をいま一度御説明をいただかせませんか。

○公述人(小林孝輔君) 国連憲章につきましては、先ほど申しましたように、二条三項でその精神を言っているのは私に思うのでありますが、それは国際紛争を平和的に解決し、国際間の安全を保障するということであります。そういう規定から見ると、その国連憲章の理念、趣旨、規定に違背するのではないかと、そういうことであります。

○尾辻秀久君 これ以上ここで議論するときじゃないと思いますので、先生のお説を伺ったところで、渡辺先生にも一問、もう極めて素朴な質問をさせていただきますかと思うんですが、

て悪いものもあつたと言われました。今、私どもが一番問題にしているといいますが、目下のところ急務だと思っておりますのがカンボジアでございます。このUNTAAC、先生はどういうふうな評価をしておられるか。まだ途中でございしますが、今後どういうふうになるのか。先生のお使いになった言葉で言えば、いいPKOになりそうかどうか、先生の率直な御意見を伺わせていただければと思います。

○公述人(渡辺洋三君) UNTAACそれ自身は、私は、今動いているところですからいいとも悪いともまだ判断しかねるという状況です。しかし、こういう状況のもとでカンボジアの間に中立同意があつて動くという、それは原則は守られていますから、さっきのイラク・クウェートの監視団なんかとは違うという意味ではそれ自体を否定はしておりません。しかし、日本が加わることにについては、さっき言ったようにちょっと疑問はありますけれども、それ自身は、日本は自衛隊が加わらなくともいろんな参加の仕方はあるだろうと思っております。私は、そういう非軍事の協力もって積極的に、これは日本政府のみならず日本の国民全体がやるべきだと思っております。

○尾辻秀久君 それでは、最後にまた佐藤先生にお尋ねをいたしますが、先生が言われました最後の国民感情のことでございます。

私は、掃海艇の派遣などで国民の皆さんのこうしたことに対する御理解というのは最近十分できてきたと思っておりますが、先生はどういうふうな思っておられるか、最後に、ごらんのとおり五分残っておりますので五分でお述べをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○公述人(佐藤欣子君) 日本国民は、戦後長いこと非武装・中立、あるいはとにかくどんなことがあつても戦わない、不戦の誓いというものを国是にしてきたわけでございます。私も本当に戦没者追悼の日に不戦を誓っているその日に、世界の各国では、戦没者追悼の日に戦うことを誓って

いる。自分たちの先代、自分たちの親たちが自分たちのために戦ってくれた、自由を守ってくれた、それに対して自分たちも恥じないようにならなければならないことを日本国民は実は知らなかつたわけでございます。それで、誓っていることも知らないし、すべての国がみんな不戦を誓っているんだというふうな幻想を持って生きてきたわけでございます。それが我が国の長いことこの国でございます。日本がこの国はからどうやって目覚めていくのかということとはなかなか難しいことであらうかと思うわけでございます。

ですから、問題は、政府ないしはそのリーダー、指導者あるいは政治家の皆様方あるいはさまざまな分野の方々が、やはり自分の信じていることを断固として主張されるということが必要であらうと私は思うわけでございます。その意味で、国民の九九%が賛成したからやましよう、八〇%が賛成したからやましようというのは実は民主主義に似て非なるものである。リーダーたるものは断固として決意を持って国民にその信を問ひ、自分の考えることを訴えていかなければならないのではないかと私は思うわけでございます。その意味で、国会の皆様方の責任、責務も非常に大きいものがあるというふうに思うわけでございます。

国民感情というものはなかなか難しいものでございます。その意味ではマスコミも大きな責任があると思ひます。

それからまた、国民感情ということについて言えば、東南アジアあるいはアジアの方々が日本人に對して持つ感情というものは複雑なものがあろうかと思うわけでございます。私もいかに努力をしてもその記憶、追憶というものはなかなか消し去ることはできない、一代、二代ではなかなか消えないものかもしれません。私も、平和というものは長い息をもつて、親交という、平和友好というものは長いレンジのもとに考えなければならぬと思うわけでございます。

もちろん私も、日本人が経済力がついてき

たあるいは強くなったというようなことで傲慢になり、自分たちの考えることが一番正しいのだというふうな考えを持ったり、あるいは貧しい国をばかにするということがあることがあつてはならない。醜い日本人になつてはならない。そして、この富を世界のために、そして日本のためにも本当にためになるように使っていかなければならないというふうな私は考える次第でございます。

○尾辻秀久君 きょうは本当にいろいろ御意見いただきました。ありがとうございます。最後は私どもを励ましていただきました。心して頑張っていかなきゃいけないなと、こういうふうな思ったところでございます。

二分残っておりますが、終わります。

○櫻井規順君 きょうは、我が国のオピニオンリーダーでありますお三方に公述人として御出席いただきました。ありがとうございます。

ここに取組みましたのは、さきの同僚の議員と同じですが、自衛隊の海外派遣は許すな、新たな平和協力のあり方というのは経済建設、地域社会づくり、新しい行政機構の確立という面の民生分野で頑張ってくれ、そういう趣旨のものが来ておりますものから、この次、一般質問させていただきます。以下、質問をさせていただきます。

貴重な時間でございますのでできるだけ簡潔に質問させていただきます。最初、最初に質問の趣旨を少々話をさせていただきます。思います。

わけでありまして。これから我々が國際協力を考える場合に、この負の遺産というものを信頼關係を確立する上においてどう整理するかという問題が二つ目にあると思います。それから、はしょっちゃうわけですが、今いわばポスト冷戦という時代を迎えているわけでありまして、このポスト冷戦という時代に我が国の自主的な外交の基本というものはどこにあるのかというのが三つ目だということに思います。

そして、國際的な平和協力を考える場合に地域紛争というものにどう対処していくかという課題があると思いますし、最後に、我が国の國際平和協力のあり方、こういう問題があると思います。こうした全体の問題に対してきちんとした回答が我が国の外交としても展開されなければならぬというふうに思っています。

以下、そんな趣旨に沿いながら質問をさせていただきます。最初に、戦争の教訓でございまして。

小林先生からまずお伺いをしたいというふうに思います。

小林先生も渡辺先生も戦争の体験を少々お話しになりました。私も十歳のときに終戦を迎えまして、予算委員会でも少々触れたわけでありまして、親に連れられて括弧つきですが満州に行きまして、おやじとおふくろと兄貴を失いまして、十一歳のときに帰って、さんざんな目に遭って戦争が終わったわけでありまして。私は、参議院に出馬するときもいろいろ考えたんですが、歴史あるいは社会というものに流される人ではなくて、歴史、社会というものを考える人間でありたい、こういうことを嫌というほど感じて今政治に挑んでいる者でございます。

さて、それで憲法の評価の問題であります、最初に小林先生にお伺いいたします。

先生の著作や論文は多く読ませていただいている者であります、まず、今日の國際平和協力というものを考える場合に、憲法前文なり第九条の結果たしている役割というものを先生どうご覧に

なっているか基本的なお考えをお聞かせ願いたい、先生は御存じかどうか、宮澤総理も時々言うんですが、我々の方を向いて一國平和主義であってはいけない、こういう主張をされます。この一國平和主義の意味は、先生誤解されると困るわけでありまして、こういう趣旨のように私は感じます。湾岸戦争のときにこの言葉は自民党さんや総理の方から出てきましたが、自分の国さへ平和であれば他の国は顧みない、それがいわば我が国の憲法を支持している社会党の考えであるかのようにおっしゃっております。この一國平和主義という、今の私の説明で足りないわけですが、どんなふうにとらえておられますか、お聞かせ願いたいと思います。

○公述人(小林孝輔君) 平和というのは一体何だろうということから考えていきますと、甚だこれ難しい問題でございまして。我々だけが、よそが戦争しても我々の方が平和であればいいという意味の平和であるというふうに今おっしゃいましたけれども、そういう意味の平和であるならば、まさにそういうような平和は日本国の政治は考えていないと、そういうふうに思います。

といいますのは、例えば安保条約を見ますと、加盟国のどちらかが襲われた場合には共同防衛しようということを書いていますし、一九七〇年をもっとどちらかが一方的に解除してもいい、破壊してもいいという内容がありますけれども、破壊しておりませんから、ですから戦争が起これたらばそいつをわき見で拱手傍觀しているというようないく国平和主義はおかしいというのでしたらば、そういう態度はとっていないのではないかとこのように思います。

けれども、平和主義というものが安穩に幸福に生活する状況ということを意味するものでしたらば、まさに憲法は「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から」除いて、そして「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する」という権利、そういうものを平和というのでしたらば、恐らくこの

願ひ、要求、状況というものは我々のものとして憲法に書いてありますけれども、しかし「われらは」と言っているのは後から「全世界の」とありますから、これは一國のみならず全世界の平和を望んでいるというのが状況ではないでございましょうか。

以上であります。

○櫻井規順君 ありがとうございます。次に、いわばこの前の日本の侵略戦争の負の遺産とも言うべき問題をどうお考えになつていらっしゃるか。負の遺産といつてもなかなかたくさんあります。全体的に言えば、前回の侵略戦争の事実確認なり、あるいは反省あるいは謝罪と、こういう問題に要約できるかと思いますが、具体的には広島や長崎での被爆者の外国人の問題もありますし、強制連行問題、そして最近特に大きくなつていきます従軍慰安婦の問題、あるいは心の傷の問題が教科書等の問題にあらわれてきておりますけれども、そうした問題があります。

こうした問題についてたくさんまだ傷跡が残つておまして、その問題の解決というのが非常に急務であらうというふうに思いますが、いかがでしょうか。PKO法案の問題と関連しながらお話しただければありがたい。

○公述人(小林孝輔君) まさにお説のとおり、負の遺産というものはたくさんあるし、それを清算するということが最も重要な国家、国民の課題ではないかというふうに思います。

多少関連しますが、話は延びますけれども、私も個人もそうでありまして、多くの人が、非常にまづいことを我ながら自分に対してもし、人に対しても、アジアの人たちにもしというふうな考えている人が少なくないということは、私もいろんな文献からわかるのでありますけれども、しかしなお決して十分ではないということを私は感じます。

その例を二つほど挙げたいのでありますが、一つは、私、日本学術会議、ここにおられる渡辺教授も一緒のメンバーであり、彼は部長だったので

すけれども、学術会議におりましたときに、二國間交流計画というのでバンコクの学術交流に参つたことがございまして。そのときに、あそこ世界に有名な比較憲法の学者がおりまして、その方が座談会が終わりました私をホテルまで送ってくれました。いろいろな話をしていたのですけれども、とにかく第二次戦争によって非常に学問も施設もひどい目に遭つて、その復興ができていないのだということを、まだ今から五、六年前でありますけれども、そういうふうにいまして。

私が、タイには世界戦争のことはなかったはずだがと思うので、どこの戦争でかと言つたところが、お国が攻め込みましてと言うので、いやあ日本が行つたのかというんで私はそのときにいささか申しわけないと、自分で知らなかつたので申しわけないという気持ちを持つたわけでありまして。

私は、主としてドイツ憲法を勉強してまいりまして、ドイツに何回か、長いときは一年ちよつと、短いときは二週間ぐらいというところで十回前後ドイツに滞在しましたけれども、いつ行つてもびつくりしますことは、例えばシュピーゲルなんという雑誌があつて、また幾つかの雑誌と週刊誌や新聞やらございまして、ナチスドイツによって国内でのさまざまな暴行、例えばユダヤ人の虐殺でありますとか、それから近隣諸国に対する侵害、権利侵害、財産侵害、あるいは人身侵害含めまして侵害があつたことについて、悪かつた、こういうことをやつたというのを見ないときはございませぬ。非常にいわば負の遺産に対する自己批判というものがいろいろ場合に見え。あるいは文学で、あるいは学問で、あるいはさまざまな政治ニュースで目に触れるのであります。それを見ますと、やはり我々はいかに考えてもまだ反省し切れない面が非常にあります。それをしないうちに例えばこういう軍隊の派遣なんということを考えるとこれはやむを得ないだろうと、こ

ういゝがする次第であります。

以上です。

○櫻井規順君 戦争の、前太平洋戦争の惨禍をも見ず、憲法の精神も酌まず、そして負の遺産に対する真摯な対応もなく、自衛隊の海外派遣のPKO法を急ぐということは非常に問題だと私は意識として持つてゐるわけでございしますが、いま一つ、今ポスト冷戦という時代を迎えまして我が国の外交の基本姿勢の問題で、これも小林先生にお伺いいたします。

今、ドイツのお話が出ましたけれども、ドイツの対応を見てみても、東西ドイツの統一の問題を含めまして今まで相対峙していた国が、東ヨーロッパに向かって信頼を醸成する措置というレベルではなくて、統一の努力をして、アメリカのいろいろな核戦略や軍事戦略に対して、独仏にせよ自立的な外交を展開しようという努力を以てしているということ、あるいはソ連、東欧に向かって一緒に全欧安全保障会議に入りましょうという提案をしているというようなこと、あるいはユーゴスラビア等の紛争に対しても調停の努力で、外交の努力でもって解決しようとしていること、非常に自主的にポスト冷戦という問題に対して積極的に対立関係をなくすために努力をして、軍縮もまた進めているわけであります。

こうした基本的対応というものを、我が国の外交を見てみた場合に、先生、どんなふうにお感じになっておりますでしょうか。

○公述人(小林孝輔君) 外交問題は私よく勉強しておりますのですけれども、冷戦ということとは結局米ソ対立ということであると思ひますが、ソビエトロシアの崩壊によつていわゆる冷戦がなくなったというところは非常に結構なことだと思ひますし、幸福なことだと思ひます。そのような状況をポスト冷戦というならば、ポスト冷戦が政治的に経済的に社会的により継続するよう努力と助力をするということが、外交だけではないでしょうけれども、少なくとも外交においても最も重要な根本線であるう、こういうふうには思ひます。

す。

甚だどうも抽象的ですけども、問題が大きいものですから、失礼します。

○櫻井規順君 大変恐縮でございます。専門家に少々、生の外交問題で恐縮でございます。

次に、渡辺先生にお伺いいたします。

ブッシュ大統領が一九九〇年八月二日の演説で新世界秩序構想というものを打ち出しました。この同じ日にイラクのクウェートの侵略があったわけでありまして、この新世界秩序構想というのは、御案内のように地域紛争をどう解決するか、地域の覇権主義にどう対処するかということが基本になっていて、その基本構想を発表された日に今の事件があった。実は、歴史的事実というのは今だんだん明らかになってくるわけでありまして、イラクがクウェートに侵略をするということとは、一九九〇年の八月二日の前、七月の末にイラクの外相がアメリカの大使を訪ねたときの会談でかなりはつきりとはめかされてゐるわけでありました。

そこで、私は地域紛争の問題についてお伺いするわけでありまして、地域紛争はカンボジアを見てもわかりますように、シアヌーク殿下が統治していた非常に支持率の高かったあの政権が、御案内のように、千九百七十年でしたか、アメリカのバックアップのロン・ノル政権に倒される。その後、中国のいわばバックアップのポル・ポト政権に倒される。その後、今度はベトナムのバックアップのヘン・サムリン政権が成立するというふうな、地域紛争というのは地域に自生的、内生的に発生するのではなくて、外因によつて発生するという面が強い。特にイラクのあの多国軍の戦いは、自分たちの売った兵器を相手にして自分たちが戦うという姿をつくったわけでありまして、こうした地域紛争の解決という問題は基本的にどう対処されるべきものか、お考えがあればちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○公述人(渡辺洋三君) 詳しいことはちよつと時間がありませぬけれども、原則は、さつき言つた

いいPKO、悪いPKOという基準は、やはり民族自決権と内政を尊重して内政干渉にならないPKOがいいPKOで、かつて内政干渉になったのがあるの、それは悪いPKOだと、私の基準からいへばそうなります。

地域紛争というのは、お説とちよつと違ふかもしれないけれども、基本的には国内に要因があると思ふんです。だから、国内的に血も流し合つてゐる、そこへ持つてきて外から国連軍とかあるいはPKOが入つてきてまた血を流し合うことになると、逆にますます解決しないこともあり得る。そういうこともありまして、今、国内紛争といふものは同時に外国の武器なんかみんな使つてゐます。大國の、今までアメリカとかロシアのそういう武器をみんな使つたり、フランス、ドイツの技術を使つてやつてゐるわけですから、北側諸國がそういうことをやつてゐることが逆にその悲惨な戦争を大きくしているわけですね。それが南北問題でもありと私は思ひます。

だから、もともとはその地域の中に紛争の種があるんだけれども、その紛争の種をややくししてゐるのはむしろ北側の処理の仕方にある、そうなるのはいけないんだということ、さつき小林先生が言われましたけれども、国連憲章も、だからできるだけ平和に解決してくださいということ、清岸戦争の場合にもできるだけぎりぎりのところまで待つてくださいということを言つてゐた。それがちよつと私は早過ぎたと思ひますけれども、武力行使に突入するの、もつと経済的制裁、その他の調停、そういうものがいろいろあつたわけですね、フランスその他。そういうふうにしてできるだけ血を流さないような処理の仕方を考えよう外交努力をするというのが、ほかの國でもそういうことですが、特に日本の憲法のもとではそれがいいんじゃないか、基本的にはそう思ひます。

○櫻井規順君 政府提案のこのPKO法案の内容で仮に自衛隊を派遣する場合に、安保条約では第六条で極東事項というのがあつて、日米間の安全

保障の措置を講ずる地域というのは限定されてゐるわけでありまして、この内閣提案のPKO法案は全く地球どこへでもという考えになるわけでありまして、こうした現行安保条約並びに憲法の趣旨に照らして、この内閣提出のPKO法案の問題点といひましようか、それは渡辺さん、いかがでしょうか。

○公述人(渡辺洋三君) 私個人の立場では、憲法の規定を厳密に解釈すれば、先ほどの佐藤公述人とは違つて、やっぱり自衛隊それから安保そのものも違憲だと思つてはおりますけれども、しかし、安保は成立しております。六〇年安保ができましたので、そのもとで考えても、あのときにやっぱり自衛隊は外には出しませんよということ第五條を設けたわけですから、それとの整合性があるんだらうかということ、それから、やはりPKOとか多国軍、むしろ同盟軍ですね、この關係が今はつきりしなくなりつつありますので、清岸戦争のアジア版が起つた場合に、どうもその安保の枠が広がつてきて、事実上領域を超えた本来禁じられてゐる集団的自衛権といふものの方にこれは弾みがかわりはないだらうか。これは政治的な憂慮ですけども、法律的には安保条約五條との關係をすつきりさせていかなければ議論がまずいんじゃないかというふうには思つてゐるわけですね。

そういう点について、やはり何といつても日本國憲法は特殊であるということ、世界的にも認められてゐるわけですから、その特殊性を最大限生かすことが、先ほど申しました日本は日本らしいやり方で國際貢献しようという私の趣旨であります。

○櫻井規順君 今度は小林先生にお伺いいたします。

地域紛争を解決する上で、先ほど國連憲章のお話をお聞かせいただいたわけでありまして、何か地域紛争解決の決め手が日本の自衛隊の派遣であると、これは余りにも短絡的な考え方ではない

か。今まで触れましたように、我が国の政府として國際平和外交の面ですべきことがいっぱいあるのかかわらずこういうことになるのも一つ大きな問題ですが、これからの我が国の國際平和協力のあり方というのを考えてみた場合に、地域紛争の原因というのはやはり経済的貧困というところが一つの大きな土壌としてあると思います。それから先ほど言ったように周辺のいわば大国を中心とした干渉があるというふうに思うわけであり

ます。

そういう中で、結局平和協力のあり方というのは、あるいは地域紛争を起させないポイントというの、一つは、我が国がやっているわけですが経済協力の推進ですね。それから、紛争を予知、予防といましようか、イラク・クウェートの場合もこれは十分予知できたわけでありました。問題は、予防措置がわかっていてもやらなかった。むしろああいう状態にしたいということ

が中心になったかと思うんですが、それはあくまでもやっぱり予知、予防措置を講ずる外交努力だということに思えます。そして信頼醸成の措置というものをやっぱり展開することにあるというふうに思うわけでありまして、この武力によらざる地域紛争の解決のあり方、事前の解決のあり方、こういう点について何かお考えがあればお聞かせ

いただければありがたいですけれども。

○公述人(小林孝輔君) 私、若干これは思いつきみたいなことも入るかと思えますけれども、いわゆるアメリカとソ連の対立した冷戦時代には、しばしば地域紛争というふうに見られたものは代理戦争の趣があったことは知られているとおりであります。そこで、米ソ対立、二大勢力、実は片一方は余り大でなかったんですけれども、二大対立というものがなくなった後のいわゆるポスト

コールドウォー下の地域紛争になりますと、どういふようなものが原因であるのか、どうもはつきりわからないのでありますけれども、しかしあるのは事実であります、どうも見ていますと国内の内紛、派閥争いみたいなものではないか。それ

が激しくなっていく。

ですから、私も本当にまた外交問題というのはよくわかりませんでけれども、内紛でいるんな派閥争いというのは決して外国ばかりの話じゃないですけれども、非常に派閥争い、覇権獲得競争がいっぱいあるとドラスチックな物理的な方法を用いて行われているというのが多くなっている内紛、地域紛争じゃないのかというふうに思われます。けれども、決して好ましいことじゃないのでありまして、今もおっしゃいましたように、確かに一つは貧困もある。これも結局権力で、自分が権力を握ればもつと豊かにしてやるといことが名目であるところの経済戦争であるならば、結局これも権力闘争となります。

ですから、それはどういふような原因なのかというところによって対応が違ってくると思えますけれども、いずれにしても武器をとって殺し合うというところは極めて不都合なことでありまして、例えばだれがどういふコースで武力を売っているのかという、その武力を売るの商人というのか死の国家を探り出し、それに対して、国連の名なりあるいは直接のいわば申し入れなりでもいいですけれども、武器を売るなということをもつと強烈に国連は動くべきじゃないだろうか。

少なくとも日本のような憲法を持って、武力はつくってはいないはずであります、それから軍隊もないはずでありますから、日本こそ、そういうような、国連に対して強硬に、武器を売り買ひするな、あるいは製造をするなということを使う権利も資格もある国が積極的に動くべきだろう、こう思っています。また、そういう武器を搬入させないということ、これはさまざまな経済的な方法もありますし、ルートの、輸送の問題もありましようししますけれども、とにかくそういうことをやる。

それから、和議をする、仲介工作をとるといふことであります、ついでに言いますと、それに武器を持った人員を派遣して、そしてそれを遂行させるということは、むしろこれは火に油とい

ようなことになるのではないかというふうな気がいたします。

若干どうも感想が入ってしまつて申しわけありません。

○櫻井規順君 この国連平和協力法の三条の一は、国連総会決議、国連決議に基づいての我が国のPKOの派遣、PKFの派遣といましようか、になつていくわけでありまして、三条の二になりますと、附属機関ということその幅は広くなつております。そしてまた提案の趣旨にありましように、国連の指揮下に明確に入つて動くといふことではなくて、内閣総理大臣のもとでやるというかなり弾力的な対応になつていくわけであり

ます。

その場合に、これからの近隣諸国と日本との関係でどういふ事態が発生するかわからないわけでありまして、国連決議以外にも、我が国のPKFに自衛隊の派遣の道というのが開かれる危険性があるというふうにも思ふわけでありまして、国連憲章の趣旨から見まして、そうした我が国の自衛隊の派遣という問題に、いかがでしょうか、小林公述人にお伺いします。

○公述人(小林孝輔君) 私も、先ほどの渡辺公述人と同じように、そもそも自衛隊の派遣どころか自衛隊法自身が合憲性が疑わしい、憲法上の正当性が無いというふうにも思っているものですから、その質問はとも基本的にはちよつとお答えしにくいんですけれども、ただ私自身が軍隊へ行きまして、敵が来たら逃げるとか、武器を持っていても使わなければならないんだ、使うような命令は出さないと云うようなことは、口では言え、文字では言えましても、実際には全くこれは空疎なことでありまして。

例えば歩哨に立っていますと、もうすべてのやみの風の動きさえも敵に見えて、猫なんか通つてもすぐ引き金を引きたくなっちゃうんですね。ですから、敵がいて、武器を持っていて、あるいは敵が来るかもしれない状況にあって、仮に来なくても、来なくてもよく警察官が誤射をしたとい

うので責任を問われますけれども、場合によってはピストルを持っていること自身で非常に怖いのであります。

モンテ・ニョという随筆家が昔おりましたけれども、彼が自分の持っていた国がついにあの百年戦争の中でも全然国内よりも、外国からの侵略も受けなかった、それは自分の領土は一切武器を持たなかつたからだといふことを書いておりましたけれども、やはり武器を持っていて、一人でも非常に怖いのでありますから、派遣した軍隊が軍事行動をとらないとか弾を撃たないといふことは非常に望ましいことかもしれないけれども、それは現実性が全くないと言つていいというのが私の体験、経験でございます。

○櫻井規順君 渡辺先生にお伺いしますが、今言つたようなわけで、この内閣提案のPKO法案は国連決議以外にも自衛隊の海外派遣の道が開かれる法律になつていないかどうか、そしてまた武器の行使はないと五条件で内閣の方は説明しているわけでありまして、武器の行使という危険性についてお感じになつていらっしゃるかどうか、その辺いかがでしょうか。

○公述人(渡辺洋三君) 後の方からお話しします。

これは先ほど述べましたように、二十四条の第三項というのは、どう見ても中大型の武器を持った組織としての装備を持った軍隊でありますから、それが要らないならばこういう書き方、こういう文章自身も要らないわけで、むしろこういう法律案ができるということは、そういうものを法律的に許容しているということの意味するわけです。だから、この法律が通れば、どのように自衛隊が中大型の武器を持って出ているともこの法律には違反しないといふことになりますから、その辺で、もともと武器を使用しないといふことならば武器の規定も要らないわけですね。だから、武力行使と武器の使用とを分けるということ自身にやっぱ問題があると思ひます。

そして、一般の隊員の小型というのは限定され

ておりますからいいですけれども、自衛官の場合には、中大型というのとはどこまで伸びるのか、少なくとも法案の、これは政令、規則その他でまた具体的にできれば定まるんでしょけれども、法律に関する限りは、これで通っちゃえば、この枠の中で自衛隊の行動というのをコントロールできる法律的、論理的根拠はなくなるというふうに思います。

それは法律論ですけれども、それから政治的にはまた、さっき言ったようにPKOとかそれから多国籍軍とかだんだん入りまじってくとすれば、そういうPKOじゃなくて多国籍軍の中に日本の自衛隊が入っていくということもそれはあり得ると思います。危険性はないとは言えない、何が起るか分かりませんから。湾岸戦争のアジア版というのは常に考えておかなきゃならない問題だと思っております。そういう場合に備えて、日本はそれを軍事の方で解決しようとするのか、むしろ非軍事の方で解決しようとするのか、むしろこの項目にきていて、そういう法案だと思っておりますので、これが通ればやっぱり日本の状況は一変するということに私は思います。

○櫻井規順君 小林先生に対する質問としては最後ですが、この前の太平洋戦争を考えてみた場合に、アメリカと日本の経済力格差というのはかなり大きな格差があつて、かなり軍部独走の戦争という性格が強いわけでありましたが、アメリカが今世界に軍事戦略を展開しているのは、やはり世界の平和ということと、アメリカが世界に置いてある資産を守るということが一つ大きな目的があるというふうに思います。

今、我々がポスト冷戦、今日の段階を見てみた場合に、アメリカとの経済力というのはむしろ経済摩擦が起るほど力をつけて、それから近隣のアジア諸国には大変な日本の資産があるという状況の中で、日本と現地の皆さんとの間にどういう問題が起きるか分からない。そういう状況の中で、地域紛争、自衛隊の派遣の道と。そうすると、その資産をいわずに軍服の制服軍隊が守るとい

うイメージもこれはもう私は出てくる可能性大だというふうに思うわけですが、そういう心配を私はしていますが、取り越し苦労でしょうか、いかがでしょうか。

○公述人(小林孝輔君) お答えする前に、私、先ほど申しました歩哨の経験でございます。私、戦地へ行つておりません。歩哨をしておったときの緊張感の話をしたわけでございまして、戦地へは行っておりません。戦地での歩哨の怖さというものはございせん。

今の御質問の内容なんですけれども、軍隊を外国にやつた場合にはその軍隊は国益を守るためにのみ動くものではないかという御趣旨でしようか。

○櫻井規順君 そういう面が、そういう機能が出てくるんじゃないでしょうか。

○公述人(小林孝輔君) それは当然だと思ひます。そうなると思ひます。また、もちろんそれだけじゃないかと思ひます。また、もちろんそれだけのものは多くはやはり生命、財産の保護でありましようけれども、もちろんそのほか、国の名譽だとか、今後の政治の方向を有利にするためだとかあると思ひますけれども、直接的にはやはり生命、財産の保護、保障ということじゃないかと思ひます。

○櫻井規順君 先生、ありがとうございます。要するに日本の国際協力には、もう本当に日本の場合は軍人は似つかわしくない、本当に民間の技術者なり専門家の人々との交流というものを中心に考えるときに来ているということを私、痛感しておりますし、先生のお話からもうかがい知るわけでありませう。

佐藤欣子先生、時間がなくなつて恐縮でございますが、ちょっと三つ質問させていただきます。お答えいただければありがたいというふうに思ひます。

先生の本を読ませていただきました。第三十一回国連総会の第三委員会に日本の代表として御出席された。国連の機構の中でもわかりませう

に、安保という分野が今までウエイトが高かつたわけですが、他の環境や文化や教育やいろんな分野がますますその任務が重くなつてくる。特に、東西問題よりもむしろ南北問題がこれから国連の主題になるべきだと思ひます。そういう点で先生のお考えはどうですか。

いま一つは、この我が参議院では、自衛隊の海外出動を為さるることに關する決議というものを自衛隊法と防衛庁設置法を議決したときにしております。その中で、鶴見祐輔参議院議員がこういう発言をしております。「我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということではなければならぬ。如何なる場合においても、一度この限界を越えようと、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。こういう発言と参議院の決議というものをどういうふうにお受けとめになつていかうかというところが二つ目でございます。

もう一つは、従軍慰安婦という傷跡について日本はどう解決したらよろしいか、簡潔に御答弁いただければありがたいと思ひます。

○公述人(佐藤欣子君) 国連総会に二回ほど私は日本政府を代表して参加させていただいたわけでございまして、私が国連で感じましたことは、とにかく当時でも百五十カ国ぐらいございましたが、これらの国々が東西南北の軸の上にあるということでございます。

東西というのは何かといふと、これは自由と不自由、要するに共產主義体制と自由主義体制、東と西の対立でございます。それから南北の対立。これは北と南、豊かな国と貧しい国でございます。そして北の豊かな国と南の貧しい国との間の差は、量的な差ではございませうけれども、それは大変な差があるわけでございます。南の国は北の国に対して絶えず援助を求めます。もっとよくしろという、自分たちの資源をもっと高く買えという要求になる。OPBECが出る前でございますたけれども、そういう動きは既にございました。

そういうことを私はつくづく実感したわけでござ

います。

そして、世界のすべての国々は自由で豊かな国になりたいという大きな動きを示しているというのが私の感じでございます。そしてすべての国々がその軸上で自分たちのナショナルリズムですね、自国の利益を最大限に發揮し、守りたいというふうにして行動している、それが私のひしひしと感じたところでございまして。南北問題の解決というのは非常に重要でございますけれども、それは各国の自助努力もございまして、さまざま南北と南との間の対話ということが行われなければいけません。そして、もちろん我が国は資源の浪費をしないというふうなことで、あるいはさまざまな技術移転によつて南を助けるということも非常に必要なことである。それはもちろんだれも否定することのできないことであらうかと思ひます。

第二に、海外出動をせざるということでございます。

自衛隊の海外出動というのはどういふことかといひますと、これは申しましたとおり、武力の行使の目的あるいは国際紛争を解決する手段として武力の行使をする、すなわち制敵戦争をするということ、そういうことはもうとんでもないことでございまして、私も平和を祈る気持ちは全く人後に落ちないつもりでございます。私も先生と大体同じぐらいの年代あるいはちょっと前でございますから戦争の悲惨さというものは十分知つてゐるわけでございます。そういうことで、自衛隊の海外出動ということは私どもは十分考えなければならぬ。

ただ、PKOと海外出動あるいは武力の行使をもつて海外派遣をするということとは全く違つたわけでございます。国連にはPEO、ピース・エンフォースメント・オペレーション、要するに強制的に平和をつくり出すという第七章がございまして。これはいまだにできませんが、国連軍の行為でございます。それからPKO、平和を維持するための活動ですね。そしてPMO、平和をつくるための活動と、三つの領域に分けることができます

した。

私も今論じているのはPKOの問題でございます。それを混同されまうと、お話が限りなく混乱をしていくわけでございます。そして結局、一たびPKOであろうと自衛隊が海外に行くこと、恐ろしいことになるぞということ、先生方も皆様おっしゃるのでございますけれども、これは日本の民主主義に対する軽蔑、侮辱の言葉であると思っております。日本人はそれほどばかりではなく、戦後の長い民主教育、そして戦前の経験、戦前の恐ろしい戦争への反省ということから日本人は賢くなっている、そんなことで簡単に民主主義制度を否定するような、何かあったらすぐ軍国主義になって恐ろしいことになるというふうなもうおどかしが効くような国民ではないと私は信じております。それから、私は日本国に未来があると思うわけでございます、そのようなおどかしをするということはフェアなことであるとは思えないわけでございます。

簡単に答えを申し上げました。この辺で終わりたいと思います。

○櫻井規順君 どうもありがとうございます。

○常松克安君 何はともあれ、本日三人の先生方にお越し願ひまして、心より改めて重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、私は佐藤先生に御意見並びにいろいろな角度からお教を願ひたいと存じます。ただ、申しわけございませんが十三分でございます。ですから、先生は先ほどから雄弁、多弁でございますので、どうか三三三、現実即応はどうあるべきかということについて伺いをいたします。で、大体一問で四分以内におまとめ願えれば幸甚かと存じますので、よろしく願ひいたします。

我が国はあの湾岸戦争を契機に、国民の中にも国際社会に対する我が国の協力または貢献に対する反省がようやく沸き上がり、一國平和主義ではない、金、物だけではなく、人の貢献をとの

声が上がってまいりましたことは御存じのとおりであります。私たちはこういう中で、国連のもとで平和を守るといふ活動であるPKOに寄せて参画してまいりたい、このPKO法案の成立を目指して努力してまいりました。既に国際貢献の議論を始めて二年有余に相なつたわけでございます。

ここで先生にお伺ひしたいのは、国際社会の日本に対する評価であります。万が一にもこの法案が成立しないようなことになったとするならば、私は国際社会の中で取り残されるの、深い危惧を抱くものであります。国際経験の最も豊かな先生であります。この御意見をお述べいただければ幸々と思ひます。お願いいたします。

○公述人(佐藤欣子君) 簡単に申し上げます。

私は、あるイギリス人と湾岸戦争の開戦の直前にちよつと食事をしたことがありまして、あしたからどうなるだろうと申しましたら、彼女は平然と、私たちは戦争準備ができていますと言われました。なるほど、私たちが戦争準備ができていますというのは、要するに同盟とはともに戦うことである、ともに戦つたということが同盟を強くする、そのことを私はつくづく思つたんです。私もそんな覚悟ができていない。ただ、イギリス人はアメリカ人と強い同盟を持つていて、自分たちは同盟とはともに戦うことであるというふうな考えがある。だから、自分の子供や自分の夫や自分の父が戦争で死んでしまうことをだれが望む者があるか、私は本当にそう思うわけでございます。それをやはりやらなければならぬときはやる、そこにこそ初めて強い同盟といふものはあるんだということでございます。

できるだけそういう機会はないようにしなければいけないけれども、一たび事が起こつたときには同盟とはそういうことである。そうしますと、アメリカ人が日本人に対して、何だ、おまえたちは今まで自分たちの同盟国だと思つて、友人だと思つていたら、いざとなつたら後ろを見せつけて逃げた。これは日本人に対する

る大変な憤激の思いでございます。

私は、そのころアメリカ人に手紙を書いたことがあります。それは別にこんなことを書いたんじゃない、ただまた会いたいねとか、この間ありがとうというふうな手紙でした。そうしたら、そのアメリカ人が私の書いた手紙の裏を使つて返事をしました。近くに來たら寄つてくれと、ニューヨークの人ですけれども。私はそのときに、別にアメリカ人のその人が何も日本の態度を非難したわけではありませんが、なるほどこんなところには日本人に対する憤激の思いというものがあるのかと思つたわけ。それは違ふのかもしれない。しかし、私がそう思つたことは間違ひのないのであります。こういうことで反米感情あるいは嫌日、嫌米といふもの、そして日本に対する要するに反日感情といふものがつくられていくのかと私は思つたわけでございます。

○常松克安君 次に、論点を変えて申し上げます。

私も公明党は、現在国連のPKO、UNTA Cが展開しているカンボジアに石田委員長を初めとする調査団を派遣し、現地をつぶさに調査してまいつたところでございます。その結果、まさに戦後の混乱期であり、さらに厳しい風土も加わり、治安あるいはまた水、食糧、その上四十八度にもなるような気象条件の中で、何一つともとても文民で本格的な支援をすることは難しいのではないかと。このときに自衛隊の能力を活用することが最も適切であるとの判断に至つたわけでありました。

文民が本格的に活躍できるのはUNTA Cの活動が十分にできてから後のことであるとの考えを持つていらっしゃる方々もいらっしゃると思います。特に先生は、報道関係の取材に対してこういうふうにもまた角度を変えておっしゃつておられます。火事のときに危険であつてもあえて火事を消すのを助けることこそ大事だ、まず必要だ、非軍事、民生の援助は鎮火の後だ、こういうふうな端的なコメントを聞かされているわけでございます。我が

国の人的貢献のあり方について自衛隊の活用を含め、御意見を各種さまざま伺ひたいと存じます。

○公述人(佐藤欣子君) 公明党が現地をこらんになられて、自衛隊がどうしても必要だといふような結論に達せられたことはひとくち私は敬服するわけでございます。といふことは、やはりこのような場合には自衛隊のような経験、そして組織、そしていろいろな知識といふようなものが必要であらうかと思つたわけでございます。そして、今おっしゃられましたように、私は、それはもちろん非軍事でございます。PKOといふのはもととが非軍事でございます。軍事の行動ではございません、非軍事でございます。しかしながら、とにかく先方がしてほしいんだといふことをしてあげるのが、これが援助であらうかと思ふんです。協力であらうかと思ふわけでございます。

カンボジアの人たちが何を日本にしてもらいたいのか。例えば地雷を除去してもらいたい、道をつくってもらいたい、平和にしてもらいたい、武器を放棄してもらいたい、それをしてあげることが本当の援助であつて、日本は、我が国の憲法に基づけばこういうふうであるから、もう少し終わつてから薬と食べ物を持ってくるよといふのは、これは向こうの求めるものでもない、それは我が国の独善と自己欺瞞にすぎないだろうと思つたわけでございます。この社会党の提出された法案を見ますと、本當にいわば自己欺瞞、自己満足といふものがあつて、我が国はこうかしませんといふわけでございます。

そこで、先ほど私が申し上げましたように、子供が川に落ちておぼれようとしているときに、とにかく岸までいらつしやいよ、そうしたら私たちはあなたの方を岸の上に向けて、そして薬でも手当てでもしてあげますといふことを言つて、これは決して援助と感謝されるものではない、国際社会で十分評価されるものにはならないでしょう。日本人は大体そのような情けない国民であつたんでしょか。日本人はもっと雄々しい、そして美

しい心を持った国民であつたのではないか。日本人はいつの間にか法廷といふか、細かい法律のあつちやこつちをやつて、そして三百代言の国になつたのかといふのが私の考えでございます。私は弁護士でございますけれども、三百代言ではないつもりでございます。

○常松克安君 どうぞ、時間を気になさらず、もつとおっしゃつていただいて結構でございます。

私たちが自衛隊の活用を含むPKOへの本格的な参加は国際社会の中で日本が果たさねばならない当然の協力であり、責務と考えております。しかしながら各種の世論調査を見ると、PKOへの理解は深まりつつあるものの、いまだに国民の完全な理解を得るまでには至つておられないと考へられます。特に、PKOへの自衛隊の参加が戦争への第一歩だとの誤解からか、子供を持つ母親や戦後御苦労なすつた御婦人など、男性よりむしろ女性の不安が強く出ているようにも報道にございます。

私どもは、こうした国民の理解が正しく行われるまでの間、いわば軍事色の濃いPKFの本体業務を凍結し、その他の分野からPKOに参加し、現実を重視される女性の皆様にまずPKOの実態を知つていただくことを考えていかなきゃならない、こういうふうにも考えております。

先生にお尋ねいたしたいのは、PKOへの国民の理解と、特に女性の理解を得るためにはどうすればいいかという点であります。女性の皆様が佐藤先生のように率直な認識を持つていただくことにはいいのではないかと考えてもこれはあります。存分に御意見を承りたいと思ひます。

○公述人(佐藤欣子君) 私は、言論活動というのが、特にマスコミの啓蒙活動、いろいろな場で議論を闘わすということが非常に重要なことであるというふうに出ております。私が女性の皆様方によくお話をするとときに例をとりましますのは、世の中にはいじめっ子がいる、すこい悪いやつだといじめっ子が悪いことはみんなよく知つてい

る。それからいじめられっ子といふのがいて、いじめられている、泣いている、悲しい思いをしていふ。これがあることも確かである。しかし、問題はいじめっ子といふ子ではなくて、それを見ていふその他大勢の子供たちこそ問題があるのではないかと申し上げるわけでございます。

それは、その他大勢の子供たちがいじめっ子を抑え、それからいじめられっ子を慰め助けてあげれば、いじめという現象はなくなるのではないかと申し上げるわけでございます。日本人自身はかつていじめっ子でございました。世界からさんざん非難を受け、戦争に負け、いじめられっ子、もう二度と私どもはいじめっ子にはなりません。しかしながら、世の中にいじめられっ子がいて、いじめっ子がいるときに、日本は私どもは知りませんと、これが一國平和主義ですが、そのときに何ら手をかすことはいけません。このことではこれはいけなないのではないのでしょうか、それはいじめという現象を減らすことにちつとも役に立たないのではないのでしょうかといふふうに申し上げるわけでございます。そうすると女性の方々もおわかりいただけると思ふんです。

しかしながら、とにかく恐ろしいことになるんだといふいわばデマゴグといふものが、宣伝といふんですか、やはりそういうものが非常に強い。

ですから、私などがこういうことを申し上げると、女にあるまじき言動である、どんな恐ろしい女かといふふうに見えるわけでございますが、それをあえて申し上げるわけでございます。そして、そういうあえて申し上げる女性があえてくれば、これは自然に変わつていくのであろうといふふうに思ふわけでございます。

○答へにはなりません。先生のますますの御活躍を期待するわけでございます。

○常松克安君 以上で終わります。

○立木洋君 日本共産党の立木洋と申します。貴重な御意見、どうもありがとうございます。貴早速、質問させていただきませんが、まず最初

に、渡辺公述人にお考えを述べていただきたいと思ひます。

現在問題になつてゐるこの法案、これがこのまゝ通るなというふうなことは政府自身も思つていないという状況にあるわけですから、さまたまな修正論議が報道されております。その一つに、PKF凍結論といふふうな議論もありま

す。もともとバリ協定では、カンボジアのUNTACの軍事部門はすべて一体であつて、武装して武力行使が認められていふに定められておられます。それを、その一部の軍隊、部隊を、これはより軍事的な色彩の強い部隊に自衛隊が参加するのはだめで、他の支援部隊に参加することはよいといふような論議がありますが、私は全くこれは成り立たない論議ではないかといふふうに思ひます。結局は、自衛隊を部隊として海外に出すといふことにならざるを得ないといふふうに思ふんですが、最近のこの修正論議を踏まえまして、先生は憲法上の論議をどのようにお考えになつておられるのか、お考えを述べていただければ幸いです。

○公述人(渡辺洋三君) 先ほど言つたことの繰り返しになりますけれども、私はPKOそのものには反対じゃないことは確かですけれども、このPKOの中でもPKFといふものが中心になつてい

る場合が多いわけですね。

それで、この法案を見ても、どうしてもPKF中心のやはり軍事立法というふうな感じがするわけ、先ほど申した武器の問題にしてもそうでありま。そういう前提があるといふやういふPKOの活動については、憲法上の制約をやつぱり超えているといふことを先ほどお話ししたわけでありまして、そういうことをやるのならば、むしろもう憲法改正という問題に率直に結びつけて国民に議論してもらつた方がよいと思つてい

るわけですね。だから、憲法改正という手続を踏まないで自衛隊を海外に出すといふことだけを通すといふのは手続的に見てもおかしいんじゃないかといふことを先ほどお話ししたわけですね。

だから、今その修正とか何とか、私よく知りませんが、新聞報道で出ていふようですけれども、凍結とか何とかあつても、この本体部分については私はおかしいと思つていふので、それを凍結したら直るという、凍結は解除されることでもありますし、凍結ならば反対、反対ならばこの法案全体意味がなくなりますから、公明党が凍結を主張されるんだつたら、むしろ反対と言われた方が私は筋が通ると思ひます。

そして、間もなく選挙もあるわけですし、選挙で国民のその意見を聞くといふことで、この選挙の前に慌てて通す必要は何もないんじゃないかといふことは私は思ひます。筋を踏んでいただきたといふことがむしろ法治主義的な筋じゃないかといふことではないかと申します。まだその法案の修正もできていないでしよう、再修正も。だから、出てみなきゃわかりませんけれども、本体部分はそう変わつていないといふことであれば、やつぱりこれはまずいのではないかと申すことではない

です。

どうしても無理して法案をつくつていふから、先ほどの論議を逆に私が援用すると、この法案はかなり三百代言的だといふように思つております。

○立木洋君 それじゃ、次に小林公述人にお尋ねしたいと思ひますが、先生も先ほど申されましたように、この法案の重要な問題点に憲法違反の内容があるといふ御指摘がありました。

それで、私が申し上げたいのは、このPKOが非軍事だといふふうな誤解をなさつていふ向きがあると思ふんです。このPKOの標準行動規定という国連の文書には、中心が軍事活動であつて、これが軍事部門であるといふことは国連の文書に明記してあるんですから、PKOが非軍事だと言われるのはやはり一種の誤解ではないか、国連の規定から見ても誤解ではないかといふふうに私は思ひます。

その点で、今日出されていふ法案、結局この軍事活動を行う場合にこれはPKFが中心になるわ

けですが、そこでは武装した、そして武器の使用が認められた軍隊が活動するということになるわけですね。ところが、この法案では、自衛隊の部隊が海外でこれに参加をして武器を使用する場合に、国連の指揮によって行うものでもない、それから自衛隊の指揮によるものでもない、これはすべて自衛隊員個人の判断にゆだねられる、こんなふうになっているんですね。これが憲法違反になる武力行使なのかどうかというところが、こんな重大な問題が個々人の自衛隊員に任せられるというところは私は重大な問題だと思えます。

ところが、この問題では、この法案には武力の行使にならないような禁止規定、つまり、このようになるとしたら武力の行使になるからだめです。という具体的な規定というのは全くないんです。こういう法案を見れば、まさに憲法違反にならないという保障はこの法案の中にはないんです。ないかというふうに指摘せざるを得ないと思うんですが、この点についての先生の御見解をお聞かせいただきたい。

○公述人(小林孝輔君) 全く同感でございますので、もうそれにはつけ加えることはございません。

自衛隊を海外紛争地に派遣して、そして維持活動や停戦監視団に参加させ、兵力の引き離しや武装解除の監視に参加させるといって、何の要請もありませんけれども、この平和維持軍が武装部隊であり、そしてそれに依拠して行動するようになりまして、軍隊そのものを多少とも見たり聞いたりすれば、そういうようなことがあつたことはあり得ないということ、もうこれは絶対に軍事行動になるというふうに思います。

それから、この際ついでに、先ほど言うまでもないから言わなかつたことなんですけれども、立木先生じゃありませんで、櫻井議員の発言のとき、海外に武力を派遣することは財産の保全のためであるのだからとおっしゃつたのでありますけれども、それはそれだけじゃなくて、いろんなことを目的にするのであらうと私は答えました。

しかし、そういうような目的を武力によって行うということは理論的に見ても事実の上からいって、もたぬあり得ないというので、目的は恐らくそんなであらうと私は言つたわけであつて、だけれども、そうなるものだというふうに私は言つたわけじゃありません。言うまでもなく、歴史的な経験に照らしても理論的にでもそういうようなことは、むしろ逆にこそ作用すれ、財産、生命の保全になることは全く考えられないということをつけ加えてついでに申し上げます。

○立木洋君 時間が来ましたので、ありがたうございました。

○井上哲夫君 私は、連合参議院を代表して、わずかな時間でございますが御質問をいたしたいと思ひます。

私は、国会決議、先ほど櫻井委員が話題にされましたが、参議院で昭和二十九年六月に自衛隊の海外出動をなさざる旨の国会決議がございまして、この国会決議について、これは私も議員がもちろん判断をすることでありまして、御専門の公述人の方にお尋ねをしたい。

佐藤公述人さんについてのお答えは先ほど伺いましたので、時間もありませんので、小林公述人と渡辺公述人に、国会決議についてどのように今これを受けとめるべきか、そして今回の法案についてはどういうふうにとらえようか、御意見を聞かせたいと思ひます。

○公述人(小林孝輔君) どちらに質問の矢が来るかわからなかつたものですから、ちよつとほんやりしてしまいました。失礼しました。

確認させていただきますと、自衛隊法の違憲性ないしは合憲性についてどう思うかということでございますでしょうか。それについて違憲の決議をしたのだけれども、(参議院の国会決議)と呼ぶ者あり)参議院で決議したけれども、それに対する感想でございますでしょうか。

○井上哲夫君 もう一度お尋ねを繰り返します。実は参議院で、昭和二十九年に自衛隊法ができたときに、自衛隊員を海外に出動させない旨の国会決議がその当時の国会議員超党派で成立してあるわけでございます。この国会決議がその後何度も選挙を重ねてきて、今生きているのか死んでいるのか、生きていてどういう力を持っているのか、さらに、その既定の国会決議は佐藤公述人の御見解では今回のPKOには関係がないという御解釈であつたわけでございますが、小林公述人さんその点の御見解、さらに続いて渡辺公述人に同じ質問で御見解を承りたい、こういう趣旨でございます。

○公述人(小林孝輔君) よくわかりました。自衛隊そのものを私は、先ほど申しましたように憲法に妥当しない、こう考えております。それは、「国際紛争を解決する手段としては」ということを条件つきと見ないで、条件つきの戦争肯定ないしは戦争肯定というのとは結局においては戦争肯定であるというふうな理論あるいは歴史的事実からであります。

けれども、憲法学の中には、「国際紛争を解決する手段としては」というのを専守防衛ならば認める、攻撃は認めないというふうな条件つきで認める学説がございまして、そういう学説に立ちますと、防衛上の軍隊、つまり自衛隊なら認めるといふことになりまして、しかし、その学説に立ちますと、それは国内的な防衛ならば軍隊を認めるけれども攻撃的なものは認めないとなりますから、海外派兵は許さない。この憲法が存在する限りにおいては先ほど伺いました決議といふものは妥当である、こういうふうには私考えます。よろしうございましょうか。

○公述人(渡辺洋三君) 私も院の決議は賛成です、どんな理由でも海外に出すことはい方がいいて私は思います。院の決議ですから、恐らく院でまた責任を持つてあの決議を取り消すまでは院の決議として皆さん方を拘束しているのではありません、これは。

○井上哲夫君 今、渡辺公述人のお話は、院の決議ができてその解除の決議がない限り引き続き国会決議というのは生きておる、こういう趣旨でございますか。

○公述人(渡辺洋三君) それは事情変更の原則がありますから、事情が変わつたらということでは院の決議をまた変えるということは論理的にはできません。だけれども、それをやらない限りはやっぱりそれに拘束されているんじゃないですか。

○井上哲夫君 その点は今、小林公述人は触れられなかつたのでございまして、その点はいかがでございますか。

○公述人(小林孝輔君) 妥当であると申しましたのは生きていてという意味でございます。今でも決議が生きていると考えなければならぬと思ひます。

○井上哲夫君 それでは、もちろん今の国会決議によつて今回の法案はやはり触れるものであるというところでございまして。

○公述人(小林孝輔君) 全くそのとおりでございます。ですから食い違つていふふうには思ひます。

○公述人(渡辺洋三君) そうだと思ひます。ただ、変わる場合には無定見に変わるわけにいかないで、理由があるから、こういう理由があつて今回は変えますよという院の決議ができれば別ですけれども、それまでは拘束されているはずで、

○井上哲夫君 時間がないということで慌ていろいろかいつまんだ質問をいたしまして、公述人の方に少し戸惑いを与えましたことをおわびして、私の質問を終わります。

○田淵哲也君 民社党の田淵でございます。佐藤公述人さんにお伺いをします。

最近の雑誌に佐藤さんはこういう言葉を書かれておられます。

「日本の滅亡は始まつた——これが、私の実感である」一九九〇年十一月二日付の産経新聞「正論」紙上で、私はこのように書いた。そしてそれは、現在もなお私の実感である。それどころか、日本の政治の推移は、その実感をさらに深めるのみなのである。

最近の平和と安定した我が国の社会では一般の国

民が見ればこれは非常にショッキングな言葉だと思いが、私はこの言葉が肺に突き刺さるような気がします。

そこで、佐藤さんにもう少しこれを詳しく説明いたしたいと思います。

○公述人(佐藤欣子君) 本当にどうもありがとうございます。私の書きましたことをそのように胸にとめていただきましてありがたいと思っております。

といいますのは、私がそれを書きましたのは、やはり日本の現在の政治の推移でございますね、そして新しい国民の要求がいろいろあるのにそれを国会、政治が十分吸収し得ない、そして、国民が非常にそれをもどかしく思っている。それはこのPKOについても同様でございます。本当に日本はなぜこのPKOにちゃんと参加できないのだろうか、それを私は思うわけでございます。

そして、国が非常に榮えているように見えるとき、実は既に衰亡は始まっているというのがすべて事実であろうかと思うわけでございます。戦後日本は、非常に四十年間官々として努力をして世界にもまれに見る経済発展をしてこのような立派な国になったわけでございますけれども、実は日本は、日本の近代を四十年ずつに区切って非常に衰亡を繰り返しているということを言われるわけでございますけれども、日本が国際的に期待されている役割を果たし得ないとき、日本が自分がどういふことをすべきか、世界からどういふふうに思われて何を望まれているのかということがわからなくなるときに、日本はいつとも滅亡への第一歩を始めている。

それはかつて昭和二十年ですね、四十年前、日本が太平洋戦争で敗れて、本当にひどくなつてしまつた。その前の四十年間は日本はすべきことをしなかつた。そのためにその後、日本は衰亡の道をたどつたんだということが言われるわけでございますけれども、昭和六十年以降まさに日本はそういう道をたどっているのではないかと。

例えば、これは申し上げれば日米の緊密な同盟関係というものが戦後の日本を支えたわけでございます。日本の繁榮というものを支えてきた。アメリカは日本に市場を提供し、安全を提供し、そして日本を国際社会に復帰させた、そういう国であつたわけでございますけれども、その日米間の親密な関係というものが今や危うくなつていふ。そして、アメリカはアメリカの問題の上に非常に大きな困難に直面をしている。ソ連はこのように旧ソ連が崩壊をしていふ。そして、中国もあれば北朝鮮もある、韓国もある。

そういう世界の情勢の中で日本は本当に何をすべきかといふことについて見通しを持てているのだろうか。ここにいらつしやる政治家の皆様方が本当に日本の将来を憂へ、先憂後樂といふ思いで日本の将来を考えなければ日本は本当に危ういのではないかと、日本の経済繁榮はもう終わりではないかといふのが私の実感でございます。そんなことでそういうようなものを書いたわけでございます。

○田淵哲也君 私も前から人間の歴史を振り返つてみますと、永遠に繁榮した国はございせん。また、繁榮の中にこそ衰退の芽は生ずるといふ西洋の哲學者の言葉もございせん。ただ、そういう繁榮から衰亡に向かうときにはさまざま原因があり、さまざまなきつかけがあるかと思ひます。その中で最も普通なもの、情勢が変わつたのにそれに気がつかない、従来の発想とか従来の論理といふものから抜け出ようとしなない、そういうことが衰亡のきつかけをつくるという例は非常に多いと思ひます。

私もこの国会のPKOの論議に参加しておりますけれども、かつては國論を二分するやうな重大な政治上の論議がありました。戦後は単独講和か全面講和かといふ問題、日米安保条約反対か賛成かといふ問題、その都度國論を二分するやうなことで国会も紛糾して決まりました。

確かに、単独講和より全面講和の方がいい、これは理想としてはそうです。しかし、もう既に東

西の力の抗争が始まつた状況では、これは理想論であつて現実的ではありませんでした。それから、日米安保条約を結ばば戦争に巻き込まれる、中国、ソ連こそ平和勢力だ、こういう議論もありました。しかし、今日振り返つてみると、あのときの決定といふものは間違つていなかったと思ひます。単独講和に踏み切つて日本が西側の一員として戦後の独立国の第一歩を踏み出したことは間違つていなかった。そして、ヤルタ体制の中で東西の抗争がある以上は、日米安保条約を結んで日本の安全保障を図るといふことも間違つていなかったと思ひます。

このPKOの論議でも、くしくもこの賛成、反対の勢力を見ますと、その当時のときとよく似ておるわけですね。私は、その意味で、今こそ旧來の發想をもう一歩前進させて新しい世界をつくるために、新しい日本をつくるために整々たる論議で結論を出すべきだ、このように考へておりますが、御意見を伺ひまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○公述人(佐藤欣子君) 全く先生のおっしゃる通りだと思ひます。

新しい發想に立つて我が國の行方を見詰めるということが本當に必要であり、そのためには政治的なリーダーシップが大いに發揮されることを心から期待する次第でございます。

○田淵哲也君 終わります。

○喜屋武眞榮君 参院クラブの喜屋武眞榮でございます。たつた三分間のつまみ食いをお許し願ひたいと思ひます。

まず、佐藤先生にお尋ねします。人間一人の人は地球よりも重いと言われておりますが、この基本的な人権といふことをどう考へますかといふことをお尋ねします。

次に小林先生にお尋ねしたいことは、平和は人間が人間らしく生きていく上に最低の條件であるとも言われておりますが、この平和といふのはどう考へますか。

次に渡辺先生にお尋ねしたいことは、持つこと

は使うなりであるという至言もございしますが、実は武器の行使についてであります。

人類の軍備の歴史の中で、兵器を持つて、つくて使わなかつた歴史はない、こう言われておるやうであります。このPKOに関連しても武器の行使といふことが非常に大きな問題になつておるやうであります。それぞれ一言承りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長(下条進一郎君) それぞれ手短にお願ひいたします。

○公述人(佐藤欣子君) 先生の御質問の要旨は、國家と個人の關係かと思ひます。基本的な人権をどう考へるかといふお話でございます。

もちろん、個人にとつて自分の命ほど大切なものはない、自分の人権ほど大切なものはないわけでございますけれども、それはその個人にとつては大切でございますけれども、そのほかの人にとつてはその人のほど大切ではないのでございします。これが事實でございます。國家と社會の關係、國家と個人の關係はそういうものであると思ひます。ですから、もし施政者が個人の人権は地球より重いと云つたら、そのときその施政者は政治指導者としての資格を失つたと言わざるを得ないと思ひます。

○公述人(小林孝輔君) 平和とは何かといふ御質問でございますけれども、非常に難しいことでありますけれども、私の一言でもつて言わしめれば、自由と平等の社會状況だと思ひます。それは物理的な力の行使をやめることだといふふうに思ひます。

○公述人(渡辺洋三君) 武器は使用するために持つていくわけですから、だから、私は絶対にいけませんよといふように言つてゐるわけですね。

○喜屋武眞榮君 ありがとうございます。

○委員長(下条進一郎君) これにて公述人に対する質疑は終わりました。

この際、公述人の方々に一言お礼を申し上げます。

皆様には、長時間にわたり有益な御意見をお述

べいだきまして、まことにありがとうございます。拝聴いたしました御意見は、本委員会の審査に十分反映してまいりたいと存じます。委員会を代表いたしまして心から厚くお礼を申し上げます。(拍手)

明二十七日午前十時に委員会を開会することとし、これをもって公聴会を散会いたします。

午後四時四十六分散会